

大山隠岐国立公園の管理及び利用に関する調査
-安全かつ快適な利用環境の整備に向けて-

結果報告書

平成31年3月

中国四国管区行政評価局

目 次

	頁
第1 調査の目的等	1
第2 大山隠岐国立公園の概要と取り巻く環境	2
第3 行政評価・監視結果	20
1 公園施設の整備・維持管理	20
(1) 公園施設の整備	20
ア 国立公園事業の実施	20
イ 車いす使用者のための取組	28
(2) 公園施設の維持管理・安全対策	50
(3) 景観の改善対策	66
2 利用者への情報提供	75
(1) 利便性向上のための情報提供	75
ア 公共標識の適切な整備・維持管理	75
イ 公共標識以外の情報提供	95
(2) 安全確保に係る情報提供	116
(3) 外国人利用者への情報提供	142

図 表 目 次

第 2 大山隠岐国立公園の概要と取り巻く環境

図表①	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)(抜粋)……………	5
図表②	国立公園利用者数の推移……………	5
図表③	主な公園区域の見直し(大山隠岐国立公園)……………	5
図表④	大山隠岐国立公園の地域……………	5
図表⑤	山地部と海岸・島しょ部……………	6
図表⑥	明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたい日本へ-概要(抜粋)・	7
図表⑦	満喫プロジェクトの概要、目標及び先行モデルとなる国立公園……………	7
図表⑧	「ステップアッププログラム 2020」の策定(平成 28 年度)……………	8
図表⑨	大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 を策定・進捗管理する協議 会……………	8
図表⑩	大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 の概要……………	9
図表⑪	大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 への取組の例(トイレの洋 式化、駐車場整備 島根県)……………	10
図表⑫	大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 への取組例(公共標識の多 言語化 岡山県)……………	11
図表⑬	大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 への取組例(ソフト事業 島根県)……………	12
図表⑭	大山寺周辺にリニューアルオープンした様々な主体による施設……………	13
図表⑮	大山寺地区による景観改善の取組(鳥取県大山町)……………	14
図表⑯	三瓶山東の原地区における休業施設のリニューアルオープンと廃屋撤去の取 組(島根県大田市)……………	14
図表⑰	訪日外国人利用者数の推移……………	15
図表⑱	ジオパーク……………	15
図表⑲	ジオパークの認定と国立公園との重複状況……………	16
図表⑳	大山隠岐国立公園内のジオパーク……………	16
図表㉑	国立公園とジオパークとの連携(環境省)……………	17
図表㉒	国立公園とジオパークとの連携例【中国四国地方環境事務所の取組】……………	18
図表㉓	国立公園とジオパークとの連携例【島根県の取組】……………	19

第 3 行政評価・監視結果

1 公園施設の整備・維持管理

(1) 公園施設の整備

ア 国立公園事業の実施

図表 1-(1)-ア-①	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）	22
図表 1-(1)-ア-②	公園計画と事業決定、事業執行の関係	23
図表 1-(1)-ア-③	事業に関する計画数、事業決定数・事業執行数・事業執行者別事業執行数	24
図表 1-(1)-ア-④	事業執行者が不明になっている又は不明になっていた公園計画	25
図表 1-(1)-ア-⑤	中国四国地方環境事務所が事業譲渡を認識していない例	26
図表 1-(1)-ア-⑥	関係者の合意を得て事業を進めることが必要と考えられる事例と関係機関の意見	27

イ 車いす使用者のための取組

図表 1-(1)-イ-①	「国立公園集団施設地区等ユニバーサルデザインガイドライン」（平成 21 年 2 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室）（抜粋）	31
図表 1-(1)-イ-②	「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）	32
図表 1-(1)-イ-③	「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）	33
図表 1-(1)-イ-④	「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）	35
図表 1-(1)-イ-⑤	「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）	37
図表 1-(1)-イ-⑥	「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）	38
図表 1-(1)-イ-⑦	車いす使用者のための施設の整備状況	39
図表 1-(1)-イ-⑧	車いす使用者用駐車スペースが整備されていないため支障が生じるおそれのある例	40
図表 1-(1)-イ-⑨	車いす使用者への配慮が不十分な例	41
図表 1-(1)-イ-⑩	維持管理が不十分なため車いすで利用しにくい例	43
図表 1-(1)-イ-⑪	車いすで通行できる園路の情報が提供されている推奨例	45
図表 1-(1)-イ-⑫	車いすで通行できる園路の情報が提供されていない例	47
図表 1-(1)-イ-⑬	ガイドラインと技術指針の県・市町村への周知状況	48
図表 1-(1)-イ-⑭	中国四国地方環境事務所のホームページにおける車いす使用者のための施設設備の案内状況	49

(2) 公園施設の維持管理・安全対策

図表 1-(2)-①	「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環	
------------	--------------------------------------	--

境整備課) (抜粋)	53
図表 1-(2)-② 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会) (抜粋)	53
図表 1-(2)-③ 「中国四国地方環境事務所国立公園巡視・点検実施要領」(平成 29 年 7 月中国四国地方環境事務所) (抜粋)	54
図表 1-(2)-④ 「中国四国管内所管地・直轄施設等維持管理要領」(平成 29 年 7 月中国四国地方環境事務所) (抜粋)	55
図表 1-(2)-⑤ 公園施設の巡視・点検の実施状況	56
図表 1-(2)-⑥ 維持管理・安全対策が不適切となっている環境省が設置した公園施設の例	57
図表 1-(2)-⑦ 破損したまま放置されている公園施設の例	58
図表 1-(2)-⑧ 通行しづらくなっていることが、入口などで注意喚起されていない例	62
図表 1-(2)-⑨ 施設・設備が使用困難となっている公園施設の例	63
図表 1-(2)-⑩ 「ポケットガイド」のイメージ(大山・蒜山地域の例)	65

(3) 景観の改善対策

図表 1-(3)-① 工作物・広告物の設置・掲出の許可に関する法令	68
図表 1-(3)-② 工作物・広告物の設置・掲出に関し国立公園管理計画に定めた許可基準の例(大山隠岐国立公園)	70
図表 1-(3)-③ 廃棄物等に関する法令等	71
図表 1-(3)-④ 許可基準に適合しない工作物・広告物の例	72
図表 1-(3)-⑤ ビューポイントに海岸漂着物が散乱している例	74

2 利用者への情報提供

(1) 利便性向上のための情報提供

ア 公共標識の適切な整備・維持管理

図表 2-(1)-ア-① 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)	77
図表 2-(1)-ア-② 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定) (抜粋)	78
図表 2-(1)-ア-③ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)	79
図表 2-(1)-ア-④ 公共標識のタイプ	80
図表 2-(1)-ア-⑤ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)	80

図表 2-(1)-ア-⑥	「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)	81
図表 2-(1)-ア-⑦	案内標識の周囲に警告や注意喚起などの標識が乱立している例	82
図表 2-(1)-ア-⑧	目的地への誘導が不十分な例	83
図表 2-(1)-ア-⑨	所要時間、距離、標高などの情報が標識によって異なっている例	85
図表 2-(1)-ア-⑩	ジオパークに認定されたのにその旨の解説がない例	87
図表 2-(1)-ア-⑪	倒れたまま放置されていたり破損・老朽化して読みにくい例 ..	88
図表 2-(1)-ア-⑫	掲載されている情報が古くなっている例	90
図表 2-(1)-ア-⑬	標識に掲載された QR コードを携帯電話で読み込んでも、リンク先が削除されている例	91
図表 2-(1)-ア-⑭	悉皆調査により公共標識の状況を把握している好事例:大田市	92
図表 2-(1)-ア-⑮	悉皆調査により公共標識の状況を把握している好事例:島根県	93
図表 2-(1)-ア-⑯	公共標識台帳を作成している好事例:大山町	94

イ 公共標識以外の情報提供

図表 2-(1)-イ-①	「訪日外国人旅行者の国内における受け入れ環境整備に関する現状調査」(2017 年 総務省、観光庁)(抜粋)	100
図表 2-(1)-イ-②	「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会)(抜粋) ..	101
図表 2-(1)-イ-③	ステップアッププログラムにおける Wi-Fi 環境整備の取組方針	101
図表 2-(1)-イ-④	中国四国地方環境事務所ホームページ(国立公園へ出かけよう! 『大山・蒜山』)による無料 Wi-Fi 整備施設の情報提供	102
図表 2-(1)-イ-⑤	地方公共団体のホームページによる無料 Wi-Fi 整備施設の情報提供の例(大田市)	103
図表 2-(1)-イ-⑥	観光庁による訪日外国人旅行者向け無料公衆無線 LAN スポットの情報提供	104
図表 2-(1)-イ-⑦	ビジターセンターの法令等における位置付け	105
図表 2-(1)-イ-⑧	「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)	105
図表 2-(1)-イ-⑨	ビジターセンターの機能	106
図表 2-(1)-イ-⑩	無料 Wi-Fi を整備している公園施設のホームページでの案内状況	107
図表 2-(1)-イ-⑪	Wi-Fi の案内の多言語化の状況	108
図表 2-(1)-イ-⑫	「中国四国地方環境事務所防災業務計画」(平成 19 年 8 月中国四	

国地方環境事務所長決定) (抜粋)	108
図表 2-(1)-イ-⑬ 大山ナショナルパークセンターに置かれている地図 (中国四国地方環境事務所ホームページには載っていない)	109
図表 2-(1)-イ-⑭ サヒメルの開館時間と休館日に関する情報の異同<パンフレット、ホームページ、玄関の表示別>.....	111
図表 2-(1)-イ-⑮ ポケットガイド上のマークと現地の状況とが異なっている例	112
図表 2-(1)-イ-⑯ 大山地域の冬期期間のトイレ閉鎖案内	114

(2) 安全確保に係る情報提供

図表 2-(2)-① 「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号環境庁自然保護局長通知) (抜粋)	120
図表 2-(2)-② 「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)	121
図表 2-(2)-③ 「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)	122
図表 2-(2)-④ 「環境省 国立公園 ホームページ (大山隠岐国立公園 注意事項)」(抜粋)	123
図表 2-(2)-⑤ 「大山蒜山地域ビジョン 新たな魅力の創生に向けて～つなぐ、つながる～地域力を活かした多様性あふれる公園づくり」(平成27年大山隠岐国立公園大山蒜山地域連絡協議会) (抜粋)	124
図表 2-(2)-⑥ 登山口で必要な注意喚起が行われていない例	125
図表 2-(2)-⑦ イノシシの掘り返し跡に注意喚起している例とこれをしていない例	126
図表 2-(2)-⑧ 登山道の危険箇所を日・英2か国語とピクトグラムで注意喚起している例 日本語のみで注意喚起している例.....	127
図表 2-(2)-⑨ 歩道が川の増水時に渡れないことの注意喚起が現地とホームページで周知されていない例	128
図表 2-(2)-⑩ 登山道の危険箇所の周知が市所有の施設にとどまり、登山口やホームページで周知されていない例.....	129
図表 2-(2)-⑪ 緊急時の連絡先の周知の有無と周知していない理由	130
図表 2-(2)-⑫ 緊急時の連絡先の周知	131
図表 2-(2)-⑬ 携帯電話の通話可能な地域の情報提供状況	132
図表 2-(2)-⑭ 携帯電話の通話可能な地域を情報提供していない理由 (7機関) ·	132
図表 2-(2)-⑮ 携帯電話の通話可能な地域を周知している例	133
図表 2-(2)-⑯ 携帯電話の通話可能な地域についての登山口での情報提供状況 ·	134
図表 2-(2)-⑰ 携帯電話の通話可能な地域についての登山口での周知内容	135

図表 2-(2)-⑱	携帯電話の通話可能な地域を情報提供している理由 (3 機関) ……	136
図表 2-(2)-⑲	大山隠岐国立公園の登下山届ポストの設置状況 ……	137
図表 2-(2)-⑳	山岳関係 10 機関による登下山届の呼びかけの状況 ……	138
図表 2-(2)-㉑	登下山届の提出を呼びかけていない理由 (4 機関) ……	138
図表 2-(2)-㉒	コンパスのイメージ ……	139
図表 2-(2)-㉓	コンパスの周知例 ……	140
図表 2-(2)-㉔	登下山届の提出を呼びかけている理由 (6 機関) ……	141

(3) 外国人利用者への情報提供

図表 2-(3)-①	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋) ……	146
図表 2-(3)-②	「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26 年 3 月国土交通省観光庁)(抜粋) ……	147
図表 2-(3)-③	「多言語表記対訳語集」(「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)掲載)(概略) ……	148
図表 2-(3)-④	「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会)(抜粋) ……	149
図表 2-(3)-⑤	コミュニケーション支援ボード ……	150
図表 2-(3)-⑥	地域観光資源の多言語解説整備事業(文化庁・環境省連携) ……	151
図表 2-(3)-⑦	英語表記の一覧表の概略(隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会作成) ……	152
図表 2-(3)-⑧	調査対象とした英語版の各媒体一覧(53 種類) ……	153
図表 2-(3)-⑨	同一地名・施設の名称に用いる英語表記が異なっている状況 ……	155
図表 2-(3)-⑩	中国四国地方環境事務所の英訳が不統一な例(18 事例) ……	157
図表 2-(3)-⑪	どのような場所かを表す部分の英訳が不統一な例(10 事例) ……	158
図表 2-(3)-⑫	どのような場所かを表す英訳を付記しているものと、名称のローマ字表記のみのものが混在している例(10 事例) ……	159
図表 2-(3)-⑬	複数の読み方のローマ字表記が混在(2 事例) ……	160
図表 2-(3)-⑭	施設の旧名称の英訳が混在(1 事例) ……	160
図表 2-(3)-⑮	コミュニケーション支援ボードが設置されている施設 ……	160
図表 2-(3)-⑯	コミュニケーション支援ボードへの意見 ……	161

第1 調査の目的等

1 目的

国立公園は、自然公園法（昭和32年法律第161号）により、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定するものをいい、現在、全国で34か所が指定されている。

大山隠岐国立公園は、大山・蒜山・三徳山、隠岐島、島根半島（東部、西部）、三瓶山の5地域（陸域面積のみで延べ35,353ha）から成る変化に富んだ山岳景観と海岸景観を有し、鳥取県、島根県及び岡山県の合計18の市町村にまたがっており、その年間利用者数は、近年900万人前後であったが、出雲大社の遷宮の影響もあって、平成25年には約1,500万人と大幅に増加し、その後も約1,300万人で推移している。

また、大山隠岐国立公園は、環境省が推進している「国立公園満喫プロジェクト」により、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施する国立公園（全国で8国立公園）に選定されており、平成32年の訪日外国人の国立公園利用者数を27年の2.5倍にすることを目標に、以前にも増して利用者にとって魅力ある公園としての整備やきめ細かな情報提供が求められている。

しかしながら、大山隠岐国立公園を取り巻く現状をみると、①ユニバーサルデザインに即した施設の整備が更に必要、②登山、遊歩道、施設の利用に関する情報提供の一層の充実が必要など、施設の適切な管理や利用者の安全性、利便性の向上を図る上で、より一層の対応が求められる。

この調査は、大山隠岐国立公園における安全かつ快適な利用の増進等を図る観点から、公園施設の整備及び維持管理、利用者に対する情報提供の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省中国四国地方環境事務所

(2) 関連調査等対象機関

ア 県（3県）

鳥取県、島根県、岡山県

イ 市町村（11市町村）

（鳥取県）琴浦町、大山町、江府町

（島根県）松江市、出雲市、大田市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

（岡山県）真庭市

ウ 関係団体

第3調査結果の項目2(2)及び(3)で調査した「山岳関係10機関」は、既述の中国四国地方環境事務所、鳥取県、島根県、岡山県、琴浦町、大山町、江府町、大田市、真庭市のほか、岡山県新庄村である。

3 担当部局

総務省中国四国管区行政評価局

4 調査実施期間

平成30年9月～31年3月

第2 大山隠岐国立公園の概要と取り巻く環境

説明	説明図表番号
<p>1 大山隠岐国立公園の概要</p> <p>国立公園は、日本を代表する自然の風景地として、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき国が指定するもので、平成 31 年 1 月現在、全国で 34 か所が指定され、年間 3 億人以上が利用している。</p> <p>大山隠岐国立公園は昭和 11 年に指定され、数度の区域の見直しを経て、平成 31 年 1 月現在、35,353ha にわたる面積（陸域）は鳥取、島根、岡山の 3 県にまたがり、大山・蒜山・三徳山、隠岐島、島根半島（東部、西部）、三瓶山の 5 地域から成り立っている。</p> <p>この公園は、山地部と海岸・島しょ部とから構成され、①山地部では、豪快な火山地形、豊かな森林、広大な草原などで、個性豊かな山岳景観と多様な動植物を見ることができること、②海岸・島しょ部では、火山活動・地殻変動・気候変動・沖積作用・侵食作用などが組み合わさって形成された多彩な海岸景観と、海岸や島しょ独特の生物を見ることができることが大きな特徴となっている。</p> <p>環境省中国四国地方環境事務所（以下「中国四国地方環境事務所」という。）によれば、大山隠岐国立公園の利用者数は、以前は年間 900 万人前後であったが、平成 25 年には出雲大社の遷宮の影響もあって約 1,500 万人に急増したのち、近年では 1,300 万人前後で推移している。</p>	<p>図表①</p> <p>図表②</p> <p>図表③</p> <p>図表④</p> <p>図表⑤</p> <p>図表②(再掲)</p>
<p>2 国立公園満喫プロジェクトへの取組</p> <p>政府は、平成 28 年 3 月、2020 年の訪日外国人旅行者数を 4,000 万人とすることを目指して「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）を策定しており、これを実現する施策の一つとして、日本の国立公園を、世界最高水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることとしている。</p> <p>これを受け、環境省は、日本の国立公園を世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる旅行目的地とするためのプロジェクトである「国立公園満喫プロジェクト」（以下「満喫プロジェクト」という。）に取り組んでいる。特に、訪日外国人旅行を伸長する潜在力、特徴あるテーマ性、モデル性などの観点から、先導的モデルとなる 8 国立公園を選定し、計画的・集中的に、これらの国立公園に訪日外国人旅行者を惹きつけるよう取り組むことにしており、大山隠岐国立公園は、この先導的モデルの一つである。</p> <p>この満喫プロジェクトでは、国立公園ごとに、関係する国の機関、地方公共団体、民間事業者、観光団体などから構成される協議会を設け、公園内に設定する重点取組地域（以下「ビューポイント」という。）での具体的な取組方針を、平成 28（2016）年度から 32（2020）年度までの 5 年間で計画期</p>	<p>図表⑥</p> <p>図表⑦</p> <p>図表⑧</p>

<p>間とするロードマップ（「ステップアッププログラム 2020」）として策定した上で、事業に取り組むこととされている。</p>	
<p>大山隠岐国立公園においても、平成 28 年 9 月、「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会」が設立されており、28 年 12 月、この協議会が「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020（以下「ステップアッププログラム」という。）」を策定し、約 300 の事業が盛り込まれている。</p>	<p>図表⑨ 図表⑩</p>
<p>今回調査対象とした中国四国地方環境事務所、鳥取県、島根県、岡山県、11 市町村も、ステップアッププログラムに盛り込まれた事業にそれぞれ取り組んでいる。</p>	
<p>これまで、トイレの洋式化や公共標識の多言語化などのハード面と、多言語でのプロモーションビデオの作成や公式 SNS の立ち上げなどのソフト面の両面から取り組んでおり、さらに、この国立公園に特徴的な取組例として以下のものを挙げることができる。</p>	<p>図表⑪及び⑫ 図表⑬</p>
<p>① 大山・蒜山・三徳山地域のうち大山寺地区</p> <p>i) 大山ナショナルパークセンター、大山自然歴史館、大山観光案内所が役割分担した上でリニューアルオープンし、利用者への情報提供・学習・休憩等のおもてなし空間を整備</p> <p>ii) 廃屋を撤去してカフェや物販機能を持つ「大山参道市場」をオープンするなど、景観を改善</p>	<p>図表⑭ 図表⑮</p>
<p>② 三瓶山地域</p> <p>休業している東の原スキー場の施設をワイナリーとしてリニューアルするとともに、平成 30 年 11 月現在、他のスキー場施設の廃屋なども撤去中である。</p>	<p>図表⑯</p>
<p>このような取組もあって、大山隠岐国立公園を訪問する外国人利用者は平成 27 年に約 6,000 人であったが、28 年には 1 万 4,000 人、29 年は 1 万 1,000 人と推移している。</p>	<p>図表⑰</p>
<p>3 ジオパークとの連携</p> <p>「ジオパーク」とは、「地球・大地（ジオ:Geo）」と「公園（パーク:Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味しており、科学的に重要な、あるいは美しい地質遺産があり、歴史や文化、生態系などを含む総合的な自然公園である。</p> <p>ジオパークでは、見どころとなる場所が「ジオサイト」として指定され、多くの人々が将来にわたって地域の魅力を知って利用できるよう保護し、教育、ツーリズムなどに活用して、地域の持続可能な開発に寄与することを目的とする活動が行われている。</p> <p>ジオパークには、有識者から構成される任意団体の日本ジオパーク委員会が認定する「日本ジオパーク」と、日本ジオパークの中から同委員会の推薦を受けた上でユネスコ執行委員会が認定する「ユネスコ世界ジオパー</p>	<p>図表⑱</p>

<p>ク」とがある。</p> <p>日本国内では日本ジオパークに 44 地域が認定され（うちユネスコ世界ジオパークにも認定されているのは 9 地域）、そのうち 26 地域が国立公園区域と重複している（平成 31 年 1 月現在）。</p> <p>大山隠岐国立公園周辺では、以下のとおり認定されている。</p> <p>① 隠岐ユネスコ世界ジオパーク 平成 25 年 9 月ユネスコ世界ジオパークに認定。123 のジオサイトのうち 61 のジオサイトが隠岐島地域に位置</p> <p>② 島根半島・宍道湖中海ジオパーク 平成 29 年 12 月日本ジオパークに認定。67 のジオサイトのうち 25 のジオサイトが島根半島（東部、西部）地域に位置</p> <p>環境省は、国立公園と重複するジオパークにおける地形・地質の多様性の保全、ジオツアーや環境教育のプログラム作り等を、地方公共団体等のジオパーク推進機関と連携して進めることとしていることから、ステップアッププログラムに盛り込まれた事業も、ジオパークとの連携が求められている。</p> <p>中国四国地方環境事務所は、ジオパークによる隠岐地域の活性化を目指す隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の「隠岐ジオパーク統一デザイン」に即した公共標識の整備、ツアーガイドの養成などに協力している。</p> <p>また、島根県は、平成 24 年度からの 5 年間、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認定（25 年度）や再認定（29 年度）を目指し、事業執行者として、隠岐島の 19 の公園施設を集中的に再整備してきた。</p>	<p>図表⑱</p> <p>図表㉑</p> <p>図表㉒</p> <p>図表㉓</p>
--	---

図表① 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条～第 4 条（略）</p> <p>(指定)</p> <p>第 5 条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。</p> <p>(以下略)</p>

図表② 国立公園利用者数の推移

(単位:万人)

区分	年	23	24	25	26	27	28
全国		30,904	33,299	35,495	35,218	36,162	35,916
	大山隠岐国立公園	930	1,021	1,537	1,341	1,298	1,308

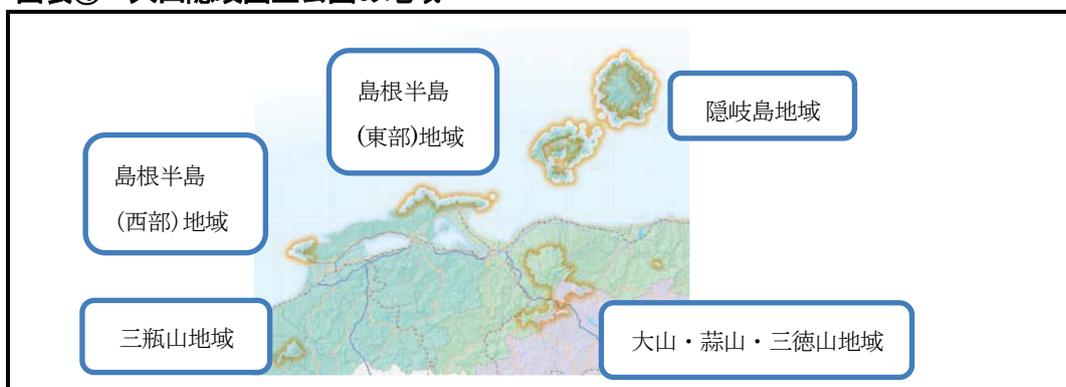
(注) 環境省ホームページに基づき当局が作成した。

図表③ 主な公園区域の見直し（大山隠岐国立公園）

年月日	指定・公園区域の見直し
昭和 11 年 2 月 1 日	大山国立公園として指定 公園計画策定
昭和 38 年 4 月 10 日	隠岐島、島根半島、三瓶山及び蒜山地域を編入し、大山隠岐国立公園に名称変更 地域は、大山・蒜山地域、隠岐島地域、島根半島地域及び三瓶山地域に。
平成 14 年 3 月 26 日	毛無山及び宝仏山一帯を大山・蒜山地域に編入
平成 26 年 3 月 19 日	三徳山一帯を編入し、地域は、大山・蒜山地域・三徳山地域に。

(注) 環境省ホームページに基づき当局が作成した。

図表④ 大山隠岐国立公園の地域



(注) 当局が作成した。

図表⑤ 山地部と海岸・島しょ部

山地部	海岸・島しょ部
 <p data-bbox="236 752 469 786">西側から見た大山</p>	 <p data-bbox="868 752 1043 786">隠岐島 赤壁</p>
 <p data-bbox="236 1261 635 1335">蒜山 蒜山三座 休暇村蒜山高原付近から</p>	 <p data-bbox="847 1261 1385 1335">島根半島（東部） 多古の七穴 瀬崎多古鼻線（歩道）から</p>
 <p data-bbox="236 1798 440 1832">三瓶山 西の原</p>	 <p data-bbox="847 1805 1318 1839">島根半島（西部） 日御碕 柱状節理</p>

(注) 当局が作成した。

図表⑥ 明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたい日本へ-概要(抜粋)

<p>政府(明日の日本を支える観光ビジョン構想会議) 策定 「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたい日本へ-」(平成 28 年 3 月 30 日)</p>	
<p>「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」の一つとして、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図ることとされた。</p>	
<p>関係する「視点」の内容</p>	<p>関係する「改革」の内容</p>
<p>観光資源の魅力を極め、 地方創生の礎に</p>	<p>■ 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ —世界中から休日をもっと楽しむ上質感あふれる空間に—</p> <p>2020 年を目標に、全国 5 箇所の公園について、保護すべき 区域と観光活用する区域を明確化し、充実した滞在アクティビ ティなど、民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改 善</p>

(注)環境省ホームページ(国立公園満喫プロジェクト有識者会議第一回資料)に基づき当局が作成した。

図表⑦ 満喫プロジェクトの概要、目標及び先行モデルとなる国立公園

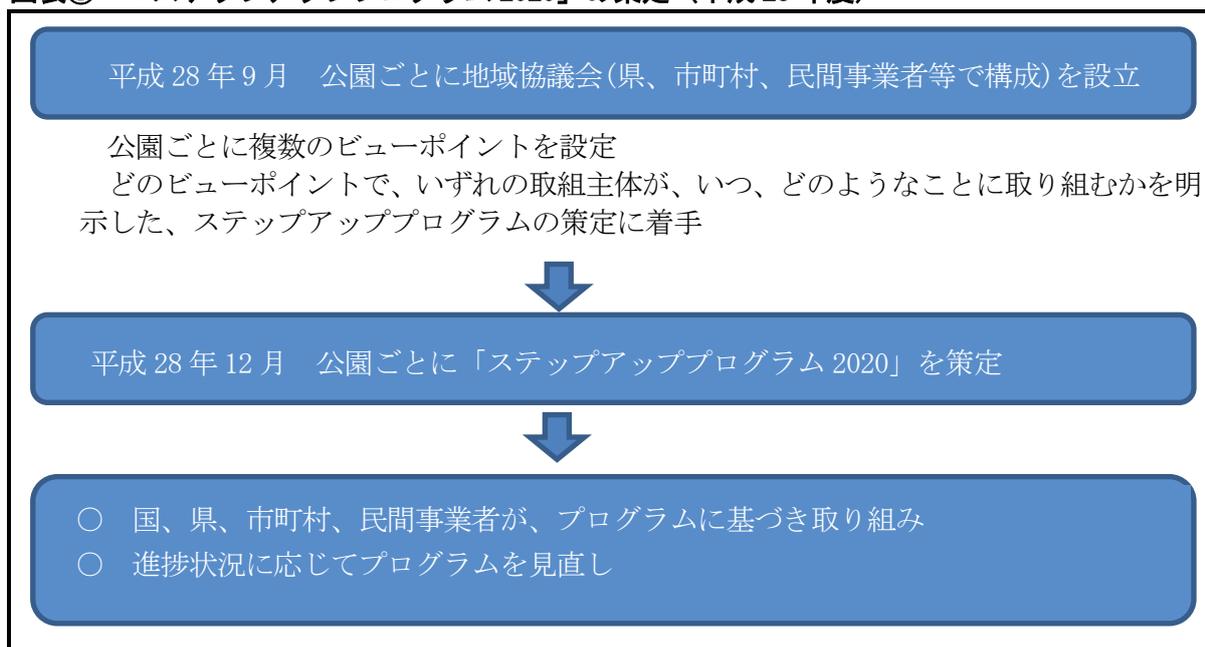
<p>(概要)</p> <p>日本の国立公園のポテンシャルを最大限に引き出すために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なハード、ソフトの体制整備をまずは先駆的モデルとなる国立公園で集中的に実施 ・ その成果を全国展開し、日本の国立公園を世界のナショナルパークとしてブランド化する。
<p>(目標)</p> <p>訪日外国人の国立公園利用者数を、430 万人 (平成 27 年) から 1,000 万人 (32 年) とすることを目指す</p>
<p>(先駆的モデルとなる国立公園の選定 (平成 28 年 7 月))</p> <p>阿寒 十和田八幡平 日光 伊勢志摩 <u>大山隠岐</u> 阿蘇くじゅう 霧島錦江湾 慶良間諸島 (8 国立公園 (※))</p>

(注)1 環境省ホームページ(国立公園満喫プロジェクト有識者会議第一回及び第三回資料)に基づき当局が作成した。

2 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、集中改善を予定していた国立公園は全国 5 箇所であったが、環境省が満喫プロジェクト有識者会議での審議を踏まえ、地方自治体(道県)から要望のあった 16 公園から次の二つの視点で選考し、8 公園を選定したもの

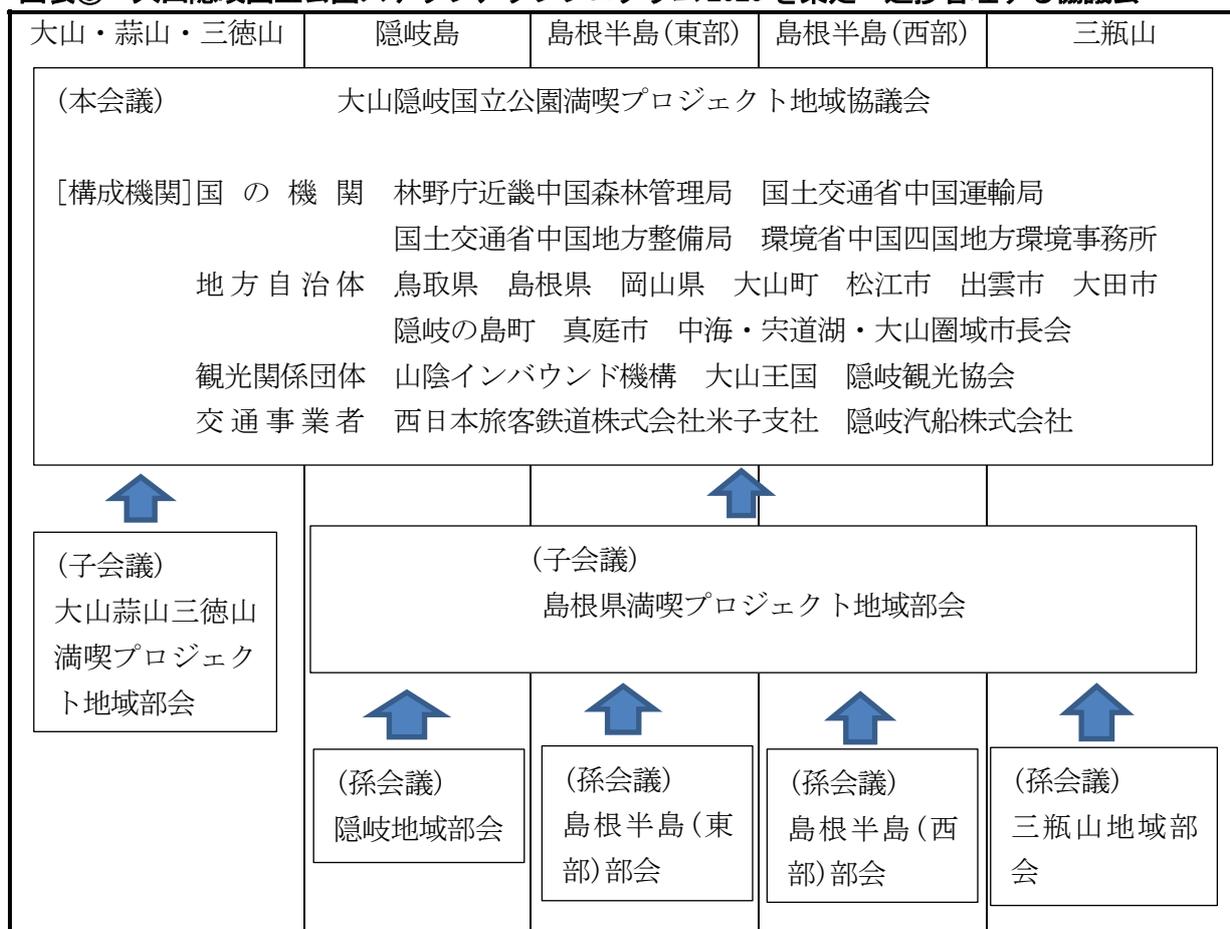
- ① 地元の熱意やそれを支える仕組み(体制や担保措置)、インバウンドを伸長する潜在力(ポテンシャル)が揃っていること
- ② 「先導的モデル」となる特徴的なテーマ性、モデル性にも配慮すること

図表⑧ 「ステップアッププログラム 2020」の策定（平成 28 年度）



(注)環境省ホームページ(国立公園満喫プロジェクト有識者会議第四回資料)に基づき当局が作成した。

図表⑨ 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 を策定・進捗管理する協議会



(注)1 ステップアッププログラムに基づき当局が作成した。

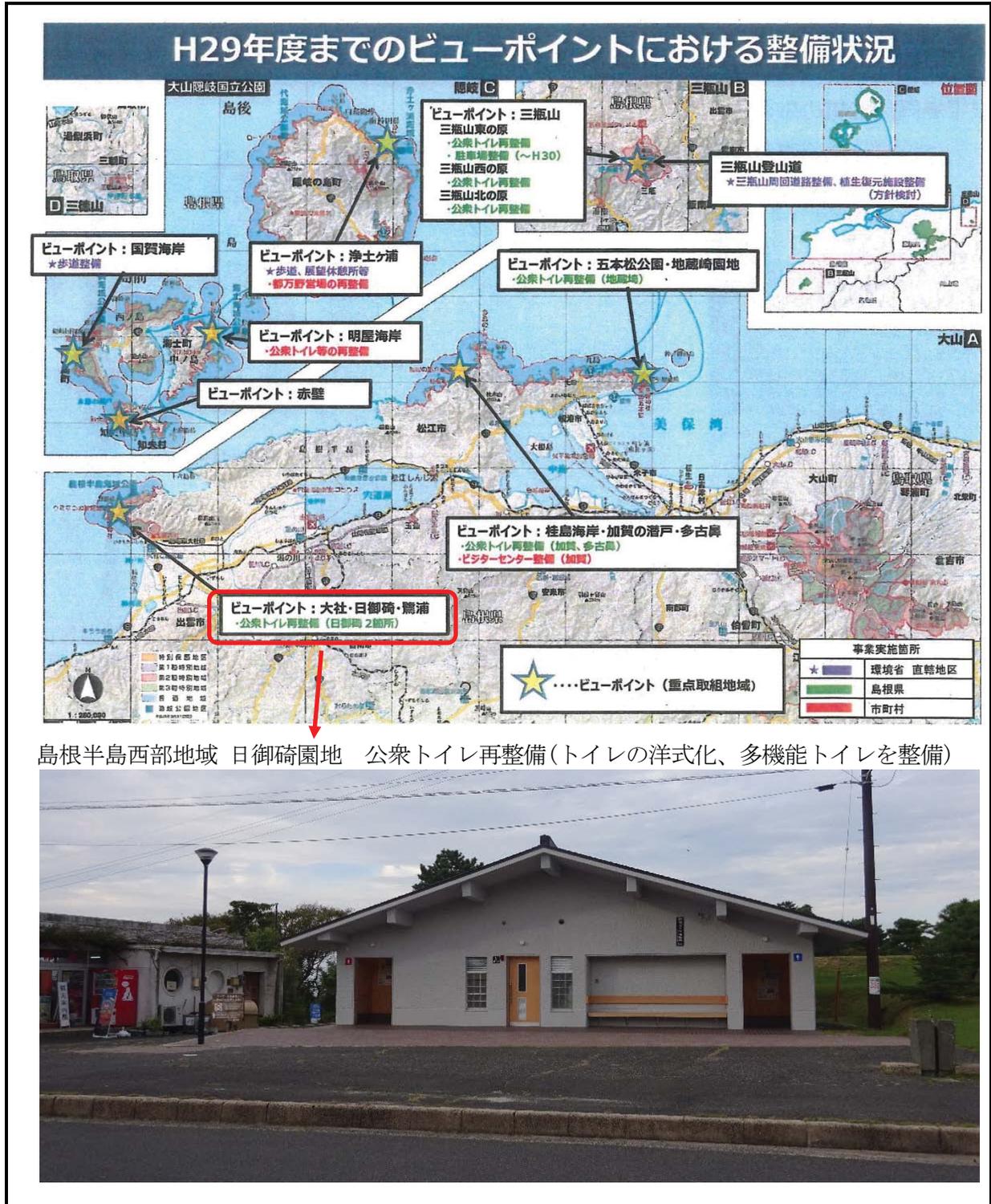
2 矢印は、方針・各種施策の検討・策定及びその進捗状況報告の流れを意味する。

図表⑩ 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 の概要

1. プログラムの位置づけ (これまでの策定・改定状況)	平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間を計画期間としたロードマップ (平成 28 年 12 月策定 29 年 10 月改訂 30 年 12 月改訂)
2. コンセプトと取組の方向性	
(1) コンセプト	日本の大地の成り立ちが刻まれ、神話・信仰が息づく山・島・海～山から海まで多彩な自然の恵みを楽しむ～
(2) 目指すべき姿	コンセプトにある大山隠岐国立公園の魅力を最大限に引き出すための 7 項目の「目指すべき姿」 ①本来の魅力である自然や景観が守られ活かされる国立公園 ②安全安心が確保され、ルールやマナーも徹底した国立公園 ③快適な滞在環境と多彩な楽しみ方を提供する国立公園 ④アクセシビリティの高い国立公園 ⑤周辺地域と連携して魅力を提供する国立公園 ⑥利用情報と快適なネットアクセスが充実した国立公園 ⑦多様な主体と連携を図る国立公園
(3) 取組の方向性	「目指すべき姿」を実現し、世界水準の「ナショナルパーク」として、訪日外国人利用の増進を図るための課題と取組の方向性を示す。
(4) ターゲット	・米子空港からの直行便のある韓国、香港 ・国籍別構成比の高い台湾、中国 ・近年訪日観光客数が伸びているタイなど東南アジア ・歴史的建築物への関心が高く滞在日数の長い欧米諸国
3. 目標	平成 32 年の訪日外国人利用者数 平成 27 年の 2.5 倍
4. プロジェクトの実施	
(1) 重点取組地域の設定	重点取組地域(ビューポイント)を 16 地区設定
地域区分	設定されたビューポイント
大山・蒜山・三徳山地域	①大山寺、②大山山頂、③柘水高原、④船上山、⑤大山滝 ⑥奥大山・鏡ヶ成、⑦蒜山、⑧三徳山
隠岐地域	⑨浄土ヶ浦、⑩国賀海岸、⑪赤壁、⑫明屋海岸
島根半島東部地域	⑬五本松公園・地蔵埼園地 ⑭桂島海岸・加賀の潜戸・多古鼻
島根半島西部地域	⑮大社・日御碕・鷺浦
三瓶山	⑯三瓶山
(2) 取組の方向性 (共通項目)	①アクセスルート/environment整備 ②多様なサービス提供のための民間活用 ③まちなみ等の景観改善 ④インバウンド対応のための施設整備等 ⑤国立公園への誘客・プロモーション
(3) 地域ごとの取組	地域ごとの取組方針と想定される取組主体を整理
ビューポイントごとの取組	ビューポイントごとの取組方針、想定される事業、取組主体を整理

(注) 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 に基づき当局が作成した。

図表⑪ 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 への取組の例（トイレの洋式化、駐車場整備 島根県）



(注) 島根県提出資料に基づき当局が作成した。

図表⑫ 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020への取組例(公共標識の多言語化 岡山県)



登山線道路の標識の多言語化

上蒜山、中蒜山、下蒜山の各登山口に設置した注意喚起標識は、日本語と英語に加えピクトグラムでも呼びかけ



(注) 当局の調査結果による。

図表⑬ 大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020 への取組例(ソフト事業 島根県)

(地域再生計画の名称)

しまねの自然公園満喫プロジェクト

(計画期間)

地域再生計画認定日(平成30年3月30日)から平成33年3月31日まで

(計画の概要)

ステップアッププログラムに盛り込まれた各種ソフト事業を推進する組織として「隠岐島」、「島根半島(東部)」、「島根半島(西部)」、「三瓶山」の4地域にそれぞれ協議会を設立し(隠岐は既存の協議会で)、事業を推進。

これらの協議会の運営費は、内閣府の地方創生推進交付金を活用しているほか、県や地元市町村の支援を受けている。

(各地域の協議会名、事務局、検討・実施されているソフト事業)

地域	推進協議会名	事務局	事業
隠岐島	隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会	隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会	ジオパークガイドの養成 シーカヤック トレッキング(山歩きツアー)他
島根半島(東部)	国立公園満喫プロジェクトの島根半島東部協議会	松江市	ヘルスツーリズム等調査開発 サイクリング・ウォーキングの実施 ツアーコースの開発
島根半島(西部)	満喫プロジェクト島根半島西部協議会	出雲市	日御碕夕日観賞ツアー 鷺浦クルージング 日御碕夕日コンサート他
三瓶山	三瓶山広域ツーリズム振興協議会	大田市	三瓶山北の原グランピング体験 健康ウォーキング 天空の朝ごはん 外国人を招聘したモニターツアー

事業例 三瓶山広域ツーリズム振興協議会は、外国人を招聘したモニターツアーを実施(三瓶山を活用したウォーキングやサイクリング)



韓国ウォーキング団体のモニターツアー



台湾サイクリストのモニターツアー

(注) 1 島根県提出資料に基づき当局が作成した。

2 地域再生計画

地域再生制度は、地域の自主的・自立的な取組を支援するため、地域からの声や地域の政策ニーズを踏まえて、国が支援措置のメニューを整備している内閣府の制度である。

地方公共団体は、地域住民や民間企業、NPO等の関係者・関係機関等と連携し自らの地域の取組に必要な支援措置を記載した「地域再生計画」について、内閣総理大臣の認定を受け、国の支援措置を活用しながら、地域再生事業を実施している。

図表⑭ 大山寺周辺にリニューアルオープンした様々な主体による施設

大山ナショナルパークセンター（環境省）	大山自然歴史館（鳥取県）	KOMOREBI+O（大山町+民間）	
<ul style="list-style-type: none"> ・休憩施設を分担 ・観光、登山の拠点 ・国立公園情報の提供 ・国立公園を一望できるテラスに休憩・カフェスペース設置予定 <p>環境省直轄事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習施設を分担 ・大山の自然、歴史を紹介 <p>環境省交付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内/ツアーデスクを分担 ・2Fにカフェ出店 ・宿泊施設出店予定 <p>内閣府交付金 文化庁交付金</p>	
<p>隣接する3館で機能分担・連携して休憩・学習・観光案内機能を提供</p>			
<p>（大山ナショナルパークセンターの電子看板（デジタルサイネージ）を活用した情報発信）</p>			
<p>大山隠岐国立公園</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・4月14日に「大山ナショナルパークセンター」がオープン（大山情報館再整備） ・デジタルサイネージ・電子黒板を活用した情報発信 			
<p>「大山ナショナルパークセンター」</p>	<p>●デジタルサイネージ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国立公園PVIに加え、自然情報、登山コース、自然散策路、周辺施設等の情報を提供 ② タッチパネル方式を採用 ③ 5言語【日・英・中（簡・繁）・韓】で提供 		
<p>デジタルサイネージ トップページ</p> <p>情報の選択 16項目から選択</p> <p>言語の選択 【日・英・中（簡・繁）・韓】</p>	<p>登山コース</p> <p>自然情報</p> <p>周辺散策路</p> <p>周辺観光施設</p> <p>選択した情報が表示される</p>		
<p>※現在、日・英のみ。 山の日から5言語が選択可能に</p>			

（注） 中国四国地方環境事務所提出資料に基づき当局が作成した。

図表⑬ 大山寺地区による景観改善の取組（鳥取県大山町）

引き算の景観改善（大山寺地区の取組）

□大山隠岐国立公園大山寺地区において、地元自治体が内閣府の交付金を活用し、廃屋を撤去。

□撤去跡地にカフェや物販機能を有する「大山参道市場」を整備。
（平成30年5月18日オープン）



↓



（注）鳥取県提出資料に基づき当局が作成した。

図表⑭ 三瓶山東の原地区における休業施設のリニューアルオープンと廃屋撤去の取組（島根県大田市）

休業中の施設のリニューアルオープン	廃屋の撤去
<p>休業しているスキー場の施設「ミラドールさんべ」を民間事業者に出し、ワイナリーとしてリニューアルオープン （平成30年4月15日）</p>	<p>休業しているスキー場の施設「雪嶺の家」など東の原周辺の廃屋を撤去中 （平成30年度）</p>
	
<p>（リニューアルオープンしたワイナリー）</p>	<p>（雪嶺の家 撤去工事の様子）</p>

（注）大田市調査結果に基づき当局が作成した。

図表⑰ 訪日外国人利用者数の推移

(単位:万人)

区分	年	27	28	29
全国の国立公園における 訪日外国人利用者数		490.2	545.7	600.1
大山隠岐国立公園における 訪日外国人利用者数		0.6	1.4	1.1

(注)環境省ホームページに基づき当局が作成した。

図表⑱ ジオパーク

ジオパークとは

「地質遺産(Geological Heritage)」

ジオパークは、科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地域・地質などの「地質遺産(Geological Heritage)」を保護するとともに、教育、ツーリズムなどの推進に活用し、地域の持続可能な開発に寄与することを目的としています。

ジオパークは、主として地形・地質を対象とするものですが、地形・地質はその場所の生態系に大きな影響を与え、また、そこで生活する人々の生活様式や文化にも影響します。このため、ジオパークでは、生態系や地域の生活・文化や歴史なども活動の対象としています。

2015年11月に開催された第38回ユネスコ総会において、世界ジオパークネットワークの活動が、「国際地質科学ジオパーク計画(International Geoscience and Geoparks Program)」として、ユネスコの正式事業となりました。

ジオパークの基本理念

大山隠岐国立公園 / 隠岐ジオパーク

(注) 「国立公園とジオパークとの連携 未来へつづく大地のために」(環境省 平成29年12月発行)から抜粋した。

図表⑱ ジオパークの認定と国立公園との重複状況

(単位:地域)

認定区分	ジオパークに認定された地域数		
		うち、国立公園区域と重複している地域数	
		うち、大山隠岐国立公園内のジオパークの名称	
日本ジオパーク	44	26	島根半島・宍道湖中海ジオパーク
うち世界ジオパーク	9	7	隠岐ユネスコ世界ジオパーク

(注) 「国立公園とジオパークとの連携 未来へつづく大地のために」(環境省 平成 29 年 12 月発行)及び日本ジオパークネットワークのホームページに基づき当局が作成した。

図表⑳ 大山隠岐国立公園内のジオパーク

ジオパーク名	隠岐ユネスコ世界ジオパーク	島根半島・宍道湖中海ジオパーク
認定区分 (認定年月)	ユネスコ世界ジオパーク(平成 25 年 9 月) 日本ジオパーク(平成 21 年 10 月)	日本ジオパーク(平成 29 年 12 月)
ジオサイト数	123 か所	67 か所
うち国立公園内	隠岐島地域に 61 か所	島根半島(東部、西部)地域に 25 か所
協議会	隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会	島根半島・宍道湖中海ジオパーク推進協議会

(注) 中国四国地方環境事務所提出資料に基づき当局が作成した。

図⑫ 国立公園とジオパークとの連携(環境省)

「平成 30 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)
 施策 第 2 章 第 2 節 2 重要地域の保全 (抜粋)

国立公園と重複するジオパークにおいて、地形・地質の多様性等の保全を図るとともに、ジオツアーや環境教育のプログラムづくり等について、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。

「国立公園とジオパーク 未来へつづく大地のために」(平成 29 年 12 月 環境省)
 (抜粋)

自然公園法による
保護

国立公園内の重要な地形・地質、そして、それを基盤とした、貴重な生態系が成立している地域を保護しています。



施設や看板を使った
ジオパークの解説・案内

国立公園のビジターセンターや標識、登山道等の整備により、ジオパークの活動を支援しています。



ジオパークを紹介する
ガイドツアーの開催

モデルツアーの立案・試行、ガイドの育成支援、ジオをテーマにした環境学習や観察会を行っています。



ジオパークの取組と関連する環境省支援として

● **ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業**

国立公園とジオパークの重複地域等において、重要な地形・地質の保全や観光・環境教育等への活用のための計画を策定

● **エコツーリズム地域活性化支援事業(1/2 交付金)**

エコツーリズム(ジオツーリズムを含む)に取り組む地域協議会(市町村の参加が必須)のプログラムづくりや資源調査、人材育成等の取組を支援

などがあります。

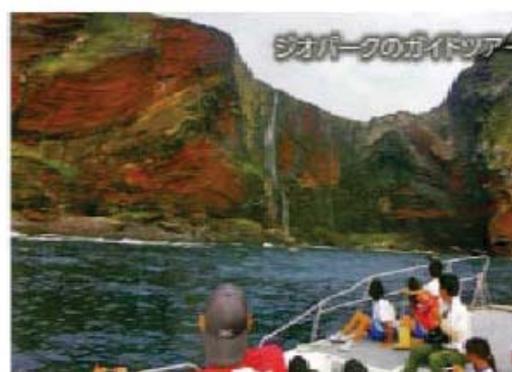
(注) 環境省ホームページに基づき当局が作成した。

図表② 国立公園とジオパークとの連携例【中国四国地方環境事務所の取組】

- 隠岐島地域が隠岐ユネスコ世界ジオパークに認定された1か月後に、自然保護官事務所を開設。これにより一層連携の気運が高まった。
- 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の意見を踏まえ、直轄事業計画を策定し、浄土ヶ浦、国賀浜、赤壁の各ビューポイントにおいて、歩道、駐車場、公衆トイレなどのほか、同協議会が進める隠岐ジオパーク統一デザインに則った公共標識を整備（浄土ヶ浦園地 総合案内標識）



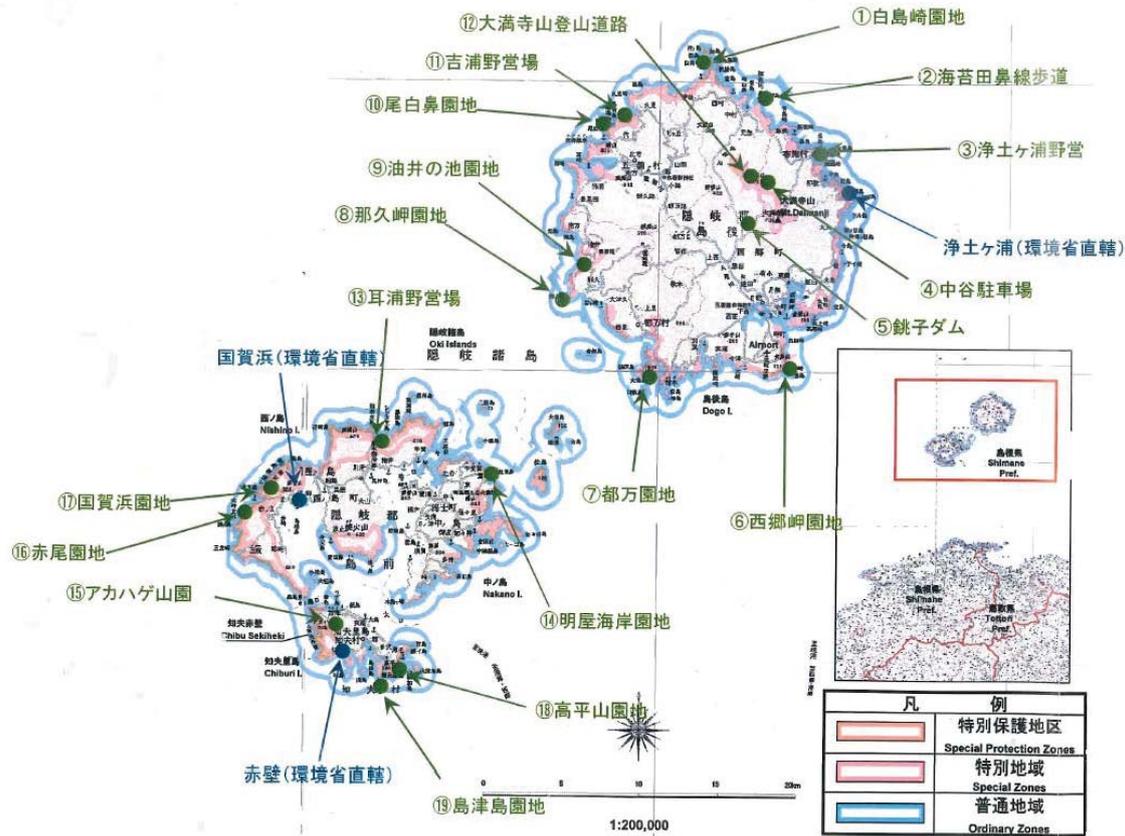
- 隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会が取り組む隠岐ユネスコ世界ジオパークガイドの養成講座に、講師派遣などで協力



(注) 中国四国地方環境事務所提出資料等に基づき当局が作成した。

図表⑳ 国立公園とジオパークとの連携例【島根県の取組】

島根県は、世界ジオパークへの新規認定（平成 25 年）やユネスコ世界ジオパークとしての再認定（平成 29 年）を目指し、平成 24 年度から 28 年度までの間、隠岐地域の 19 の公園施設（下図の緑の文字色）において、公衆トイレ、休憩所、駐車場、遊歩道・園路、ベンチ、展望デッキ、木柵を整備・修繕



①白島崎園地（駐車場・公衆トイレ整備）



⑱赤尾園地（展望デッキ更新、木柵更新）

(注)1 島根県提出資料に基づき当局が作成した。

2 「ユネスコ世界ジオパーク」の前身である「世界ジオパーク」については、ユネスコの支援を受け、「世界ジオパークネットワーク」が審査・認定に関する業務を実施していたが、各国での世界ジオパークへの関心の高まりを受け、平成 27 年に本事業は、ユネスコの正式事業となった。

併せて、我が国において既に「世界ジオパーク」に認定されていた隠岐世界ジオパークを含む 8 地域は、正式事業化と同時に「ユネスコ世界ジオパーク」として認定された。

第3 行政評価・監視結果

1 公園施設の整備・維持管理

(1) 公園施設の整備

ア 国立公園事業の実施

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>国立公園事業とは、公園の保護・利用のため、どこにどのような公園施設を整備するかを定めた公園計画に基づいて施設を整備・管理運営する取組で、施設としては道路、園地、宿舎、避難小屋、休憩所、野営場、スキー場、駐車場、公衆トイレ、運動場、ビジターセンターなどがある。</p> <p>事業執行者は国で（法第10条第1項）環境省が所管しているが、地方公共団体と政令で定めるその他の公共団体は環境大臣に協議して、これら以外の者（民間事業者）は環境大臣の認可を受けて、それぞれ事業の一部を執行することができる（同条第2項・第3項）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、大山隠岐国立公園内の国立公園事業の実施状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>中国四国地方環境事務所が今回の調査のために同事務所の国立公園に関する申請や届出を一元的に管理するために運用している国立公園業務管理システムのデータベース（以下「データベース」という。）から作成した国立公園事業一覧をみると、大山隠岐国立公園には297の公園事業が公園計画に位置づけられており、173計画が事業決定されている。そのうち150計画が事業執行されており、計画に対する執行率は50.5%となっている。</p> <p>しかし、これらの事業執行された計画の中には、次のとおり、申請情報に基づいた同事務所のデータベースへの登録内容と事業執行者の認識が一致しないものがみられた。</p> <p>① データベースでは「事業執行者」とされているにもかかわらず、その者が「事業執行者」であることを当局の調査まで認識しておらず、整備済の公園施設を誰が管理しているのか分からなくなっているもの（4計画）</p> <p>仮に施設設備の管理責任の所在があいまいなまま放置されれば、その老朽化や破損が生命、身体、財産に損害をもたらす深刻な事態を招きかねないことに、十分留意する必要がある。</p> <p>② データベース上の「事業執行者」（鳥取県）から施設を譲渡された主体（同県琴浦町）が、データベースに掲載されていないもの（1計画）</p> <p>この計画について、同事務所は、「手続はされていたが、同事務所のデ</p>	<p>図表1-(1)-ア-① 図表1-(1)-ア-②</p> <p>図表1-(1)-ア-③</p> <p>図表1-(1)-ア-④</p> <p>図表1-(1)-ア-⑤</p>

<p>データベースに反映していなかったため。」としている。</p> <p>また、事業決定されていない124の公園計画の中には、崩落したまま放置されている登山道の修復について、関係者の合意を得て事業を進めることが必要と考えられるものがみられた（1計画）。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、国立公園事業の執行状況の適切な管理に資するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 同事務所のデータベースと同事務所に申請・届出された書類とを突き合わせて漏れがないように確認した上で、「事業執行者」が、自らが執行者であることを正しく認識するよう、このデータベースに基づく事業執行者一覧などを提示し指導すること。</p> <p>② 事業決定されていない公園計画のうち、利用者の安全にかかわるものについては優先順位を上げて関係者の合意形成を図り、事業化を進めるなど必要な措置を講ずること。</p>	<p>図表1-(1)-ア-⑥</p>
--	--------------------

図表 1-(1)-ア-① 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）

（公園計画の決定）

第 7 条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 （略）

（公園計画の廃止及び変更）

第 8 条 （略）

（公園事業の決定）

第 9 条 国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）は、環境大臣が、審議会の意見を聴いて決定する。

2～5 （略）

（国立公園事業の執行）

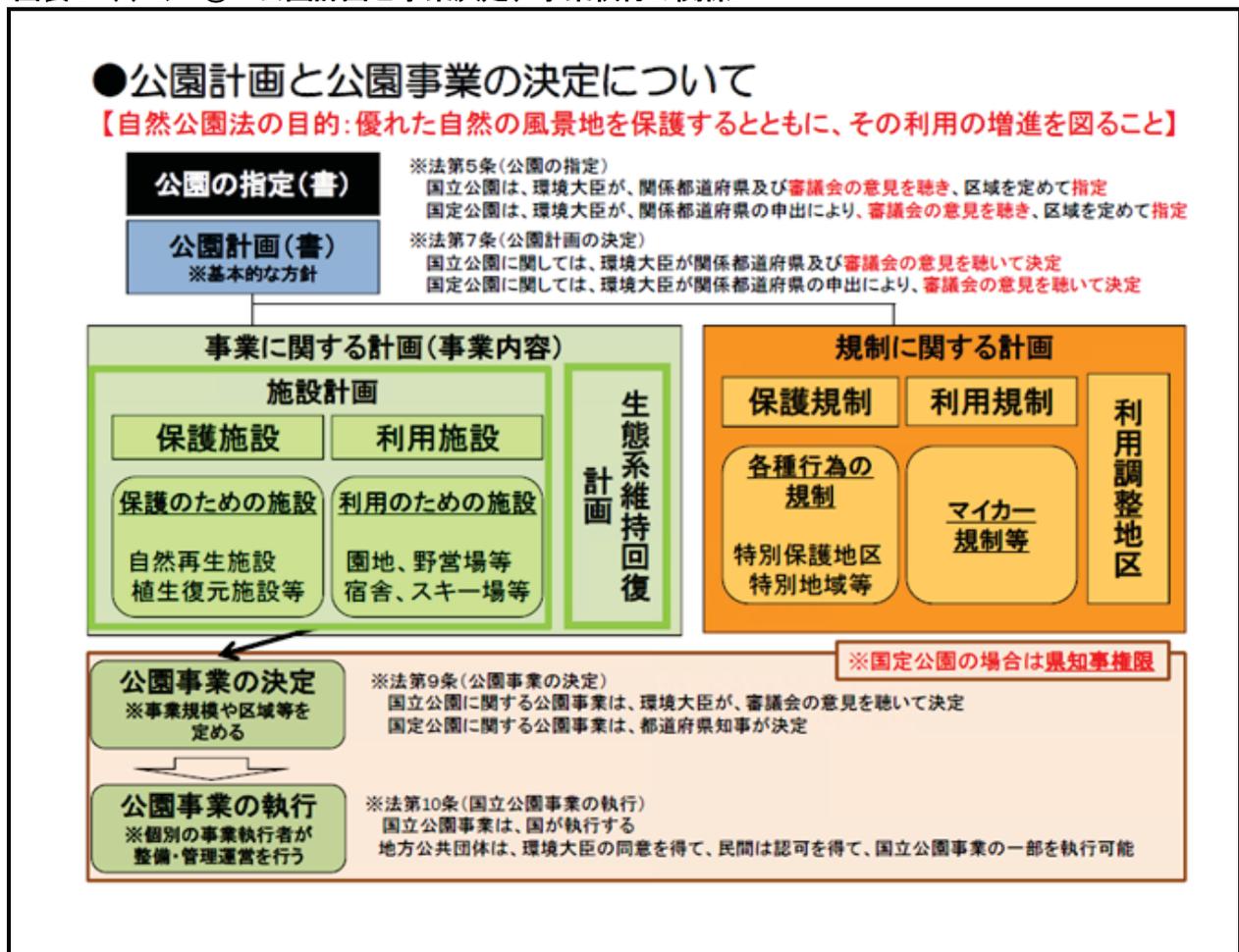
第 10 条 国立公園事業は、国が執行する。

2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認可を受けて、国立公園事業の一部を執行することができる。

4～10 （略）

図表 1-(1)-ア-② 公園計画と事業決定、事業執行の関係



(注) 出典：内閣府ホームページ

(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/teianbukai66shiryu04_2.pdf) の掲載資料から抜粋した。

図表 1-(1)-ア-③ 事業に関する計画数、事業決定数・事業執行数・事業執行者別事業執行数
(単位：計画、%)

地域	事業に関する計画	事業決定	事業執行	事業執行者					
				国	県		市町村		民間
大山・蒜山・三徳山	99	61	47	4	鳥取県	25	江府町	2	31
							琴浦町	3	
							伯耆町	4	
							大山町	8	
							溝口町	1	
	赤碕町	1							
	34	27	25	2	岡山県	11	真庭市	2	6
隠岐島	85	42	37	0	島根県	25	隠岐の島町	13	0
							知夫村	5	
							西ノ島町	2	
							海士町	2	
島根半島 東部	33	14	14	0	島根県	7	松江市	2	3
							島根町	2	
							美保関町	2	
島根半島 西部	13	9	8	0	島根県	6	出雲市	1	2
							大社町	1	
三瓶山	33	20	19	0	島根県	12	邑智町	1	3
							大田市	5	
計	297 (100.0)	173 (58.2)	150 (50.5)	6	—	86	57		45

(注) 1 当局の調査結果による。

2 国立公園の公園計画は、①事業に関する計画と②規制に関する計画で構成されている。本表には、「事業に関する計画」と、これらのうち「事業決定された計画」「事業執行された計画」を計上している。

3 事業執行済みの公園計画の中には、複数の事業執行者が執行した計画があることから、事業執行済みの公園計画数と、国、県、市町村及び民間の事業執行者が執行した計画の合計とは一致しない。

4 事業執行者欄の市町村名は、申請時の市町村名である。

図表 1-(1)-ア-④ 事業執行者が不明になっている又は不明になっていた公園計画

公園計画名	中国四国地方環境事務所 が認識する事業執行者	中欄「事業執行者」の認識や現況
1 鏡ヶ成蒜山線 道路（歩道）	岡山県	この歩道は、当局の調査を契機に岡山県が昭和 39 年に一部執行していることが判明したが、同県が平成 20 年に整理した施設台帳には漏れていたため、この 10 年間、管理されていない。
2 潜戸鼻線道路 （歩道）	島根県島根町（現：松江市）	松江市が管理している公園施設の一覧にはこの歩道の記載がなく、同市も、管理しないと認識
3 浮布池畔園地	島根県大田市	自ら執行したものではなく、地元の団体が市の助成を受けて東屋や公共標識を設置したものと認識
4 日御碕駐車場	島根県と同大社町（現：出雲市）	出雲市は、日御碕駐車場の全ては島根県が整備したものであり、出雲市は整備していないと認識 なお島根県は、この駐車場を自ら整備したことを認識

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ア-⑤ 中国四国地方環境事務所が事業譲渡を認識していない例

中国四国地方環境事務所の認識	現 況
<p>公園計画名「一向平野営場」 の事業執行者は鳥取県</p>	<p>鳥取県が整備した後、平成 19 年に琴浦町に無償譲渡され、琴浦町の施設となっている。 鳥取県は、琴浦町から国立公園事業譲渡承継届（平成 19 年 9 月 20 日付け）を受け、環境省へ同承継届を提出済み（同年 10 月 22 日付け）。</p> 

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-ア-⑥ 関係者の合意を得て事業を進めることが必要と考えられる事例と
関係機関の意見

[地域] 大山・蒜山・三徳山

[公園計画名] 大山寺三鈷峰線道路（歩道）

[当局の調査結果]

・現況

大山に登る上級者ルート「ユートピアコース」には管理者がなく、一部崩落して危険。



・地元団体の意見

ユートピアコースには、崩落して転落のおそれがあるなど危険箇所が幾つかあり、関係機関に検討を重ねてもらっているが、管理者が決まっていないなど様々な問題があり、なかなか解決に至っていない。

[関係機関の意見]

中国四国地方環境事務所	ユートピアコースを適正に管理するには、管理者を選定することが望ましい。このため、鳥取県及び大山町と、管理者を決めるべく繰り返し協議している。
鳥取県	大山における県管理登山道は幅広い年代が利用可能な夏山道、行者道に限っており、さらに上級者ルートまで管理することは財政上困難
大山町	当町の体制では、ユートピアコースを管理することは無理 ユートピアコースには多くの登山客が訪れているため、環境省、森林管理署、鳥取県、当町を含め、管理について検討する必要があると認識

(注) 当局の調査結果による。

イ 車いす使用者のための取組

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>環境省は、近年の中高齢登山者や外国人利用者の増加、バリアフリー化の進展に伴う行動範囲の広がりといった変化を踏まえ、国立公園の豊かな自然をより多くの人々に楽しんでもらえるよう、国立公園集団施設地区等ユニバーサルデザインガイドライン（平成21年2月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室。以下「ガイドライン」という。）を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公園施設の整備や管理運営を進めることとしている。</p> <p>また、ガイドラインをより発展させた、公園施設の整備・維持管理の共通的な技術指針として、自然公園等施設技術指針（平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備課。以下「技術指針」という。）を定め、地方環境事務所に通知するとともに、都道府県にも自然公園担当部局の参考となるようこれを示している。</p> <p>この技術指針では、自然公園には外国人や高齢者など様々な利用者が多数訪れるため、優れた自然から誰もが感動や喜び、安らぎが得られる環境づくりを、ユニバーサルデザインによって実現することが重要とされている。</p> <p>また、車いす使用者が国立公園を利用できるよう、車いすの通行や回転に必要な基本寸法が示されるとともに、</p> <p>① 車いす使用者駐車スペースを確保すること、</p> <p>② 園路には、段差の有無や勾配などを事前情報として提供し、利用者が自己の能力等に応じて利用するか否かを選択できるよう、案内図標識や総合案内標識を行動起点など主要な場所に整備すること、</p> <p>③ 案内図標識等には、障害者対応施設の位置や車いすで通行できる経路を標準表示例として示すこと</p> <p>などが求められている。</p> <p>加えて、自然公園を訪れようとする利用者、特に障害を持つ人にとっては、ユニバーサルデザインの情報を事前に得ておくことが重要であることから、ホームページやパンフレット類によつて的確に情報発信することも求められている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、大山隠岐国立公園内の公園事業において、車いす使用者のための取組について調査したところ、以下の状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-①</p> <p>図表 1-(1)-イ-②</p> <p>図表 1-(1)-イ-③、④、⑤及び⑥</p> <p>図表 1-(1)-イ-③ (再掲)</p>

<p>(ア) 車いす使用者用駐車スペース</p> <p>現地調査した 54 事業のうち、29 事業で車いす使用者に配慮した多機能トイレやバリアフリー対応トイレが整備されており、このうち駐車場も整備されているのは 27 事業である。</p> <p>これらの駐車場には車いす使用者用駐車スペースの確保が望ましいと考えられるが、17 事業 (63.0%) で確保されていない。</p> <p>この中には、車いす使用者のために設けられたトイレ入口のスロープの前にバイクが駐車されるなどして、車いす使用者のトイレ利用を妨げている例もみられた。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑦</p> <p>図表 1-(1)-イ-⑧</p>
<p>(イ) 車いす使用者に配慮した施設設備</p> <p>前述の 29 事業で整備された、車いす使用者に配慮した施設設備に、次のような事例がみられた。</p> <p>① 施設入口に車いすで進入できるようスロープを整備しているのに、スロープ前が未舗装で通行しにくいなど、結局利用しにくくなっているもの (3 事業)</p> <p>② 車いす使用者の経路に落ち葉や枝木が落ちているなど、通行しにくくなっているもの (4 事業)</p> <p>③ 園路を車いすで通行できるが、駐車場でそのことを案内しているものがみられる (2 事業) 一方で、案内していないもの (1 事業)</p> <p>これらの原因・理由として、事業執行者・管理者は、車いす通行に配慮が足りなかったこと、現状を承知していなかったことも一因に挙げており (8 事業中 6 事業)、いずれも必要な対応を検討したいとしている。</p> <p>上記①から③は、いずれも地方公共団体の事業についての事例であるが、調査対象 3 県 11 市町村のうち、3 県と鳥取県大山町、島根県西ノ島町及び島根県隠岐の島町を除く 8 市町村 (72.7%) は、ガイドラインや技術指針について承知していなかった。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑨</p> <p>図表 1-(1)-イ-⑩</p> <p>図表 1-(1)-イ-⑪及び⑫</p> <p>図表 1-(1)-イ-⑬</p>
<p>(ウ) 車いす使用者に配慮した施設設備についての情報提供</p> <p>中国四国地方環境事務所のホームページには、車いす使用者に配慮した施設設備が整備されている 29 事業のうち 8 事業を掲載しているが、このうち 4 事業については、このような施設設備があることまで紹介しておらず、利用者はこれを事前に知ることができない。</p> <p>この原因・理由について、同事務所は次のように説明している。</p> <p>各施設に関する詳細情報については、各施設を所管・管理する者のホームページで適宜アップデートが行われていると考えられるため、リンクを張っているものは最新の状況についてリンク先で確認できると考えている。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑭</p>

【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、国立公園における車いす使用者のための取組について、次の措置を講ずる必要がある。

① 同事務所が執行する公園事業においては、車いす使用者に配慮した施設の円滑な利用を図るため、車いす使用者用駐車スペースの確保を進めること。

また、環境省本省と協議の上、車いす使用者に配慮した施設設備の整備状況を、同事務所のホームページで紹介すること。

② 各種協議会の場も活用して、本調査結果とともにガイドラインや技術指針を周知するなどし、国以外の公園事業の執行者に以下の点を促すこと。

i) 車いす使用者に配慮した施設設備の整備や維持管理、車いす使用者用駐車スペースの確保を図ること。

ii) 車いすで通行できる経路は、駐車場などの入り口でその箇所を案内すること。

図表 1-(1)-イ-① 「国立公園集団施設地区等ユニバーサルデザインガイドライン」(平成 21 年 2 月環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室)(抜粋)

1. ユニバーサルデザインの目的とテーマ

(中略)

国立公園のユニバーサルデザインの第一歩として、利用拠点である集団施設地区等から実践します

国立公園では、すべての利用エリアでユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備と管理を行うことを基本としますが、優れた自然景観の保護や厳しい地形条件などを考慮すると、すべての施設をすべての人の利用に対応させることは困難です。

そこで、国立公園におけるユニバーサルデザインは、集団施設地区等の利用拠点における実践を第一歩に展開していくこととします。

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するバリアフリーの考え方が、障害のある人を特別に扱うことから必ずしも好ましく感じられていなかったことから、それに代わる新たな概念として提唱された以下のような考え方です。

「改造を施したり特別なデザインとすることなく、最大限可能な限り、すべての人々に利用しやすい製品や環境をデザインする」

(中略)

5. 視点③ 多様な利用者の特性の理解

(中略)

多様な利用者に応じた配慮

ユニバーサルデザインは、できる限りすべての人にとって利用しやすい施設や環境づくりを目指すことから、高齢者、障害者、外国人など多様な利用者の特性を理解して、適切に配慮した施設整備と管理運営が必要となります。

(中略)

6. 視点④ システムとしての対応

(中略)

インターネットを活用した事前情報の提供

国立公園を訪れようとする利用者、特に障害を持つ人にとっては、旅行の計画段階で得られるユニバーサルデザイン関連の情報は非常に重要であり、パンフレット類やインターネットのホームページにおいて的確に情報を発信することが求められます。

特に、場所や時間に影響されずにユニバーサルデザイン関連の情報を得られる インターネットは、高齢者や障害者の利用者も増加しており、有効な情報提供手段といえます。

事前情報では、訪れることによって何が出来るか、どのようなサービスが受けられるのかといった内容や、活動の難易度など、活動選択のための材料を提供することが必要です。

また、危険箇所等の有無や対処方法、望まれる服装や装備などの情報も利用者にとって有用です。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-② 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)

第 1 部 自然公園の事業を進めるに当たっての基本的考え方

Ⅱ-1 事業を進めるに当たっての視点

Ⅱ-1-2 自然公園の事業の基本的方針

5 豊かな自然を誰もが楽しむためのユニバーサルデザインの推進

自然公園では、優れた自然風景の保護が求められることに加え、急峻な地形や厳しい気象条件等の制約があり、都市部におけるユニバーサルデザインと同一の考え方、整備基準等をそのまま適用することは困難である。一方で、自然公園には外国人や高齢者など様々な利用者が多数訪れており、その場所の自然や利用の状況に応じて、集団施設地区をはじめとする必要な場所においては、“優れた自然から誰もが感動や喜び、安らぎを得られる環境づくり”をユニバーサルデザインの採用により実現することが重要となる。

そのため、様々な利用者が豊かな自然環境と適切な形でふれあうことができるように、国立公園の主要な利用拠点において、自然環境の状況に応じた施設のバリアフリー化を推進するとともに、観光立国推進基本計画にも対応しつつ、我が国を訪れる外国人が日本の美しい自然環境にふれ、我が国の生物多様性保全への取り組みに対する理解を促進するためにも、国立公園施設の標識や自然解説等について多言語表示を進める等ユニバーサルデザインに配慮した取り組みの強化を図る。

なお、自然公園においては、施設の整備によって魅力の本質である自然環境や風致景観を損ねたりすることがないように、ハードでの対応は自然資源を損なうおそれのない範囲にとどめ、施設整備で対応できない部分はソフトの工夫で対応することが基本となる。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-③ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

第 2 部 共通事項

第 2 章 ユニバーサルデザイン

Ⅲ ユニバーサルデザイン計画検討の基本的考え方

Ⅲ-2 施設整備・改善の基本的考え方

Ⅲ-2-1 安心して確実に利用できる施設整備

主要利用拠点等におけるユニバーサルデザインでは、主要施設へ「行ける」ことにとどまらず、安心して「使える」施設、自然を「感じられる」環境整備が求められる。

そのため、施設や環境の整備に当たっては、できる限りすべての人が安心して確実に利用できるよう、多様な利用者のさまざまな特性やニーズを考慮したきめ細かい施設整備、自然体験のための環境デザインが必要となる。

(中略)

Ⅲ-3 情報提供の基本的考え方

Ⅲ-3-3 事前の情報提供

自然公園を訪れようとする利用者、特に障害を持つ人にとって、旅行の計画段階で得られるユニバーサルデザイン関連の情報は非常に重要であり、パンフレット類やインターネットのホームページにおいて的確に情報を発信することが求められる。

特に、場所や時間に影響されずに情報を得られ、ユニバーサルデザインの技術も比較的進んでいる インターネット、ホームページは、高齢者や障害者の利用者も増加しており、有効な情報提供媒体である。

提供する情報としては、バリアフリー対応施設の紹介にとどまらず、来訪することによって何ができるか、どのようなサービスが受けられるかを示すことが重要である。

(中略)

Ⅲ-4 管理運営の基本的考え方

Ⅲ-4-1 施設の機能を発揮させる維持管理

汚れた施設や破損した施設は使われず、車いす対応の園路も落ち葉が堆積したり樹木の下枝に覆われる状態だと通行が困難になるなど、整備した施設の機能を発揮させ、安全で快適な利用環境を確保するためには、周辺の自然環境も含めた維持管理が欠かせない。

そこで、日常の点検、清掃等の確実な実施と定期的修繕によって、安全で快適な利用環境を維持していくことが必要である。

(A) 施設が機能を発揮するには日常の維持管理と点検が必要

健全者、障害者等にかかわらず、汚れた施設や破損した施設は使われず、通行時に下枝に当たったり堆積した落葉で車いすの通行が困難になるようでは、車いす対応の施設もその機能が十分に発揮できない。

また、これまでのバリアフリー化による特別な整備では、利用頻度が低いことなどから管理が行き届かなくなり、さらに使いやすさが低下するといった悪循環に陥る例も見られる。

ユニバーサルデザインでは、できる限りすべての人が利用しやすいことを原則とすることから、こうした状況は改善されることが見込まれるが、日常の点検や清掃をチェックリストを使

って確実に実施するなど、維持管理の充実が求められる。

(中略)

IV 各種利用施設の整備における配慮事項とソフト方策

IV-2 車いすの走行特性と基本寸法

主要利用拠点等のユニバーサルデザインを検討するに当たっての基本事項として、傾斜面における車いすの走行特性や、車いすでの通行や回転に必要な寸法等について理解しておく必要がある。

(中略)

(B) 基本寸法

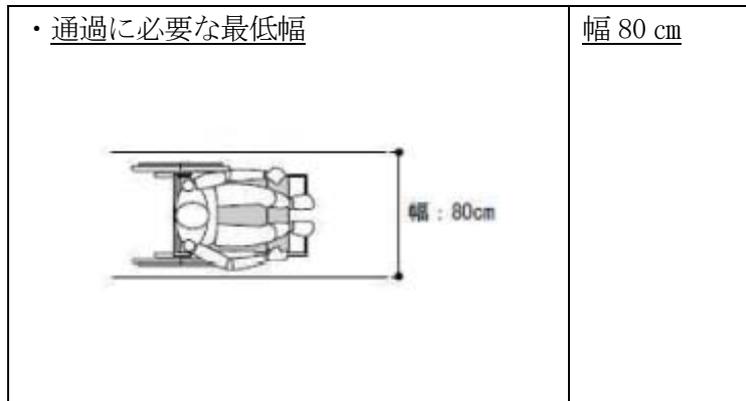
ユニバーサルデザインを検討するに当たっての基本寸法を以下に示す。

(中略)

②車いす使用者、松葉杖使用者の基本寸法

車いす使用者が通行や回転に必要な寸法、及び、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅は、図10に示すとおりである。

図10 車いす使用者の通行や回転に必要な寸法（抜粋）



(注意) 手動車いすの寸法：全幅 70 cm、全長 120 cmの場合
(JIS 規格最大寸法)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-④ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

第 3 部 施設別技術指針

第 6 章 駐車場

Ⅲ 駐車場におけるユニバーサルデザインの配慮事項

自ら自動車を運転して訪れる障害者もいるように、自動車は高齢者、障害者等の日常的な交通手段であることから、すべての人にとって安全で利用しやすい駐車場を設置するとともに、主要施設までのアクセスについて移動の円滑化を図る。

駐車場は行動の起終点として重要な場所であることから、林間駐車場とするなど国立公園に来たという印象を与えられる整備と、案内標識等による情報提供が求められる。

また、公衆便所等の便益施設を設置することが望ましい。

なお、有料かつ駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の場合、特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適用を受ける。

(1) 主要施設にアクセスしやすい配置

(2) 車いす利用者用駐車スペースの確保

(3) 行動の起終点としての駐車場

(4) 国立公園らしい自然と調和した駐車場

(5) 特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適用を受ける場合 I

(中略)

(A) 主要施設にアクセスしやすい配置

駐車場はビジターセンター等の主要施設と接続しやすい位置に配置し、主要施設への円滑な移動が可能なアクセス路を確保する。ただし、地形的制約等から近くに設置できない場合には、車いす利用者用駐車スペースに限り主要施設に接続して設置する、主要施設入口に乗降スペースとなる車寄せを設けるなどの対応を検討する。

(中略)

(B) 車いす利用者用駐車スペースの確保

①設置数と配置

車いす利用者用駐車スペースは、『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』における「駐車場」を参考に、以下のように確保する。

・当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は全駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上、200 を超える場合は全駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上確保する。

・車いす利用者用駐車スペースは、主要施設あるいは主要施設へのアクセス路に近くに設置することが望ましい。

・車いす利用者用駐車スペースの後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅 120 cm 以上の通路を設け、主要施設へのアクセス路に接続させることが望ましい。

表3 車いす使用者用駐車スペース必要台数

全駐車台数 (n)	必要最小数 (N)
～ 50 台	1 台
51～100 台	2 台
101～150 台	3 台
151～200 台	4 台
201～300 台	5 台

全駐車台数が 200 以下の場合 $N \geq n \times (1/50)$

全駐車台数が 200 を超える場合 $N \geq n \times (1/100) + 2$

②車いす使用者用駐車スペースの構造
(略)

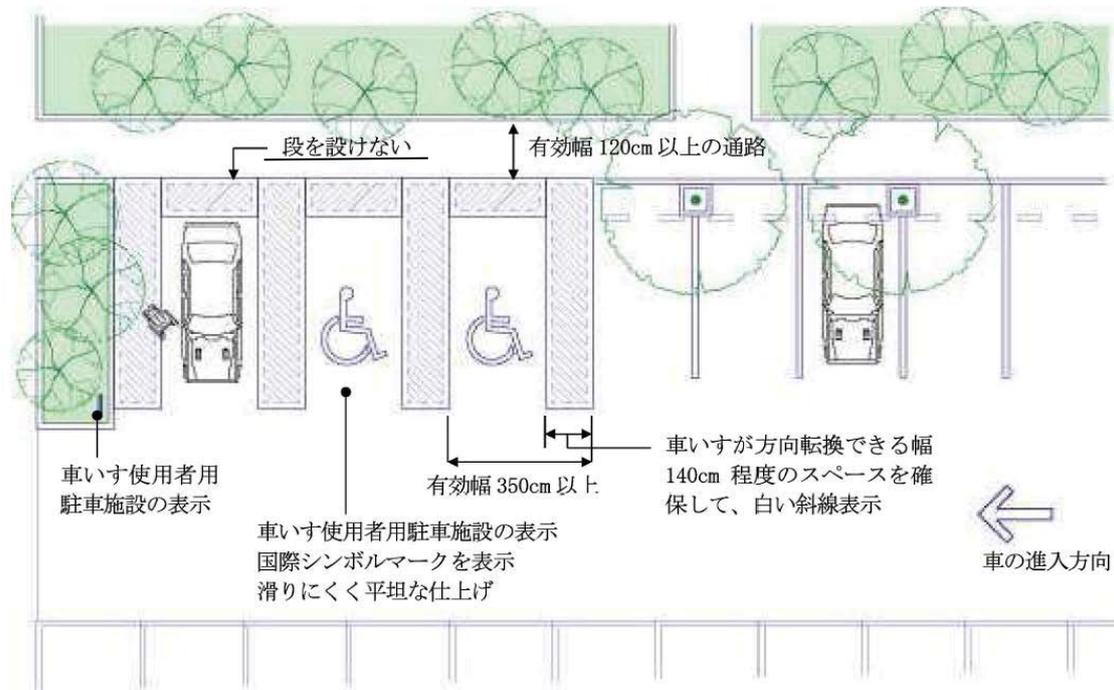


図2 駐車場の整備例

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-⑤ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

第 3 部 施設別技術指針

第 2 章 園地

II-4 園地におけるユニバーサルデザインの配慮事項

(ii) 園地を構成する施設

(1) 園路

園路は、園地とともに自然とのふれあいを提供する基盤的施設であり、当該地域の自然特性や文化性を踏まえ、どのような自然とのふれあいを提供できるかを考慮しつつ、多様な利用者層、利用形態に対応したデザインとすることが求められる。

園路は、その主な目的等から、主要施設へのアクセスのための園路と自然とのふれあいのための園路に区分することができる。

主要施設へのアクセスとなる園路は、すべての利用者が円滑に移動できるように機能性を重視した整備を行い、自然とのふれあいの場となる園路については、利用者の体力や能力、目的等に応じて選択できるよう、多様性のある園路ネットワークを自然環境の保全や自然景観、文化的景観等に配慮して整備する。

(1) 主要施設へのアクセス園路はすべての利用者が円滑に移動できる構造

(2) 利用者が能力等に応じて選択できる多様な園路ネットワークの整備

(3) 自然とのふれあいの場となる園路は地形や景観になじませる構造

(4) 自然環境や景観に配慮したデザインと自然を楽しむための工夫

(A) 主要施設へのアクセス園路はすべての利用者が円滑に移動できる構造 (略)

(B) 利用者が能力等に応じて選択できる多様な園路ネットワークの整備

園路は、自然とのふれあいの場として重要な役割を担っており、高齢者や障害者等の移動に支障がある人にとっては、園路の勾配や路面の状態、段差の有無、経路(コース)の長さ等は、通行が可能か否かを定める重要な要素となる。

主として自然とのふれあいの場として利用される園路は、勾配等による通行の難易度やコースの長短などを目安に、利用者が自己の能力や好みに応じて選択できるよう、経路の設定には多様性を持たせつつ、できるだけ巡回できる形で園路のネットワークを整備することが望ましい。

経路の設定に当たっては、施設や展望地点等の効率的利用と自然環境の豊かさや美しさを体験できることの両面に配慮するとともに、自然環境や景観の保全に留意して行い、各コースには休憩スペースを通行の支障にならない位置に適宜配置する。

なお、階段の有無や勾配、幅員、路面状況など各ルートの状態について、事前情報として表示し、利用者が自己の能力等に応じて利用するか否かを選択できるようにしておく。

難易度の異なる路線の分岐点等では、その旨を確実に知らせることが必要であり、注意標識の他に、ゲートの設置、幅員や舗装材の変化などの方法を併用することが考えられる。

さらに、園路ネットワークを事前に周知させるため、各ルートの特徴、難易度、アクセス可能な施設等を表記した案内図標識または総合案内標識を行動起点等の主要な場所に整備する。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-⑥ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)

第 3 部 施設別技術指針
 第 7 章 公共標識 (サイン類)
 II 公共標識に関する技術指針
 II-2 公共標識の計画・設計の考え方
 II-2-4 標識表示の基本事項
 (i) 公共標識の標準表示の基本事項
 (3) 標準表示内容
 公共標識のタイプ別の主な内容は、表 8 のとおりとする。

(中略)

表 8 公共標識の標準表示内容 (抜粋)
 (以下略)

種 類	主な表示事項	表記言語の種類			
		外国人の利用が想定される施設		外国人の利用が想定されない施設	
		<基本的な表記> 日本語・英語を 表記する施設	<必要に応じた表記> 他の言語を 表記する施設		
記名標識	入口標識	公園名 (団地名を含む)	日本語+英語	日本語+英語	日本語
	公園名碑標識	公園名 (団地名を含む)	日本語+英語	+中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語	
	資源名標識	地名、施設及び景観資源等の名称、必要に応じて標高数値等の自然情報	日本語+英語	日本語+英語	
案内標識	誘導標識	地名、施設及び景観資源等の名称、方向、距離、必要に応じて所要時間 勾配、路面状態、段差の有無など通行の難易度	日本語+英語 ビクトグラム*	日本語+英語 +中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・その他言語 ビクトグラム*	日本語
	案内図標識	(地図を表示する標識) 主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記			
	総合案内標識	(地図、解説文、画像等を表示する標識) 地図部分には主な地名、施設及び景観資源等の位置、名称、現在地、スケール、方位、必要に応じて距離・所要時間 障害者対応施設の位置 車いすで通行できる経路の明記 その他の部分には、図、写真及び地域の状況や自然の案内等の説明文		日本語+英語 ※日本語以外の説明文は原則として要約して概要を記載する ビクトグラム*	

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(1)-イ-⑦ 車いす使用者のための施設の整備状況

(単位:事業、%)

地域	事業主体	① 車いす使用者に配慮した施設が整備されている事業数	② ①のうち、駐車場が整備されている事業数	③ ②のうち、車いす使用者用駐車スペースが整備されていない事業数
大山・蒜山・三徳山	中国四国地方環境事務所	7	7	4
	鳥取県	3	3	1
	岡山県	1	1	1
	大山町	1	1	1
	小計	12	12	7
隠岐	島根県	6	6	3
	知夫村	1	1	1
	隠岐の島町	2	2	2
	小計	9	9	6
島根半島(東部)	島根県	2	1	1
	松江市	1	1	0
	小計	3	2	1
島根半島(西部)	島根県	1	1	1
	小計	1	1	1
三瓶山	島根県	4	3	2
	小計	4	3	2
計		29	27 (100.0)	17 (63.0)

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-⑧ 車いす使用者用駐車スペースが整備されていないため支障が生じるおそれのある例

事例概要	
<p>(地域名) 大山・蒜山・三徳山地域</p> <p>(施設名) 溝口大山線道路（車道）</p> <p>(設置者) 大山町</p> <p>(支障の内容) 南光河原駐車場には車いす使用者用駐車スペースが整備されていないことから、スロープ入口にバイクが置かれるなど、車いす使用者のトイレ利用を困難としている。</p>	
<p>(地域名) 隠岐島地域</p> <p>(施設名) 明屋海岸園地</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(支障の内容) 車いす使用者用駐車スペースが整備されておらず、多目的トイレに最も近い箇所がバス専用となっているため、車いす使用者が、多目的トイレから離れた場所へ駐車せざるを得ない可能性がある。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-⑨ 車いす使用者への配慮が不十分な例

事例概要	
<p>(地域名) 大山・蒜山・三徳山地域</p> <p>(施設名) 鬼女台園地</p> <p>(設置者) 岡山県</p> <p>(支障の内容) 展望ベンチのある通路には、段差を解消し、車いすで進入はできるが、ベンチ脇に灰皿が置かれて通路の幅が 65 cm と狭くなっており（技術指針では最低 80 cm と規定）、車いすで通行できない。</p>	
<p>(岡山県の見解) 整備時期が古く理由は分からないが、状況は承知している。 駐車場再整備の機会もなく対応してこなかったが、中国四国地方環境事務所から助言されたことも踏まえ、受動喫煙防止の点からも撤去した方がよいと考えていることから、撤去の方向で検討したい。</p>	
<p>(地域名) 島根半島（東部）地域</p> <p>(施設名) 多古鼻野営場</p> <p>(設置者) 松江市</p> <p>(支障の内容) 15 棟ある宿泊用キャビンのうち 1 棟について、駐車場から玄関へのスロープに突起物のため凹凸ができ、車いすで通行しにくい。</p>	
<p>(松江市の見解) 状況は承知していなかった。 修繕には相当の費用を要するため、このキャビンには宿泊させないなどの運用で対応したい。</p>	

(地域名)

三瓶山地域

(施設名)

西の原園地

(設置者)

大田市

(支障の内容)

山の駅さんべ（西の原レストハウス）入口のスロープ前（大田市の土地）が未舗装。雨の日はぬかるんで、車いすで通行しにくい。



(大田市の見解)

これまで車いす使用者からの苦情はなかったが、平成 32 年度に予定している施設改修でスロープ前の舗装をあわせて検討したい。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-⑩ 維持管理が不十分なため車いすで利用しにくい例

事例概要	
<p>(地域名) 三瓶山地域</p> <p>(施設名) 島根県立三瓶自然館サヒメル (以下「サヒメル」という。)</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(配慮している施設等) 多機能トイレ (高齢・障害者等用)、点字ブロック、点字</p> <p>(支障の内容) 自然観察入門広場の駐車場から施設までの間には、車いす使用者や視覚障害者が、三瓶の特色ある植物や岩を見たり触ったりできるエリアを設置しているが、以下のような状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 散策道や点字ブロックの上に木の枝や葉が落ち、円滑な移動が困難 ii) 植物案内板の一部は未舗装部分に設置され、車いすで行きにくい iii) 車いす使用者の目の高さに合わせてある植物案内板には、日焼けなどで文字が読みにくくなっているものがある (16 枚中 8 枚) iv) 草に覆われ見えなくなってしまう植物案内板がある (写真参照)。 	
サヒメル (自然観察入門広場)	
i)	ii)
	
iii)	iv)
	

(島根県の見解)

島根県では、当局の調査を契機に「改めて草刈の実施等適切に維持管理するよう、施設管理者を指導した。また、案内板については隣接地の駐車場整備に併せて撤去・改修を検討する。」としている。

このほか、類似の事例が3事例ある。

地域	国立公園事業 (事業執行者) [配慮している施設等]	事例概要
隠岐島	明屋海岸園地 (海士町) [多機能トイレ(高齢・ 障害者等用)]	トイレに設置されたスロープに枝葉が散乱し、繁茂した草木がはみ出し、ホースが放置。
島根半島 (東部)	多古鼻野営場 (松江市) [屋外トイレバリアフリー 対応]	トイレの入口前に植栽が伸び、幅68cm程度と技術指針で定められた幅員よりも狭くなっている。
三瓶山	西の原園地 (大田市) [多機能トイレ(高齢・ 障害者等用)]	駐車場からトイレまでのスロープの入口が、窪みや繁茂した草などのため、車いすで通りになくっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-⑪ 車いすで通行できる園路の情報が提供されている推奨例

(地域名)
 大山・蒜山・三徳山
 (施設名)
 榊水原園地
 (設置者)
 中国四国地方環境事務所

(当局の調査結果)

榊水原園地の第2駐車場から園地に行く園路のうち、車いすが利用できるコースが案内されている (写真参照)。

榊水原園地の第1及び第3駐車場にも同様の公共標識が設置され、車いすで園地に行こうとする場合どの駐車場からどのコースを通ればよいのかが案内されている。



(地域名)
 島根半島 (東部)
 (施設名)
 地藏崎園地
 (設置者)
 島根県

(当局の調査結果)

駐車場の案内図には、展望デッキや自然探勝路に通じる園路に設けられた車いす用のス

ロープの位置が表示されている。



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-⑫ 車いすで通行できる園路の情報が提供されていない例

(地域名)
島根半島 (西部)
(施設名)
日御碕園地
(設置者)
島根県

(当局の調査結果)

日御碕園路は車いすで通行でき、灯台にも行けるが、最寄りの「日御碕駐車場」からは2か所に階段があるため、車いすで行くのが難しい。



B地点:園路入口



A地点:日御碕駐車場入口



このため、車いすで園地に行くには園路入口 (B地点) が最寄りであることを、駐車場入口 (A地点) で案内するのが望ましいが、現地に標識は設置されていない。

[関係主体の意見]

(島根県)

日御碕地区では、国立公園満喫プロジェクトの中で園地全体の標識の再整備に取り組んでいるところであり、車いす使用者のための通行経路の案内にも配慮したい。

(出雲市 (管理者))

状況は承知していなかった。

車いすで移動する場合の動線を、日御碕駐車場で案内する必要がある。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-イ-⑬ ガイドラインと技術指針の県・市町村への周知状況

(○:承知している ×:承知していない)

県・市町村名	ガイドライン	技術指針
鳥取県	○	○
島根県	○	○
岡山県	×	○
大山町	○	○
琴浦町	×	×
江府町	×	×
真庭市	×	×
西ノ島町	○	○
海士町	×	×
知夫村	×	×
隠岐の島町	○	○
松江市	×	×
出雲市	×	×
大田市	×	×
計 (×)	9	8

(注) 1 当局の調査結果による。

2 灰色は、ガイドラインや技術指針を承知していないものを示す。

図表 1-(1)-イ-⑭ 中国四国地方環境事務所のホームページにおける車いす使用者のための施設設備の案内状況

地域	事業主体	施設名	車いす使用者のための施設設備	HPでの案内状況	
				HPでの案内の有無	リンク先での案内の有無
大山・蒜山・三徳山	中国四国地方環境事務所	大山ナショナルパークセンター	・身障者用トイレ ・エレベーター ・車いすの備付け	○	—
		豪田山野営場	・管理棟前スロープ	×	—
		鏡ヶ成野営場	・身障者用トイレ ・スロープ	リンク	○
		蒜山野営場	・身障者用トイレ ・管理棟スロープ	リンク	○
	鳥取県	鳥取県立大山自然歴史館	・身障者用トイレ ・入口スロープ ・車いすの備付け	リンク	×
隠岐	島根県	吉浦野営場	・トイレへのスロープ	×	—
三瓶山	島根県	サヒメル	・身障者用トイレ ・入口スロープ ・車いすの備付け ・車いす目線にあわせた解説標識の整備	リンク	×
		北の原野営場	・管理棟及びキャンプ場に、バリアフリー対応トイレとスロープ整備	リンク	○
計	8 施設			○4 施設	×4 施設

(注) 1 当局の調査結果による。

2 環境省 HP は以下の箇所を参照した。

<http://www.env.go.jp/park/daisen/access/index.html> (大山隠岐国立公園「アクセス・施設」)

<http://www.env.go.jp/park/guide/daisen/facilities/index.html> (国立公園へ出かけよう!「大山・蒜山」)

3 「HPでの案内の有無」欄の「リンク」は、中国四国地方環境事務所のホームページにはバリアフリー情報の掲載がなく、その施設のホームページへのリンクが張られていることを示す。

4 「リンク先での案内の有無」欄の「—」は、該当がないことを示す。

(2) 公園施設の維持管理・安全対策

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>法第 10 条第 1 項は、国立公園に関する公園事業は国が執行することとしている。また、同条第 2 項は、地方公共団体等が環境大臣の同意を得て、同条第 3 項は、国及び地方公共団体以外の者が環境大臣の認可を受けて、それぞれ事業の一部を執行することができるとしている。</p> <p>これらの規定に基づき、国立公園の公園施設は、国のほか地方公共団体などが主体となって設置されており、その維持管理は、各設置者の責任により行われている。</p> <p>また、技術指針では、公園施設の維持管理・安全対策は、利用者の安全で快適な利用と自然の保護を達成するための基本であり、施設の種類や設置目的によって管理目標若しくは巡視・点検回数を設定し、事故や自然環境の破壊を未然に防止する必要があるとされている。</p> <p>さらに、ステップアッププログラムでは、外国人の利用を考慮したソフト、ハード両面からの安全安心対策を講じ、安全安心が確保された国立公園を目指すこととされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>中国四国地方環境事務所は、環境省が設置した公園施設の管理運営に当たり、「中国四国地方環境事務所国立公園巡視・点検実施要領」（平成 29 年 7 月中国四国地方環境事務所。以下「巡視・点検実施要領」という。）と「中国四国管内所管地・直轄施設等維持管理要領」（同年同月同事務所。以下「管内所管地・直轄施設等維持管理要領」という。）を踏まえ、自然保護官が年 3～10 回程度巡回し、目視により巡視・点検して必要な補修等を行っている。</p> <p>なお、同事務所は、これら要領について、環境省が設置した公園施設の管理運営のために策定したものであるため、県や市町村には周知していないとしている。</p> <p>また、同事務所は、地方公共団体が設置した公園施設についても、自然保護官が年 2～4 回程度巡回して管理状況を確認し、補修等の必要が認められた場合には、その施設を管理する地方公共団体に情報提供するとしている。</p> <p>このほか、大山隠岐国立公園の区域が及ぶ鳥取県、島根県、岡山県と 11 市町村も、それぞれが管理する公園施設を巡視・点検しているが、以下のとおり、その実施方法に違いがみられた。</p> <p>① 鳥取県、岡山県と 3 町村（鳥取県江府町、島根県海士町、同県知夫村）では、その職員の巡回により巡視・点検するとしている。</p> <p>また、島根県西ノ島町では、町職員の巡回により巡視・点検するほか、公園施設の管理委託先からの情報提供によっても公園施設の現況を把握</p>	<p>図表 1-(2)-①</p> <p>図表 1-(2)-②</p> <p>図表 1-(2)-③</p> <p>図表 1-(2)-④</p> <p>図表 1-(2)-⑤</p>

<p>するとしている。</p> <p>② 島根県と同県松江市では、無償ボランティアの島根県自然保護レンジャーや管理委託先から、整備した施設の不備・不具合について連絡を受けた場合に県・市の職員が巡視・点検している。</p> <p>③ 6市町（鳥取県琴浦町、同県大山町、島根県出雲市、同県大田市、同県隠岐の島町、岡山県真庭市）では、公園施設の管理委託先（観光協会、自治会等）や（一社）大山観光局などからの情報提供によって公園施設の現況を把握しており、市町の職員は直接巡視・点検していない。</p> <p>また、今回調査した54公園事業による施設の維持管理や安全対策の実施状況を調査したところ、以下のとおり、不備がみられた。</p> <p>ア 環境省が設置した公園施設（2事例）</p> <p>① 木製の遊歩道が地上170センチ程度の高さに設置されているにもかかわらず、片側にしか手すりが据え付けられていないもの（1事例）</p> <p>② 池の周囲に設置された進入防止柵の一部が破損しているもの（1事例）</p> <p>イ 地方公共団体が設置した公園施設（16事例）</p> <p>（ア）破損したまま放置されているもの（8事例）</p> <p>① 進入・転落防止柵が破損しているもの（3事例）</p> <p>② 展望デッキが破損して立ち入ることができず、周囲の植栽が繁茂して眺望もきかないもの（1事例）</p> <p>③ 展望所のベンチや東屋が破損しているもの（2事例）</p> <p>④ 遊歩道・園路の転落防止柵や階段の手すり等が破損しているもの（2事例）</p> <p>（イ）遊歩道・園路が通行しづらくなっていることが、入口などで注意喚起されていないもの（3事例）</p> <p>① 遊歩道に倒木があり、通行できないもの（1事例）</p> <p>② 園路脇の建物の側壁が園路に崩落しているもの（1事例）</p> <p>③ 園路に雑草が繁茂し、通行できないもの（1事例）</p> <p>（ウ）施設・設備が使用困難となっているもの（5事例）</p> <p>① 展望所の双眼鏡のレンズが汚れ、景色が見えないもの（1事例）</p> <p>② 展望地の足元が泥でぬかるみ、通行や休憩がしづらいもの（1事例）</p> <p>③ 展望地のベンチや東屋に雑草が繁茂し、利用しづらいもの（1事例）</p> <p>④ 東屋に動物のフンが散乱し、利用しづらいもの（2事例）</p> <p>上記ア及びイの状況について、中国四国地方環境事務所は、次のように説明している。</p> <p>① 指摘のあった環境省直轄施設のうち、i) 遊歩道については、手すりの</p>	<p>図表 1-(2)-⑥</p> <p>図表 1-(2)-⑦</p> <p>図表 1-(2)-⑧</p> <p>図表 1-(2)-⑨</p>
---	---

<p>設置を検討中である、ii) 池の周囲に設置されている柵については、近日中に補修予定である。</p> <p>② 地方公共団体設置施設の維持管理については、補修等が必要な施設を把握した場合は情報提供しており、相談があれば応じている。</p> <p>なお、指摘のあった地方公共団体設置施設については、今後、各設置者において適切に対応すべきものと認識している。</p> <p>なお、前述イに記載した16事例のうち15事例の公園施設は、中国四国地方環境事務所が大山隠岐国立公園の魅力発信のために作成した「大山隠岐国立公園ポケットガイド」(以下「ポケットガイド」という。)で紹介されている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、公園施設を安全・快適に利用できるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 環境省が設置する公園施設については、維持管理・安全対策の不備を速やかに是正すること。</p> <p>また、維持管理を委託している施設については、適切に維持管理するよう委託事業者を指導すること。</p> <p>② 地方公共団体が設置する公園施設については、管理運営の実態を把握した上で、設置者に対し、中国四国地方環境事務所が策定した巡視・点検実施要領と管内所管地・直轄施設等維持管理要領を周知し、これを参考としながら定期的な巡視・点検と維持管理に努めるよう助言すること。</p> <p>特に、ポケットガイドで紹介している公園施設については、重点的に取り組むこと。</p>	<p>図表 1-(2)-⑩</p>
---	-------------------

図表 1-(2)-① 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)
(抜粋)

第 4 部 維持管理

I 施設の維持管理・安全対策のための指針

I-1 国立公園の施設の維持管理・安全対策のあり方

I-1-1 施設の維持管理・安全対策の目的

国立公園は、「日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること」を目的としており、施設の維持管理・安全対策は、利用者の安全で快適な利用と自然の保護を達成するための基本である。

国立公園内の施設は、利用目的や利用頻度が多様であるため、所管地及び直轄施設における施設の維持管理・安全対策に当たっては、施設の種類や設置目的によって管理目標若しくは巡視・点検回数を設定し、事故や自然環境の破壊を未然に防止する必要がある。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-② 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会)(抜粋)

2. コンセプトと取組の方向性

2.2 目指すべき姿

(前略)

安全安心が確保され、ルールやマナーも徹底した国立公園
コンセプトにある魅力を満喫する大前提として、外国人利用を考慮したソフト、ハード両面からの安全安心対策を行うとともに、それぞれの利用の場面で必要となるルールやマナーの周知徹底を目指します。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-③ 「中国四国地方環境事務所国立公園巡視・点検実施要領」(平成 29 年 7 月中国四国地方環境事務所)(抜粋)

第 1 (一般事項)

別表 1 に掲げる高松及び広島事務所、大山隠岐国立公園管理事務所及び自然保護官事務所等は、本要領に基づき、管轄する国立公園の巡視及び環境省直轄施設、環境省所管地の点検を実施する。

(中略)

第 3 (巡視の実施)

- 1 国立公園の保護及び利用の状況を確認し、必要な情報の収集・提供を行うとともに、利用者指導等により適正な利用の推進を図るため、巡視を実施する。
- 2 巡視実施前には、巡視ルートを検討するとともに、前回の巡視報告書を確認し、注意箇所や確認事項を関係者で共有する。
- 3 巡視は、以下を目安に、地域毎に利用状況等に応じて回数・時期を検討し、計画的に行う。ただし、豪雨や台風、地震等、施設の機能の維持に影響を及ぼす可能性のある自然現象が発生した場合は、臨時に実施する。
 - ・ 集団施設地区、利用拠点等：シーズンを問わず年間を通じて実施
 - ・ 登山道等：シーズン前後に実施
- 4 巡視後、巡視報告を作成し、各事務所において適切に保管する。対応が必要な場合は、施設の管理者に連絡し、対応を依頼するとともに、中国四国地方環境事務所に報告する。

第 4 (点検の実施)

- 1 管内の所管地及び直轄施設の点検は、直轄施設の機能の維持のため、『中国四国管内所管地・直轄施設等維持管理要領』に基づき、以下の点検を実施する。
 - ・ 平時点検：利用シーズンの前後など年間を通じて日常管理として実施する点検
 - ・ 臨時点検：豪雨や台風、地震等施設の機能の維持に影響を及ぼす可能性のある自然現象が発生した際、臨時に実施する点検
 - ・ 専門点検：法定点検及び橋梁、電気設備などの専門技術を要する点検
- 2 点検にあたっては、必要に応じて関係施設の管理業務請負者、管理協定締結者など関係者(施設の管理担当者)と合同で実施する。また、点検実施前には、前回の点検記録を確認し、注意箇所や確認事項を関係者で共有する。
- 3 点検後は、報告書を作成し、作成した報告書は点検記録として各事務所において適切に保管する。対応が必要な場合は、中国四国地方環境事務所もしくは施設の管理担当者に連絡する。特に対応が必要な場合であって重大な事項については、速やかに電話にて中国四国地方環境事務所に状況を報告する。
- 4 点検の実施においては本要領によるほか、以下を参考にする。
 - 『自然公園屋外施設に関する点検・保守検討調査業務報告書』(平成 19 年)
 - 『自然公園等施設技術指針(第 4 部 維持管理)』(平成 25 年)
 - 『国立公園等における安全対策マニュアル』(平成 21 年)

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-④ 「中国四国管内所管地・直轄施設等維持管理要領」(平成 29 年 7 月中国四国地方環境事務所)(抜粋)

I 主旨

1. 所管地・直轄施設の維持管理について

所管地・直轄施設の維持管理は「自然公園等施設技術指針」(H27.8改定版)第4部維持管理編(以下、「技術指針」という。)によれば、『国立公園は「日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保険、休養及び教化に資すること」を目的としており、施設の維持管理・安全対策は、利用者の安全で快適な利用と自然の保護を達成するための基本』とされている。

本要領では、技術指針に記載される巡視・点検実施方針に準じ、中国四国管内における所管地・直轄施設等を対象とした施設の維持管理について、次の事項を適切かつ確実に実施していくための指針として取りまとめたものである。

- ・施設の安全性、利用性、機能性に着目した点検確認を行うこと。
- ・施設老朽化等に応じた危険度を判定し、補修等の対応を行う施設の優先度を定めること。
- ・優先度に応じて適時・適切に維持管理を実施し、かつ、必要な予算を確保すること。
- ・施設の維持管理について継続性を確保すること。

(中略)

III 維持管理実施方針

1. 日常管理

(1) 日常管理の実施

所管地等及び直轄施設等については、利用者の事故発生未然防止、公有・私有財産の保護等のため、日常の点検・確認等により、現状を把握しておくことが肝要である。

一方、維持管理業務の対象範囲は、受託者において点検等が行われているが、現地状況を最も把握している自然保護官等においても、少なくとも四半期に1回程度は、所管地等及び直轄施設等の目視確認や現状確認により、計画的な維持管理の実施をお願いしたい。

特に、既に施設等の劣化が顕著な箇所、経過観察となっている箇所、危険箇所及び既に立入禁止等の措置済み箇所は、事故等が発生する危険性が高く、影響範囲が拡大することを想定し、これらを未然に防止するため、重点的に点検や確認が必要である。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(2)-⑤ 公園施設の巡視・点検の実施状況

機関名	実 施 状 況		
	実施主体	方 法	頻 度
中国四国地方環境事務所	中国四国地方環境事務所	職員が巡回	・年3～10回程度 ・自然災害発生時
鳥取県	鳥取県	県自然保護監視員（非常勤職員）が巡回	トイレ：週1回程度 遊歩道：夏山開き（6月）前と台風等の豪雨、強風後
岡山県	岡山県	県自然環境課職員が巡回	・年数回程度 ・自然災害の発生により、公園施設が損壊する恐れがある時
江府町	江府町	管理するスキー場と園地に駐在する町職員が巡回	日常的
海士町	海士町	○明屋海岸及び金光寺山町交流促進課職員が目視 ○木路ヶ崎 巡視・点検していない。	○明屋海岸及び金光寺山 毎月1回程度（4月～10月のみ）
西ノ島町	西ノ島町	・町観光定住課職員が巡回 ・公園施設管理委託先からの情報提供	定期的には行っていない。
知夫村	知夫村	村地域振興課職員が目視	・年2回程度 ・自然災害発生時
島根県	島根県	県自然環境課職員が巡回	市町村や県自然保護レンジャー（ボランティア）からの連絡に応じて
松江市	松江市	市観光施設課職員が巡回	・公園施設の管理委託先からの連絡に応じて ・公園施設近くに出向いた機会（不定期）
琴浦町	琴浦町	公園施設管理委託先からの情報提供により把握	定期的には行っていない。
大山町	大山町	観光客や（一社）大山観光局からの情報提供により把握	定期的には行っていない。
出雲市	出雲市	公園施設管理委託先からの情報提供により把握	定期的には行っていない。
大田市	大田市	公園施設管理委託先からの情報提供により把握	定期的には行っていない。
隠岐の島町	隠岐の島町	公園施設管理委託先からの情報提供により把握	定期的には行っていない。
真庭市	真庭市	公園施設管理委託先からの情報提供により把握	定期的には行っていない。

（注）当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑥ 維持管理・安全対策が不適切となっている環境省が設置した公園施設の例

番号	事例内容
1	<p>(地域名) 大山（鳥取県大山町）</p> <p>(施設名) 大山森の遊歩道</p> <p>(内容) 木製の遊歩道が地上 170 センチ程度の高さに設置されているにもかかわらず、片側にしか手すりが据え付けられていない。 中国四国地方環境事務所は、手すりの設置を検討中であるとしている。</p> 
2	<p>(地域名) 大山（鳥取県江府町）</p> <p>(施設名) 鏡ヶ成園地</p> <p>(内容) 池の周囲に設置された進入防止柵の一部が破損している。 中国四国地方環境事務所は、近日中に補修予定であるとしている。</p> 

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑦ 破損したまま放置されている公園施設の例

番号	事例内容
1	<p>(地域名) 島根半島西部（島根県出雲市）</p> <p>(施設名) 日御碕園地</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) ジオサイト（柱状節理）側に利用者が侵入しないよう張られたロープの一部がなくなっているため、侵入者が、ジオサイトを毀損したり、崖から転落したりするおそれがある。 島根県は、既に補修に着手したとしている。</p> 
2	<p>(地域名) 三瓶山（島根県大田市）</p> <p>(施設名) 霧の海展望所</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) 転落防止柵の丸太が外れたままとなっている（2か所）。 島根県は、ロープを張るなどの応急処置を検討するとしている。</p> 

<p>3</p>	<p>(地域名) 島根半島東部（島根県松江市）</p> <p>(施設名) 桂島園地</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) 東屋の崖側にある転落防止用の柵の格子が外れている。 島根県は、ロープを張るなどの応急処置を実施したうえで、予算や施設の利用状況を踏まえ、緊急性の高いものから整備していく、としている。</p>	 
<p>4</p>	<p>(地域名) 島根半島東部（島根県松江市）</p> <p>(施設名) 桂島園地</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) 展望デッキの床板が壊れ、デッキに上がることができない。 また、周囲の植栽を伐採していないため、デッキに上がっても、眺望はきかない。 島根県は、ロープを張るなどの応急処置を実施したうえで、予算や施設の利用状況を踏まえ、緊急性の高いものから整備していく、としている。</p>	 

<p>5</p>	<p>(地域名) 島根半島東部（島根県松江市）</p> <p>(施設名) 桂島園地</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) 東屋の屋根が破損している。 島根県は、ロープを張るなどの応急処置を実施したうえで、予算や施設の利用状況を踏まえ、緊急性の高いものから整備していく、としている。</p>	
<p>6</p>	<p>(地域名) 隠岐島（島根県西ノ島町）</p> <p>(施設名) 鬼舞展望所</p> <p>(設置者) 西ノ島町</p> <p>(内容) ベンチ・東屋の柵に複数の破損箇所がある。 西ノ島町は、補修の必要は認めるものの、当面その予定はないとしている。</p>	
<p>7</p>	<p>(地域名) 島根半島東部（島根県松江市）</p> <p>(施設名) 多古鼻園地</p> <p>(設置者) 松江市</p> <p>(内容) 階段の手すりの支柱が腐食し傾いている。 松江市は、使用頻度は低いと思われ、補修には多額の費用を要すると考えられるため、直ちに補修する予定はなく、既に立入禁止措置は講じたとしている。</p>	 <div data-bbox="959 1809 1299 1906" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>下から2本目の支柱が腐って手すりが傾いている。</p> </div>

<p>8</p>	<p>(地域名) 島根半島東部 (島根県松江市)</p> <p>(施設名) 多古鼻園地</p> <p>(設置者) 松江市</p> <p>(内容) 階段の手すりの支柱の根元が腐食しており、手すりが外れている。 松江市は、使用頻度は低いと思われ、補修には多額の費用を要すると考えられるため、直ちに補修する予定はなく、既に立入禁止措置は講じたとしている。</p>	 <p data-bbox="1070 689 1423 741">支柱の根元が腐食している。</p>
----------	--	---

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑧ 通行しづらくなっていることが、入口などで注意喚起されていない例

番号	事例内容
1	<p>(地域名) 隠岐島 (島根県隠岐の島町)</p> <p>(施設名) 高尾鷲ヶ峰線道路 (歩道)</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) 遊歩道に倒木があり、通行できない。 島根県は、この歩道の管理委託先である隠岐の島町が、平成 30 年 10 月 22 日に倒木を撤去したとしている。</p> 
2	<p>(地域名) 島根半島東部 (島根県松江市)</p> <p>(施設名) 五本松園地</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) 老朽化した建物 (昭和 4 年築) の側壁が園路に崩落しているが、注意喚起されていない。 島根県は、この園地の管理者である松江市が、建物の周囲に利用者が立ち入らないよう柵を設ける予定、としている。</p> 
3	<p>(地域名) 隠岐島 (島根県西ノ島町)</p> <p>(施設名) 鬼舞展望所</p> <p>(設置者) 西ノ島町</p> <p>(内容) 園路に雑草が繁茂し、通行が困難となっている。 西ノ島町は、状況は承知しているが、予算の制約上草刈りの頻度 (毎年 2 回) を増やすことは考えていないとしている。</p> 

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(2)-⑨ 施設・設備が使用困難となっている公園施設の例

番号	事例内容
1	<p>(地域名) 隠岐島 (島根県知夫村)</p> <p>(施設名) アカハゲ山園地</p> <p>(設置者) 知夫村</p> <p>(内容) 展望台の双眼鏡 4 基全てのレンズが汚れ、覗いても景色が見えない。 知夫村は、状況は承知しているが、予算の確保が困難であり、直ちに補修する予定はないとしている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>
2	<p>(地域名) 隠岐島 (島根県知夫村)</p> <p>(施設名) 赤壁</p> <p>(設置者) 知夫村</p> <p>(内容) 展望地が舗装されていないため、足元が泥でぬかるみ、通行・休憩しにくい。 知夫村は、雨が降った後一時的にこのような状況になることは承知しているが、展望地を舗装したら景観を損ねるおそれがあるため、対応の予定はないとしている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>

<p>3</p>	<p>(地域名) 隠岐島（島根県西ノ島町）</p> <p>(施設名) 鬼舞展望所</p> <p>(設置者) 西ノ島町</p> <p>(内容) ベンチ・東屋に雑草が繁茂し、利用できない。 西ノ島町は、状況は承知しているものの、予算の制約上草刈りの頻度（毎年2回）を増やすことは考えていないとしている。</p>	
<p>4</p>	<p>(地域名) 隠岐島（島根県海士町）</p> <p>(施設名) 木路ヶ崎</p> <p>(設置者) 海士町</p> <p>(内容) 東屋に鳥のフンが散乱し、利用できない。 海士町は、木路ヶ崎は来訪する観光客が非常に少ないため清掃したことはなく、今後も必要はないとしている。</p>	
<p>5</p>	<p>(地域名) 隠岐島（島根県西ノ島町）</p> <p>(施設名) 鬼舞展望所</p> <p>(設置者) 西ノ島町</p> <p>(内容) 東屋に牛のフンが散乱し、利用できない。 西ノ島町は、状況は承知しているものの、予算の制約上清掃の頻度（毎年2回）を増やすことは考えていないとしている。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

(3) 景観の改善対策

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(許可基準に適合しない工作物・広告物への対応)</p> <p>法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項では、国立公園の特別地域や特別保護地区内で工作物や広告物を設置・掲出する場合には、環境大臣の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>この許可基準は、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条で、色彩や形態が周辺の風致・景観と著しく不調和でないこととされているほか、詳細には、国立公園ごと策定される国立公園管理計画に定められており、大山隠岐国立公園においても、</p> <p>① 自動販売機については、建物の庇の下に設置するか、木材等の自然材料により外側を囲むなど風致への影響を軽減すること、</p> <p>② 事業用広告物については、支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は黒色又は白色とすること</p> <p>などとされている。</p> <p>また、地方環境事務所は、法第 34 条に基づき、法第 20 条第 3 項等の規定に違反した者に中止、原状回復等を命じることができるとされており、鳥取、岡山の両県は、これらを法定受託事務所として行うこととされている（法附則第 9 項、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号、以下「法施行令」という。）第 3 項第四号、第 7 項）。</p> <p>(公園区域内の廃棄物への対応)</p> <p>法第 19 条では、国又は地方公共団体は、国立公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、その管理者と協力して、清潔を保持するものとされている。</p> <p>また、国立公園の特別地域、海域公園地区、集団施設地区内では、利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物や廃物を捨てたり放置することが禁止されている（法第 37 条）。</p> <p>さらに、ステップアッププログラムでは、ボランティアの協力などを得ながら、清掃により海岸景観の維持に努めるとされている。</p> <p>このほか、大山隠岐国立公園隠岐島地域ビジョン（平成 27 年 3 月、環境省中国四国地方環境事務所）では、隠岐の国立公園を象徴する海岸・海中の風景を保全するため、海岸漂着物の回収や、住民・釣り客へのマナー啓発など発生を抑制する取組を推進するとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-①</p> <p>図表 1-(3)-②</p> <p>図表 1-(3)-③</p>

<p>【調査結果】</p> <p>(許可基準に適合しない工作物・広告物への対応)</p> <p>中国四国地方環境事務所、鳥取県、岡山県はいずれも、許可基準に適合しない工作物・広告物を把握した場合には、設置者を指導するとしている。</p> <p>今回、大山隠岐国立公園区域内に設置・掲出された工作物・広告物の状況を調査したところ、管理計画に定める許可基準に適合しない自動販売機や事業用広告物がみられた(9事例)。</p> <p>これらの事例の中には、同事務所が承知していながら何の措置も講じられていなかったものもみられた(1事例)。</p> <p>上記のような違法行為について、同事務所は、法令が事業者十分に知られていないことが原因と考えられるとしている。</p> <p>(公園区域内の廃棄物への対応)</p> <p>中国四国地方環境事務所は、公園区域内の海岸漂着物の清掃は各地域の海岸を管理する自治体、関係団体、ボランティア等が主体であり、その頻度や方法も各地域の判断に任せているとしている。</p> <p>今回調査した公園施設は、廃棄物が投棄されている状況はみられなかったが、ビューポイントでは、海岸漂着物が散乱して景観に支障を及ぼしている事例が3事例みられた。</p> <p>これらの状況について、同事務所は、海岸を管理する自治体に対応すべきものとしている一方、これらの自治体は、その現況は承知しているものの、限られた予算・人員では清掃の頻度や方法を見直すことは困難としている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園における景観の改善について、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 許可基準に適合しない工作物・広告物を把握した場合には、厳正に対処するとともに、鳥取県と岡山県にもこれを促すこと。</p> <p>② 各種協議会の場も活用し、</p> <p>i) 工作物・広告物について法令や国立公園管理計画に定められたルールの趣旨・内容を、関係自治体、住民、事業者徹底すること、</p> <p>ii) 地域による海岸漂着物への取組の好事例を共有することなどにより、効果的な廃棄物対策を講ずること。</p>	<p>図表 1-(3)-④</p> <p>図表 1-(3)-⑤</p>
--	-------------------------------------

図表 1-(3)-① 工作物・広告物の設置・掲出の許可に関する法令

○ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）（抜粋）

（特別地域）

第 20 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

（中略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 3 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

（中略）

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

（特別保護地区）

第 21 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

（中略）

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 7 号まで、第 9 号、第 10 号、第 15 号及び第 16 号に掲げる行為

（中止命令等）

第 34 条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項若しくは第 23 条第 3 項の規定、第 32 条の規定により許可に付された条件又は前条第 2 項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（中略）

附 則 抄

（中略）

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

○ 自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）（抜粋）

附 則 抄

（中略）

（都道府県が処理する事務）

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域（別表に掲げ

る都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第6項において同じ。）に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定（法第64条第2項、第3項及び第5項を除く。）は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一 次に掲げる行為以外の行為（二以上の都道府県の区域にまたがるものを除く。）に関する法第20条第3項の規定による許可及び法第32条の規定による条件の付加に関する事務

イ その高さが13メートル又はその水平投影面積が1000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）の新築、改築又は増築（改築又は増築後において、その高さが13メートル又はその水平投影面積が1000平方メートルを超える工作物（住宅及び仮工作物を除く。）となる場合における改築又は増築を含む。）

（中略）

四 前3号に規定する許可又は届出を要する行為に関する法第34条の規定による命令に関する事務

（中略）

7 附則第3項及び第4項並びに前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（中略）

別表（附則第3項関係）

十五 鳥取県

十六 岡山県

○ 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）（抜粋）

（特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準）

第11条 法第20条第3項第1号、第21条第3項第1号及び第22条第3項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第20条第6号イ（5）において同じ。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る法第20条第4項、第21条第4項及び第22条第4項の環境省令で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

（中略）

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

21 法第20条第3項第7号に掲げる行為並びに法第21条第3項第1号及び第22条第3項第1号に掲げる行為（法第20条第3項第7号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつて

は、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。
 イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
 (中略)
 へ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-(3)-② 工作物・広告物の設置・掲出に関し国立公園管理計画に定めた許可基準の例(大山隠岐国立公園)

区分	許可基準
自動販売機	<u>建物の庇の下に設置するか、木材等の自然材料により外側を囲む</u> 等により、風致への影響を軽減する。
事業用広告物	<p>① 店舗、事務所、営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要なものに限る。</p> <p>② 以下の各要件に適合しないものは認めない。</p> <p>i) 材料は可能な限り木材、石材等の自然材料であること。</p> <p>ii) <u>色彩は、支柱及び文字盤は焦げ茶色又は自然素材を用いる場合における素地色とし、文字は黒色又は白色とすること。</u>案内図には上記以外の色を認めるが、必要最小限の使用であると認められるものであること。</p> <p>iii) <u>そで看板を建築物に表示（掲出又は設置）する場合は、庇の下又は壁面に設置すること。</u> 広告物の地色は、焦げ茶色若しくは白色又は自然素材を用いる場合における素地色とし、文字は2色以内とすること。</p> <p>③ 広告物たるベンチ、クズ籠等の簡易施設の設置については、認めない。</p>

(注) 1 「大山隠岐国立公園大山蒜山地域管理計画書」(平成 17 年 1 月、環境庁自然環境局山陰地区自然保護官事務所)による。
 2 隠岐、島根半島及び三瓶山の各地域の管理計画書においても、同様の許可基準を定めている。
 3 下線は当局が付した。

図表 1-(3)-③ 廃棄物等に関する法令等

○ 自然公園法（昭和32年法律第161号）（抜粋）

（清潔の保持）

第19条 国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

（利用のための規制）

第37条 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

○ 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」（平成28年12月策定 30年12月最終改訂、大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会）（抜粋）

4. プロジェクトの実施

4.2 プロジェクトの実施（隠岐地域）

(3) 国立公園内に係る事項

1) 隠岐地域全体の取組方針

② まちなみ等の景観改善

・ ボランティアの協力などを得ながら、海岸漂着物の清掃等により海岸景観の維持に努める。

4.3 プロジェクトの実施（島根半島東部地域）

(3) 国立公園内に係る事項

2) 島根半島東部地域全体の取組方針

② まちなみ等の景観改善

・ ボランティアの協力などを得ながら、海岸漂着物・漂流物の清掃等により、海岸景観の維持に努める。

○ 「大山隠岐国立公園隠岐島地域ビジョン」（平成27年3月策定、環境省中国四国地方環境事務所）（抜粋）

4. 対策の方向性

(3) 保護地域の適正な管理

隠岐らしい風景を維持する取組を支援し、持続的な活動につなげるため以下の取組を推進する必要があります。

（中略）

・ 隠岐の国立公園を象徴する海岸や海中の風景を保全するため、海岸漂着ゴミの回収や住民や釣り客へのマナー啓発等の発生抑制に向けた取組を推進する。

（注）下線は当局が付した。

図表 1-(3)-④ 許可基準に適合しない工作物・広告物の例

事例概要

(大山・蒜山・三徳山地域)

庇もなく、自然材料で囲われてもいない自動販売機がある（現在は撤去済）。



(三瓶山地域)

赤色の幟や、下地が白と朱色、文字が緑色の看板が掲出されている。



このほか、類似の事例が6事例みられた。

地域	事例概要
大山・ 蒜山・ 三徳山	黄色の看板が掲出されている。
隠岐島	庇もなく、自然材料で囲われてもいない自動販売機がある。
島根半島 (西部)	庇もなく、自然材料で囲われてもいない自動販売機が6台ある。
三瓶山	庇もなく、自然材料で囲われてもいない自動販売機がある。
	赤色の幟が掲出されている。
	黄色の看板が掲出されている。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 このうち、隠岐島地域の事例については、中国四国地方環境事務所は承知していたが、何の措置も講じていなかったとしている。

図表 1-(3)-⑤ ビューポイントに海岸漂着物が散乱している例

番号	事例内容
1	<p>(地域名) 隠岐島（島根県海士町）</p> <p>(施設名) 明屋海岸園地</p> <p>(管理者) 海士町</p> <p>(内容) 海岸に漂着物が散乱している。 このことについて、海士町は、予算・人員が限られ、現状の清掃頻度や方法（注）を見直す予定はないとしている。 （注）概ね年1回、海開きの前に町と観光協会が清掃</p> 
2	<p>(地域名) 隠岐島（島根県西ノ島町）</p> <p>(施設名) 国賀浜園地</p> <p>(管理者) 西ノ島町</p> <p>(内容) 海岸に漂着物が散乱している。 このことについて、西ノ島町は、人員が限られており、現状の清掃頻度や方法（注）を見直す予定はないとしている。 （注）概ね年1回、海開きの前に地域住民がボランティアにより一斉清掃を実施しているほか、外部委託により4月～10月にかけて月1～3回の清掃を実施</p> 
3	<p>(地域名) 隠岐島（島根県隠岐の島町）</p> <p>(施設名) 浄土ヶ浦園地</p> <p>(管理者) 隠岐の島町</p> <p>(内容) ジオサイト情報板が設置された遊歩道付近の海岸に漂着物が散乱している。 隠岐の島町は、遊歩道の一部が通行止めになっており、漂着物の搬出が難しいためと説明している。</p> 

（注）当局の調査結果による。

2 利用者への情報提供

(1) 利便性向上のための情報提供

ア 公共標識の適切な整備・維持管理

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>国、地方公共団体など国立公園事業の執行者は、これまで「自然公園等事業にかかる公共標識の整備指針（平成9年6月環境庁自然保護局）」や「国立公園入口標識の整備指針（平成19年3月環境省）」に基づいて、公園施設の付随施設である公共標識の整備を順次進めてきたが、標準となる表示例などがなかったため、事業者により表示の内容や方法が区々となっていた。</p> <p>また、近年、官民の施設のユニバーサルデザイン化が急速に進められているのに伴い、環境省は、自然公園の利用施設もユニバーサルデザイン化を推進していくこととし、これに配慮した公共標識の標準となる表示例を技術指針に示している。</p> <p>さらに、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定。以下「観光立国アクション・プログラム」という。）において、外国人利用者が旅行を楽しむことができるよう自然公園の多言語対応の改善・強化を図ることが求められたため、同省は、ユニバーサルデザインの考えに基づいて多言語やピクトグラムを用いた公共標識の標準表示例を示した「自然公園公共標識の標準表示例2015年版」を発行し、公園の整備を進めている。</p> <p>技術指針によると、公共標識は、「目的施設への誘導」、「公園区域の明示」、「施設や自然の解説」、「事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制」等の情報を利用者に伝達する手段として整備し、乱立を避けるため、同種・類似の標識は、設置者と調整して集約化を図ることが必要とされている。</p> <p>また、公共標識は自然環境の影響を受けやすいことから、耐久性に配慮した形状、構造、材料とし、景観を阻害することがないように整備・維持管理することが必要とされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>大山隠岐国立公園区域内にある公共標識のうち、記名標識、案内標識、解説標識を中心に420基の整備・維持管理状況を調査したところ、設置者も是正が必要と認識している不具合として、次のような事例がみられた。</p> <p>① 案内標識1基の周囲に、不法採取の警告や事故防止の注意喚起などの標識8基が乱立しているもの（1事例）</p> <p>② 分岐点であるにもかかわらず案内標識がないなど、目的地への誘導が十分ではないもの（10事例）</p>	<p>図表2-(1)-ア-①</p> <p>図表2-(1)-ア-②</p> <p>図表2-(1)-ア-③</p> <p>図表2-(1)-ア-④</p> <p>図表2-(1)-ア-⑤</p> <p>図表2-(1)-ア-⑥</p> <p>図表2-(1)-ア-⑦</p> <p>図表2-(1)-ア-⑧</p>

③ 所要時間、距離、標高などの情報が標識によって異なっているもの（4事例）	図表 2-(1)-ア-⑨
④ ジオパークに認定された場所であるにもかかわらず、その旨の解説がないもの（2事例）	図表 2-(1)-ア-⑩
⑤ 倒れたまま放置されていたり、破損・老朽化して読みにくいもの（15事例）	図表 2-(1)-ア-⑪
⑥ 掲載されている情報が最新のものに更新されていないもの（3事例）	図表 2-(1)-ア-⑫
⑦ 標識に掲載されたQRコードを携帯電話で読み込んでも、リンク先が削除されているもの（1事例）	図表 2-(1)-ア-⑬
<p>一方、島根県や同県大田市は、大山隠岐国立公園満喫プロジェクト事業の一環として、重点的なビューポイントの公共標識の更新や多言語化を図るため、これらを調査して一覧を作成することにより、更に整備を要する箇所や更新・撤去の必要性を関係者間で確認し、そのための役割分担を確定させている。</p>	<p>図表 2-(1)-ア-⑭ 図表 2-(1)-ア-⑮</p>
<p>また、鳥取県大山町は、自ら整備した公共標識の台帳を整理し、過去の更新・修繕の内容や方法、費用などを記録しておくことにより、今後更新・修繕が必要となった際、担当者が替わっていても迅速に着手できるよう工夫している。</p>	図表 2-(1)-ア-⑯
<p>【所見】</p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園内の公共標識について、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 同事務所が設置した公共標識の不具合を是正すること。</p> <p>② 同事務所以外が設置した公共標識については、各種協議会の場も活用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 関係機関と調整の上で乱立の解消を図ること、 ii) 不適切な箇所の是正を設置者に促すこと、 iii) 整備や維持管理の優れた取組事例を把握して関係者間で共有し、今後の工夫を図ること。 	

図表 2-(1)-ア-① 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

第 2 部 共通事項

第 2 章 ユニバーサルデザイン

Ⅲ ユニバーサルデザイン計画検討の基本的考え方

Ⅲ-3 情報提供の基本的考え方

Ⅲ-3-1 使いやすさ向上のために提供する情報と情報媒体

主要利用拠点等におけるユニバーサルデザインにおいては、情報提供の持つ意味は非常に大きい。障害者等の利用に対応した施設の状況を伝えることは当然であるが、むしろ残された課題である「施設のハンディキャップ」こそ、利用者に対して明確に伝えるべき情報である。

情報提供に当たっては、多様な利用者の能力やニーズを考慮しつつ、何を、いつ、どこで、どのような媒体で伝えれば効果的であるかを考え情報発信の場所や方法を選択するとともに、常に最新の情報に更新しておくことが必要である。

(中略)

Ⅲ-3-2 現地での情報提供

現地での情報提供は、ビジターセンター等での展示解説や案内のほか、携行可能なパンフレット類、屋外では標識類が中心となる。

情報提供にあたっては、視覚障害者、聴覚障害者、外国人、子どもなど多様な利用者の能力やニーズへの配慮が重要であるとともに、明暗の変化や水音の活用など屋外の自然空間ならではの情報提供方法の工夫をする。

また、ビジターセンター、インフォメーションセンター等の情報提供施設では、案内カウンターを設置するなど、対人による情報提供やサポートを行なう。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-ア-② 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋)

3. 外国人旅行者の受入の改善

<移動しやすい環境の整備>

(2) 多言語対応の改善・強化

- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。

(略)

<滞在しやすい環境の整備>

(1) 多言語対応の改善・強化

- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。(再掲)

(略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-ア-③ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課) (抜粋)

<p>第 2 部 共通事項</p> <p>第 1 章 総論</p> <p>II 基本方針</p> <p>○ 公共標識(サイン類)の重要性</p> <p>公共標識(サイン施設)は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、国立公園における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、<u>多様な利用者の特性に配慮した誰にでもわかりやすい施設を適切に整備することが重要</u>である。</p> <p>なお、標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、<u>設置には十分な景観的配慮が必要</u>である。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 3 部 施設別技術指針</p> <p>第 7 章 公共標識(サイン類)</p> <p>I 公共標識に関する計画と設計の手順</p> <p>I-2 公共標識に関する基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>公共標識は、歩道、園地、野営場等の施設と一体的に機能を発揮し、これらの施設の利用が促進されるように配慮しなければならない。このことから、<u>公共標識は、自然公園等の利用者に、自然公園への誘導、目的施設への誘導、公園区域の明示や周知、景観資源や地名等の利用情報の提供、施設や自然等の解説、事故防止や環境保護の喚起及び注意・利用規制等情報を伝達する施設として整備する。</u></p> <p>公共標識は、優れた自然環境の中に設置される施設であることから、整備に当たっては、設置場所の自然環境や景観が損なわれることのないよう配慮する。</p> <p>また、自然公園等は利用者、利用形態及び利用手段が多様であることから、訪日外国人の利用を想定した多言語対応を含むユニバーサルデザインに配慮した整備を原則とする。</p> </div> <p>(以下略)</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-ア-④ 公共標識のタイプ

種類		主な機能
記名 標識	入口標識	<ul style="list-style-type: none"> ・公園区域の明示、公園の周知 ・自然公園の見所紹介、マナー、解説等の総合的な案内 ・記念撮影の点景
	公園名碑標識	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園であることの認識の高揚 ・自然公園のシンボル、ランドマーク
	資源名標識	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、景観資源、地名の認知（確認や識別）
案内 標識	誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> ・目的事物への誘導
	案内図標識	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（全体像の把握及び自己の存在位置の確認）
	総合案内標識	<ul style="list-style-type: none"> ・各種利用情報の提供
解説標識		<ul style="list-style-type: none"> ・自然教育 ・自然解説や自然情報の提供 ・歴史・文化的興味対象の解説
注意標識		<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止 ・自然環境の保護 ・公序良俗の維持 ・利用規制の認知
掲示板		<ul style="list-style-type: none"> ・行事予定等の広報、ポスター掲示
境界標識		<ul style="list-style-type: none"> ・公園区域や管理地の明示

(注) 「自然公園等施設技術指針」(第3部施設別技術指針、第7章公共標識(サイン類)、I-3 公共標識のタイプ)における「表1 公共標識のタイプ」に基づき当局が作成した。

図表 2-(1)-ア-⑤ 「自然公園等施設技術指針」(平成25年7月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

<p>第3部 施設別技術指針</p> <p>第7章 公共標識(サイン類)</p> <p>II 公共標識に関する技術指針</p> <p>II-2 公共標識の計画・設計の考え方</p> <p>II-2-1 公共標識の配置計画</p> <p>(i) 公共標識の標準設置場所</p> <p>公園の利用または管理上概ね一体であると認められる地域を計画単位として、事前に既存の公共標識の整備状況及び公共標識の新規整備の必要性を調査し、その結果を踏まえて適正な設置位置を検討すること。</p> <p>また、公共標識の乱立を避けるため、同種・類似の標識が存在する場合は、設置者と調整を行い、標識自体の集約化を図ることが必要となる。</p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-ア-⑥ 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

第3部 施設別技術指針

第7章 公共標識(サイン類)

II 公共標識に関する技術指針

II-1 公共標識の計画・設計に際しての基本的配慮事項

公共標識は、位置情報や案内情報の他、自然解説や安全に関わる情報等を伝達し、自然公園等における利用の利便性や安全性の他、自然とのふれあいの質を高めるために重要な施設であることから、原則、ユニバーサルデザインに配慮して整備することが重要である。

- ・ 利用者に提供すべき情報が適切に伝達されるよう、配置計画や設置場所を検討する。この場合、公共標識の設置不足や不適切な配置により、ビジターセンター等の公共施設が利用者に認識されにくい例もあることに留意する必要がある。
- ・ 標識自体が景観要素の一つとなり、地域のイメージの形成や展望地等における修景機能を果たすこともあるので、形態や設置には十分な景観的配慮が必要である。
- ・ 公共標識による情報伝達の限界及び自然公園施設に求められる景観配慮の観点を踏まえ、パンフレット等の媒体との役割分担や連携及び複数の設置者による標識を含めた同種・類似の公共標識の集約等により記載内容の合理化を行い、必要最小限の規模で有効な情報提供の実現を図る。
- ・ 公共標識は、自然環境の影響を受けやすいことから、耐久性に配慮した形状、構造及び材料とし、各標識は景観を阻害することがないように設置者において適切に維持管理を行うことが必要である。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-ア-⑦ 案内標識の周囲に警告や注意喚起などの標識が乱立している例

事例概要	No.	注意喚起内容 〈色〉	設置機関
<p>(地域) 島根半島（西部）地域</p> <p>(場所) 追石鼻遊歩道</p> 	①	警告 アワビ、サザエ、 ウニ等の不法採 取は犯罪です。 〈赤色〉	漁業協同組合 島根県 海上保安部 警察署
	②	磯釣り事故防止 〈黄色・赤文字〉	警察署 任意団体
	③	たばこの吸殻、あ き缶等ポイ捨て 禁止 〈不明〉	出雲市 警察署
	④	警告 アワビ、サザエ、 ウニ等の不法採 取は犯罪です。 〈不明〉	漁業協同組合 警察署
	⑤	貴重な動植物を とらない 〈茶色に白文字〉	環境省 島根県
	⑥	緊急電話 118 番 の案内 〈赤色〉	海上保安部
	⑦	磯釣りのマナー を守って事故防 止 〈白色に赤文字〉	任意団体 警察署
	⑧	山火事予防 〈多色〉	消防署

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑧ 目的地への誘導が不十分な例

事例概要			
<p>(地域) 大山・蒜山・三徳山地域</p> <p>(場所) 大山寺参道</p> <p>(設置者) 大山町</p> <p>(内容) 「大山参道市場」前の分岐点には路面にはめこんだ誘導標識があるが、利用者の足元で気付きにくく、文字も読みにくい。</p>			
			
			
<p>このほか、類似の事例が9事例みられた。</p>			
地域	場所	設置者	事例概要
大山・蒜山・三徳山	中国自然歩道	鳥取県	寂静山から豪円山へ下る途中、大山環状道路に出たところで案内標識が途切れている。
	中国自然歩道	鳥取県	中国四国地方環境事務所がホームページで案内する大山山麓ハイキングコース（阿弥陀堂～南光河原駐車場間）にある誘導標識の中には、誘導する南光河原駐車場ではなく、家屋の方を向いている。

			るものがある。
	夏山登山道入口付近	鳥取県	夏山登山道入口付近の十字路（登山口、大山寺、大山頂上、阿弥陀堂の4方向）には、来訪者がある阿弥陀堂への誘導標識がない。
	夏山登山道 頂上周回コース	鳥取県	夏山登山道頂上付近の三叉路（夏山・行者登山口、大山頂上、石室の3方向）には、石室への誘導標識がない。
隠岐島	浄土ヶ浦園地	隠岐の島町	灯台方面への遊歩道はあるが案内はなく、利用者は気づきにくい。
島根半島 (東部)	桂島園地	島根県	園地内の全ての分岐点に案内標識がない。
	瀬崎多古鼻線遊歩道	島根県	・最寄りの駐車場・トイレへの案内標識がない。 ・遊歩道の全ての分岐点に誘導標識がない。
島根半島 (西部)	追石鼻遊歩道	島根県	3箇所ある分岐点のうち、1箇所には全く誘導標識がなく、2箇所では一部の方向への案内がない。
三瓶山	中国自然歩道	島根県	三瓶山周回線車道から浮布池展望所までの間、展望所への誘導標識がない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑨ 所要時間、距離、標高などの情報が標識によって異なっている例

事例概要					
(地域) 大山・蒜山・三徳山地域					
(場所) 一向平野営場					
(場所) 鳥取県					
(内容) 中国自然歩道についての案内標識 3 基をみたところ、下表のとおり、距離や所要時間が標識によって異なっている。					
区分		一向平～ 大山滝吊橋	大山滝吊橋～ 大山滝	大山滝～ 大休峠	大休峠～ 川床登山口
標識①	距離	1.0km	1.0km	3.5km	3.9km
	時間	30分	20分	2時間	1時間50分
標識②	距離	0.8km	1.0km	3.3km	3.9km
	時間	/			
標識③	距離	0.8km	1.0km	3.5km	3.9km
	時間	30分	20分	1時間30分	1時間50分

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 表中の距離・時間は、一向平～大山滝吊橋、大山滝吊橋～大山滝、大山滝～大休峠、大休峠～川床登山口間のものである。
 3 表中の標識番号は以下の写真番号と合致する。

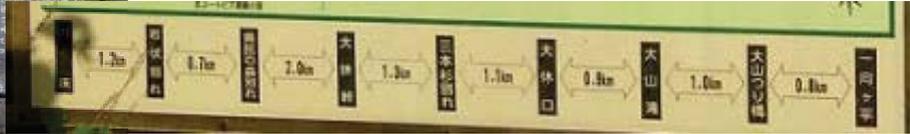
標識①



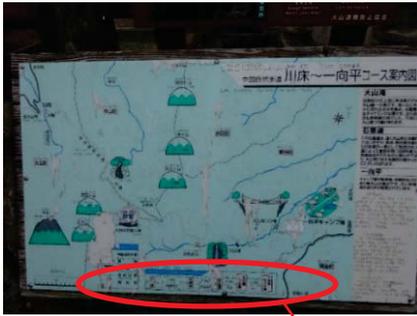


標識②





標識③



このほか、類似の事例が3事例みられた。

地域	場所	設置者	事例概要
隠岐島	国賀浜園地	島根県 不明	島根県が「隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会」と協議して整備した誘導標識は「通天橋まで1.1km、摩天崖まで1.1km」と案内している。一方、この近くの設置者不明の誘導標識では「国賀浜まで1.2km、摩天崖まで0.4km」とされて案内先も距離も異なっているため、利用者がとまどうおそれがある。
三瓶山	大平山園地	島根県 大田市 三瓶山広域ツーリズム振興協議会	大田市が整備した大平山園地の案内標識、島根県が整備した山頂の標柱、三瓶山広域ツーリズム振興協議会（事務局：大田市）が刊行した登山ガイドマップとの間で、同じ山の標高が異なっている。
	東の原登山道	島根県 大田市	大田市が整備した三瓶山ハイキングコースの案内標識と、島根県が整備した東の原登山道分岐点にある誘導標識との間で、同一区間の所要時間が異なっている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑩ ジオパークに認定されたのにその旨の解説がない例

事例概要			
<p>(地域) 島根半島（東部）地域</p> <p>(場所) 瀬崎多古鼻線道路</p> <p>(設置者) 島根県</p> <p>(内容) この遊歩道を海岸線に沿って進むとジオサイトの「多古の七穴」を見ることができるが、現地には多古の七穴の解説がなく、島根半島がジオパークに認定されていることも案内されていない。</p>			
			
このほか、類似の事例が 1 事例みられた。			
地域	場所	設置者	事例概要
島根半島 （東部）	桂島園地	島根県	園路からジオサイトの「加賀の潜戸」を見ることができ、その解説標識が整備されているが、現地には、島根半島がジオパークに認定されていることも、加賀の潜戸がジオサイトであることも案内されていない。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 いずれも島根県が国立公園事業の事業執行者である。

図表 2-(1)-ア-⑪ 倒れたまま放置されていたり破損・老朽化して読みにくい例

事例概要			
<p>(地域) 大山・蒜山・三徳山地域</p> <p>(場所) 鏡ヶ成園地</p> <p>(設置者) 中国四国地方環境事務所</p> <p>(内容) 注意喚起標識が倒れ、園地に横たわっている。</p>			
			
このほか、類似の事例が 14 事例みられた。			
地域	場所	設置者	事例概要
大山・蒜山・三徳山	川床登山口	鳥取県	注意喚起標識 2 基に苔が生え、文字が読みにくい。そのうちの 1 基は破損し、盤面のみが木に立て掛けられている。
	夏山登山道 頂上 周回木道別れ	鳥取県	案内標識の盤面が紛失している。
	夏山登山道 頂上 周回木道別れ	鳥取県	外された注意喚起の標識が別の標識に立てかけてあるため、利用者が気付きにくい。
	夏山登山道 6 合目 避難小屋前	鳥取県	海側の眺望図の半分が経年劣化で消えかけ、読めない。
	夏山登山道	鳥取県	注意喚起標識 2 基の盤面がはがれかけている。

	(1, 100m 付近)		
	夏山登山道（石室付近）	鳥取県	注意喚起標識が倒れたまま放置されている。
	中国自然歩道	鳥取県	大山滝吊橋の解説標識の文字の一部が経年劣化で消えかけ、読みにくい。
	中国自然歩道	鳥取県	旦那小屋の解説標識の文字の一部が経年劣化で消えかけ、読みにくい。
	蒜山園地	岡山県	総合案内図が経年劣化で消えかけ、読めない。
島根半島（東部）	桂島園地	島根県	5枚の解説標識のうち3枚が経年劣化で消えかけ、読みにくい。
島根半島（西部）	追石鼻遊歩道	島根県	案内図が経年劣化で消えかけ、読みにくい。
三瓶山	西の原園地	大田市	注意喚起の掲示盤が外れ、放置されている。
	中国自然歩道（西の原登山道）	島根県	分岐点にある誘導標識が破損し、読みにくい。
	北の原名号登山口前	島根県	公園名碑標識が壊れ、読みにくい。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑫ 掲載されている情報が古くなっている例

事例概要			
(地域)	三瓶山地域		
(場所)	北の原野営場		
(設置者)	大田市		
(内容)	撤去された公衆電話が、依然掲載されている。		
			
このほか、類似の事例が2事例みられた。			
地域	場所	設置者	事例概要
島根半島 (東部)	桂島園地	島根県	展望デッキが壊れ、当面修繕予定がないにもかかわらず、案内図には掲載されている。
三瓶山	中国自然歩道（北の原名号登山口前）	島根県	スキー場はなくなったのに、登山口前の案内図には依然掲載されている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑬ 標識に掲載された QR コードを携帯電話で読み込んでも、リンク先が削除されている例

事例概要	
<p>(地域) 隠岐島地域</p> <p>(場所) 明屋海岸園地、アカハゲ山園地、国賀浜園地、浄土ヶ浦園地</p> <p>(設置者) 中国四国地方環境事務所</p> <p>(内容) 4 園地にある大山隠岐国立公園総合案内板には、隠岐汽船の時刻表ホームページにリンクする QR コードが掲載されているが、リンク先ページが削除されている。</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑭ 悉皆調査により公共標識の状況を把握している好事例:大田市

大田市は、平成 29 年度に三瓶山の公共標識を悉皆調査し、設置者と現状を把握・整理した上で「三瓶山エリアサイン計画」を策定し、中国四国地方環境事務所と島根県との三者で情報共有している。

この計画では、調査によって整備・維持管理が十分でないと思われるものについては、新規整備、撤去、改修に取り組むこととされている。

(1) 登山道標識のサイン計画

①登山道標識のサイン計画方針

調査によって明らかになった課題を解決するため、以下方針を示す。

- 方針 1** 迷いやすいルートに誘導標識を追加する。
 関連する課題 iii-1 なだらかなルートに道標がなく迷いやすい
- 方針 2** 重要地点に設置の誘導標識に英語表記・ピクトグラムを追加する。
 関連する課題 i-1 多言語表記の標識が皆無である。
 i-2 ピクトグラムの示された標識が少ない
- 方針 3** 2つある「室の内展望台」を「太平山展望台」と「男三瓶南展望台」へ、「北の原展望台」を「男三瓶北展望台」へ、名称を変更する。
 関連する課題 i-3 同一名称の地点、誤認しやすい地点名称がある
- 方針 4** 西の原と東の原からの登山道に設置されている簡易的な誘導標識を撤去し、誘導標識を新設する。
 関連する課題 iii-2 西の原に簡易的な誘導標識しか設置がない。
 iii-3 東の原に誘導標識が整備されていない。
- 方針 5** 北の原に「北ノ原キャンプ場」への誘導標識を設ける。
 関連する課題 iii-4 北の原に「北ノ原キャンプ場」の誘導が少ない
- 方針 6** 地図の内容について、変更があった点を修正し、通行禁止の道路や東屋なども、利用者の目印の為に表示する。利用状況により、夫婦松登山道入口周辺、西の原登山道入口に案内図標識を新設する。
 関連する課題 iv-1 案内図標識の地図に間違いや記載漏れがある。
 iv-2 登山道入口に案内図標識のない登山道がある。
- 方針 7** 現在の入口標識を移設、入口標識の新設を検討する。
 関連する課題 ii-1 入口標識が目につきにくい。
 ii-2 ランドマークの欠如
- 方針 8** 総合案内標識の新設を検討する。
- 方針 9** 破損・文字の薄れなどで機能していない標識を撤去、または改修する。
 関連する課題 v-1 中国自然歩道に破損している標識が多い。

(「三瓶山エリアサイン計画」(大田市)一部抜粋)

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 下線は当局が付した。

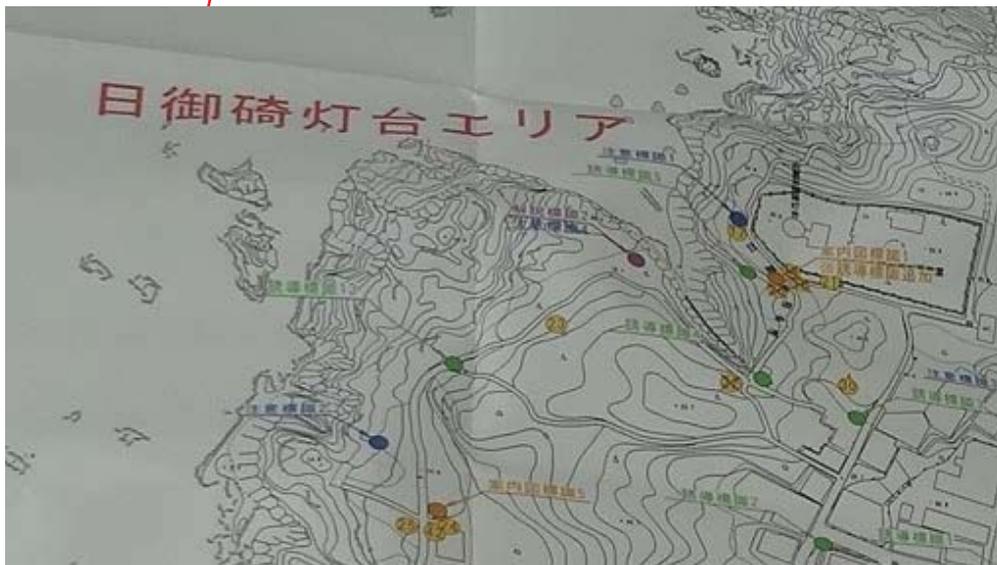
図表 2-(1)-ア-⑮ 悉皆調査により公共標識の状況を把握している好事例: 島根県

島根県は、日御碕園地で大田市と同様の悉皆調査を実施した。園地内の公共標識の種別と設置者を地図上に表示し、現況の写真を貼り付けたものを作成している。

調査結果は地元の出雲市と共有し、両者の役割分担により新設、更新、撤去に取り組むこととしている。



※ 島根県は、英語でも表記し、ジオサイトの紹介も追加することとしている。



(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-ア-⑩ 公共標識台帳を作成している好事例:大山町

大山町は、町が整備した公共標識を台帳に整理している。

台帳には、寸法や構造などに加えて「更新・修繕履歴」も記録することにより、今後維持管理に取り組みやすくなるよう工夫している。

大山町は「いつ、どの業者にどのような修繕を依頼し、どのくらいの費用がかかったかも分かるため、台帳は今後の修繕の役に立つ」としている。

観光案内板整理票				整理番号	
種別	案内マップ			設置年	
管理者	鳥取県生活安全課			設置者	鳥取県
場所	大山自然歴史館前				
内容	大山寺周辺散策マップ [板面マップ] (大山町)				

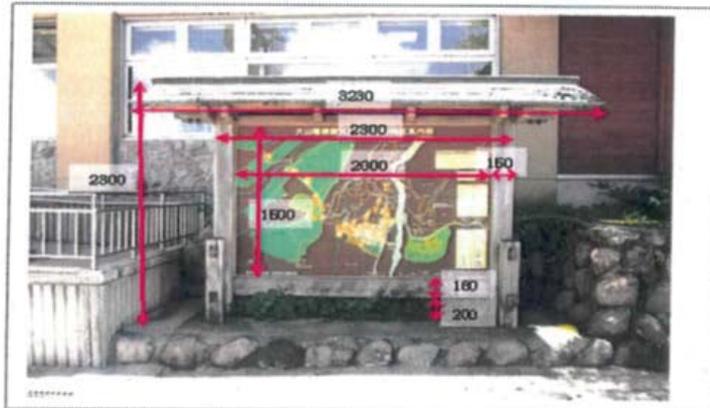
■寸法・構造

形状(全体)	W	3,230	H	2,300	厚み	
形状(盤面)	W	2,000	H	1,500	厚み	
構造(支柱)	太さ	150	材質	角材	基礎	土中 (Co)
盤面の材質						

■内容

	■盤面材質	■支柱材質
① 全体マップ案内板	1 塗装(鉄板orアルミ板)	1 スチール
2 史跡等解説板	② カuttingシート	2 ステンレス
3 誘導案内板	3 ダイレクト印刷	3 アルミ
4 その他()	4 シルクスクリーン	④ 木製
	5 エッチング	5 Co
	6 その他()	6 他

■構造・現況写真



■更新・修繕履歴

更新日	内容ほか/担当者	費用
	鳥取県設置	千円
H28.8更新	散策マップへ更新、塗装 / 担当 工芸	千円
H29.9 修繕修正	マップの修正 / 工芸 / 担当	千円

(「公共標識台帳」(大山町) 一部抜粋)

(注) 当局の調査結果による。

イ 公共標識以外の情報提供

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>技術指針では、国立公園の利用者への情報提供に当たっては、何を、いつ、どこで、どのような媒体で伝えれば効果的であるかを考え、情報発信の場所や方法を選択するとともに、常に最新の情報に更新しておくことが必要で、視覚障害者、聴覚障害者、外国人、子どもなど多様な利用者の能力やニーズへの配慮も重要とされている。</p> <p>(Wi-Fi 環境の整備)</p> <p>無料公衆無線 LAN (Free Wi-Fi。以下「Wi-Fi」という。) 環境は、その整備状況をインターネットで周知することにより、旅行の目的地や交通手段などに関する情報がスマートフォンなどによって現地で簡単に入手できると事前に分かるため、言葉の壁がある外国人旅行者には特に安心感を与え、旅行先の選択に当たって有利な判断材料になるという効果が期待できる。</p> <p>また、Wi-Fi が整備されている目的地では、情報が入手しやすいだけでなく、現地での印象が新鮮なうちに SNS を通じて情報発信しやすいことから、その魅力をより広くアピールして更なる訪問客を呼び込む上でも有効である。</p> <p>一方、「訪日外国人旅行者の国内における受け入れ環境整備に関する現状調査 (総務省、観光庁)」によると、Wi-Fi の整備が十分でないことが、旅行中に困ったこととして多く挙げられている。</p> <p>このため、ステップアッププログラムにおいては、「利用情報と快適なネットアクセスが充実した国立公園」を目指すこととされ、Wi-Fi 環境整備の取組方針が示されている。</p> <p>これらの整備状況は、中国四国地方環境事務所や各 Wi-Fi 整備主体のホームページのほか、外国人利用者向けには独立行政法人国際観光振興機構 (日本政府観光局 (JNTO)。以下「JNTO」という。) のウェブサイト上の「Japan. Free Wi-Fi」で、それぞれ紹介されている。</p> <p>(ビジターセンターでの情報提供)</p> <p>環境省は、法及び法施行令に基づき、国立公園の地形・地質や動植物等について解説や展示をするビジターセンターの整備を推進している。</p> <p>技術指針では、ビジターセンターは「展示・解説・案内などにより、自然公園の利用者へ自然や景観及び利用のための必要な情報を提供し、適切な利用を促す公園の中心的な施設」とされ、さらにセンターの基本機能や追加機能も示されている。</p> <p>大山隠岐国立公園内には、このビジターセンターとして、大山ナショナル</p>	<p>図表 2-(1)-ア-① (再掲)</p> <p>図表 2-(1)-イ-①</p> <p>図表 2-(1)-イ-② 図表 2-(1)-イ-③ 図表 2-(1)-イ-④ 図表 2-(1)-イ-⑤ 図表 2-(1)-イ-⑥</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑦ 図表 2-(1)-イ-⑧</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑨</p>

<p>パークセンター（中国四国地方環境事務所設置）、鳥取県立大山自然歴史館（鳥取県設置）、サヒメル（島根県設置）の3施設が設置されている。</p> <p>（パンフレットやリーフレットによる情報提供）</p> <p>中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園内の公園施設を分かりやすく情報提供するため、大山蒜山地域、隠岐島地域、島根半島地域、三瓶山地域の地域ごとに「ポケットガイド」を作成し、同事務所ホームページ、大山ナショナルパークセンターなどの利用拠点で提供している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>（Wi-Fi 環境の整備）</p> <p>大山隠岐国立公園の公園施設における無料 Wi-Fi は、調査対象 15 機関中 9 機関の 16 施設において整備されている。</p> <p>今回、中国四国地方環境事務所のホームページをみたところ、Wi-Fi が整備されている旨案内されていたのは 16 施設中 3 施設にとどまっていた。このことについて、同事務所は、「国立公園内の Wi-Fi の整備状況は、各整備主体が最新の状況をそれぞれホームページで周知すればよく、国立公園外を含めた情報を集約しているサイトがある中、当事務所が他の主体の整備状況まで案内する必要はない。」としている。</p> <p>しかし、Wi-Fi 整備主体のホームページをみても、整備状況が案内されているのは 4 機関の 10 施設で、3 機関の 4 施設については案内されていない。</p> <p>また、無料 Wi-Fi の整備状況をホームページで案内している 5 機関（同事務所、鳥取県、島根県、島根県大田市及び島根県西ノ島町）のうち、外国人利用者にも分かりやすいよう多言語で案内しているのは、同事務所を含む 2 機関にとどまっている。</p> <p>ちなみに、JNTO のウェブサイト上で訪日外国人旅行者向けに無料公衆無線 LAN スポット等を英語で紹介するウェブサイト（Japan. Free Wi-Fi）をみても、掲載されているのは 4 機関の 4 施設（大山情報館（注）、大山自然歴史館、エバーランド奥大山、耳浦キャンプ場）にとどまっていた。</p> <p>（注）「大山情報館」は、大山ナショナルパークセンターの旧名称である。</p> <p>このように、利用者が国立公園を訪れる前に目的地での無料 Wi-Fi の有無を把握しようとしても、整備主体ごとに探さなければならず、外国人旅行者にとってはこれらの情報の多言語化が進んでおらず、不便である。また、訪日外国人旅行者向けに多言語化されたウェブサイトがあるが、案内施設も少ない。</p>	<p>図表 1-(2)-⑩（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑩</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑪</p>
--	---

<p>(ビジターセンターでの情報提供)</p> <p>大山隠岐国立公園区域内に設置されているビジターセンター3 施設における利用者への情報提供について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>(ア) 中国四国地方環境事務所は、大山ナショナルパークセンターに、i) 国立公園の魅力を伝え、公園でのルール・マナーを紹介する「国立公園案内機能」、ii) 登山情報を案内し、コインシャワーやロッカー等を提供する「休憩・登山基地機能」を持たせている。</p> <p>当センターでは、外国人向けの多言語情報を含め情報の発信には ICT 機器を活用するほか、無料 Wi-Fi や携帯電話の充電器なども整備しているものの、非常電源を備えていないため、災害による停電時には、これらの設備が利用できなくなって、災害の状況や避難に関する情報も入手困難になりかねず、このことは、言葉の壁がある外国人旅行者には特に顕著となる。</p> <p>中国四国地方環境事務所防災業務計画（平成 19 年 8 月中国四国地方環境事務所長決定）においては、施設・設備の設置に当たっては、災害時の機能確保のため、非常電源の確保や停電時対策を講じておくよう努めるとされており、また、当センターは災害時、隣接する博労座駐車場が緊急避難場所に指定されて多くの人が一時避難してくる可能性があることから、非常電源は必要と考えられる。</p> <p>(イ) 中国四国地方環境事務所は、大山地域の遊歩道（登山道）の利用者のために「大山蒜山トレッキングコースマップ」と「大山散策コースマップ」を作成している。</p> <p>これらのマップは、来訪前や現地でのコース選択の参考となるよう、5 か国語（日本語、英語、中国語(繁体語)、中国語(簡体語)、韓国語)で、同事務所の推奨するコースと距離・所要時間を案内している。</p> <p>これらは、いずれも大山ナショナルパークセンターに置かれており、「大山散策コースマップ」は大山ナショナルパークセンターのホームページへも掲載されているが、同事務所が運営する大山隠岐国立公園のホームページには掲載されていない。</p> <p>一方、同事務所のホームページの各種資料のコーナーには、大山隠岐国立公園のために多言語で作成されたパンフレットやリーフレットなども掲載されていることから、これらのマップについても、その更なる利用を促すため掲載することが望ましいと考えられる。</p> <p>(ウ) サヒメルの開館時間と休館日の案内が、サヒメルの案内パンフレット、サヒメルのホームページ、施設の玄関の案内表示のそれぞれで、以下の</p>	<p>図表⑭（再掲）</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑫</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑬</p> <p>図表 2-(1)-イ-⑭</p>
---	--

とおりに異なっている。

- ① 午前 9 時半から午後 6 時までとする開館時間を、サヒメルの案内パンフレットは 4 月から 10 月までと案内しているが、その他は 9 月までとしている。
- ② 臨時の休館日のある月の案内に「6 月」が含まれるか否かで異なっている。
- ③ 年末年始の休館日の開始日がいずれも異なっている。

これについて、サヒメルの設置者である島根県は、当局の調査を契機に、「管理者に状況を確認し、修正を指導した。パンフレットは修正して使用、玄関表示は速やかに修正する。」としている。

(パンフレットやリーフレットによる情報提供)

中国四国地方環境事務所が発行しているポケットガイドのうち、大山蒜山地域、隠岐島地域、三瓶山地域のポケットガイドは平成 30 年に、島根半島地域のポケットガイドは 19 年に発行されているが、北浦園地の遊歩道がポケットガイドに掲載されているにもかかわらず実際には整備されていないなど、一部、ポケットガイドの内容と現況とが異なっている。

また、QR コードの掲載の有無や多言語対応が、次のとおり、ポケットガイドごとに区々となっている。

ポケットガイド	使用言語 (読み取り QR コードの有無)				
	日本語	英語	中国語 [繁体語]	中国語 [簡体語]	韓国語
大山蒜山	○ (×)	○ (×)	○ (×)	○ (×)	○ (×)
隠岐島	○ (○)	○ (×)	-	-	-
島根半島	○ (×)	-	-	-	-
三瓶山	○ (○)	○ (○)	-	-	○ (○)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 読み取り QR コードは「環境省 大山隠岐国立公園」のページへリンクしており、パンフレットやリーフレットに記載しきれない詳細な情報を得ることができる。

これについて、同事務所は、「予算の制約により、国別の外国人利用者数に応じて作成している。また、QR コードは直近に改訂したものに掲載しているが、今後必要に応じ、掲載地域の拡充を検討する。」としている。

図表 1-(2)-⑩

(再掲)

図表 2-(1)-イ-⑮

（大山地域の冬期期間のトイレ閉鎖案内）

榊水原園地（鳥取県伯耆町）の駐車場には、中国四国地方環境事務所が 2 棟のトイレを設置しているが、冬期は凍結防止のため閉鎖しており、代わりに利用できるトイレを案内していない。

また、榊水原園地の最寄りのビジターセンターである大山ナショナルパークセンターでは、冬期の道路の閉鎖は目立ちやすい電子黒板（館内数か所）で案内しているものの、トイレの閉鎖は紙の掲示（1 か所）で案内しているため、利用者が気づきにくい。

一方、同事務所の整備する蒜山園地のトイレや、鳥取県の整備する鍵掛峠園地のトイレには、閉鎖期間中代わりに利用できるトイレを案内している。

これについて、同事務所は、「利用者が困惑する可能性があるのであれば、管理者にも確認した上で代わりに利用できるトイレを案内することを検討する。また、ビジターセンターでは、電子黒板での案内も検討する。」としている。

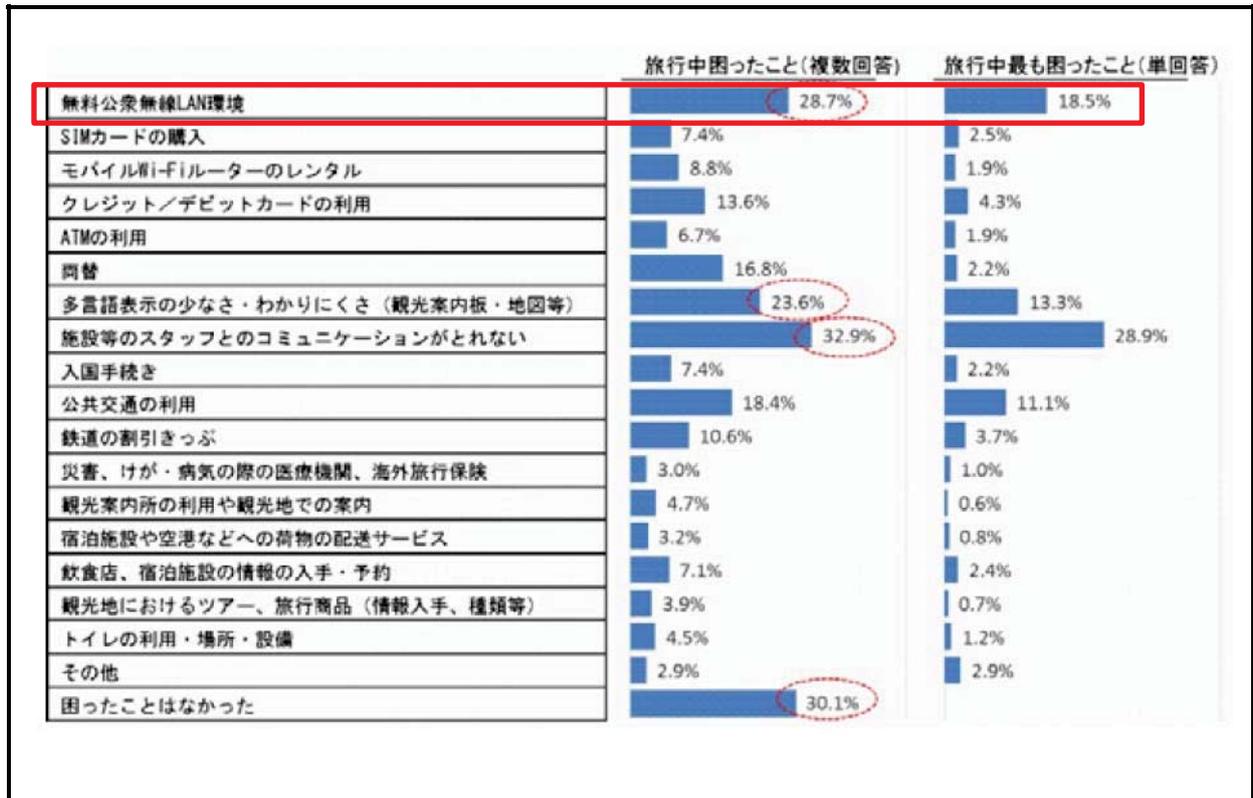
【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、公共標識以外の情報提供について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 様々な主体による無料 Wi-Fi の整備箇所について、外国人を含む利用者がホームページにおいて一目で把握できる方策を、関係機関と協議の上で検討すること。
- ② ビジターセンターでの情報提供については、
 - i) 災害時の停電対策を進めること、
 - ii) 複数ある登山コースなど、利用者が来訪前に知っておきたい情報は、同事務所のホームページでも提供すること、
 - iii) 施設の開館時間などに関する誤った情報は、速やかに是正すること。
- ③ パンフレットやリーフレットで現況と異なっている情報は、今後の更新などの機会に是正すること。また、更新時には、大山隠岐国立公園のホームページに誘導する QR コードの掲載や多言語化を進めること。
- ④ 冬期にトイレが閉鎖される場合、その旨を周知するとともに、代わりに利用できるトイレを案内すること。

図表 2-(1)-イ-⑩

図表 2-(1)-イ-① 「訪日外国人旅行者の国内における受け入れ環境整備に関する現状調査」
(2017年 総務省、観光庁) (抜粋)



(注) 赤枠は当局が付した。

図表 2-(1)-イ-② 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会)(抜粋)

<p>2. コンセプトと取組の方向性</p> <p>2.1 コンセプト (略)</p> <p>2.2 目指すべき姿</p> <p>「利用情報と快適なネットアクセスが充実した国立公園」</p> <p>多彩な魅力コンテンツを磨き上げ、その魅力や利用情報の発信を強化するとともに、Wi-Fi 整備などによる情報基盤の充実を目指します。</p>
--

図表 2-(1)-イ-③ ステップアッププログラムにおける Wi-Fi 環境整備の取組方針

地域名	取組方針	
	地域全体	ビューポイント
大山・蒜山・三徳山	利用情報やサービスを提供できる環境が不十分とみられ、 <u>Wi-Fi 等整備</u> や ICT の活用を含め、再整備による重点的な対応を検討	平成 29 年度までに①大山寺、②船上山、③奥大山・鏡ヶ成、平成 32 年度までに④蒜山、⑤三徳山の Wi-Fi 設備を整備
隠岐島	(Wi-Fi 整備の記載なし)	平成 32 年度までに、①浄土ヶ浦、②国賀海岸、③赤壁、④明屋海岸の Wi-Fi 設備を整備
島根半島東部	Wi-Fi 環境整備	平成 32 年度までに、訪日外国人を含む公園利用者がスマートフォンを無料で利用できるよう、①五本松公園、地蔵崎園地、②桂島海岸、加賀の潜戸、多古鼻の主要な利用拠点における Wi-Fi 環境を整備
島根半島西部	Wi-Fi 環境整備	平成 32 年度までに、大社、日御碕、鷺浦の主要な利用拠点における Wi-Fi 環境を整備する
三瓶山	外国人利用者が滞在するエリアへの Wi-Fi 環境整備	(具体的な記載なし)

(注) 1 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会)に基づき当局が作成した。

2 「ビューポイント」とは、ステップアッププログラムにおいて定めた取組方針に基づく事業について、大山隠岐国立公園全体で均一に取り組んでいくのではなく、特に重点的に取り組むべき地域としたもの

3 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-イ-④ 中国四国地方環境事務所ホームページ（国立公園へ出かけよう！『大山・蒜山』）による無料Wi-Fi 整備施設の情報提供

国立公園へ出かけよう！

日本語 English

2か国語(日本語・英語)に切替可能

ホーム おすすめコース 施設紹介 マップ アクセス 注意事項

環境省 > 日本の国立公園 > 大山隠岐国立公園 > 大山・蒜山 > 施設紹介 > 大山ナショナルパークセンター

大山ナショナルパークセンター

ナショナルパーク大山の登山基地。

西日本最大級のブナの自然林を持つ中国地方最高峰の大山の玄関口に位置し、登山、レジャー、アクティビティなど、大山を楽しむための拠点となっています。

「大山情報館」を改修し、電子黒板やデジタルサイネージ等を活用した多言語による国立公園の魅力やルール、マナーの紹介、登山情報の案内、シャワー室、コインロッカーの整備など、休憩・登山基地機能を強化しました。広く拡充されたテラスからは、大山はもちろんのこと弓ヶ浜や日本海、そして夕日が一望できます。

施設概要

開館時間：	8:00～18:30
休館日：	年中無休
利用料：	無料
外国語対応：	英語
Wi-Fi：	有
住所：	鳥取県西伯郡大山町大山40-33
電話番号：	0859-52-2165
ホームページ：	http://tottoridaisen.web.fc2.com/

テラスから眺める夕日

館内の休憩所

(例：大山ナショナルパークセンター（中国四国地方環境事務所）)

(注) 中国四国地方環境事務所ホームページに基づき当局が作成した。

図表 2-(1)-イ-⑤ 地方公共団体のホームページによる無料 Wi-Fi 整備施設の情報提供の例（大田市）

無線LAN (Wi-Fi) 設置の施設には、上記の「ステッカー」が貼ってあります。

【設置施設】

大森町	石見銀山世界遺産センター	☎0854-89-0183
	大田市観光協会おみやげ処	☎0854-89-0580
	石見銀山龍源寺間歩入口	☎0854-89-0117
	石見銀山龍源寺間歩出口	☎0854-89-0117
	まちなみ交流センター	☎0854-89-0330
	熊谷家住宅	☎0854-89-9003
三瓶町	山の駅さんべ(レストハウス西の原)	☎ 0854-83-2053
	国民宿舎 さんべ荘	☎0854-83-2011
	ミラドルさんべ	☎ 0854-83-2020
	三瓶バーガー(三瓶こもれびの広場 管理棟)	☎0854-86-0200

- (注) 1 大田市ホームページに基づき当局が作成した。
 2 赤枠内が、大山隠岐国立公園内にある無料 Wi-Fi を整備している施設である。

図表 2-(1)-イ-⑥ 観光庁による訪日外国人旅行者向け無料公衆無線 LAN スポットの情報提供

観光庁は、訪日外国人旅行者向けの無料公衆無線 LAN スポットの 海外情報発信を強化するため、無料公衆無線 LAN スポット等を地図(google マップ)上に表示し、紹介するウェブサイト「Japan. Free Wi-Fi」を開設

利用者は、検索機能を活用し、訪れたい都道府県、目的地などから表示する地図を絞り込み、地図上から目的地周辺の無料公衆無線 LAN スポットを探すことができる。

なお、環境省満喫プロジェクト有識者会議資料によると、海外への情報発信強化において、「特に JNTO との連携」が求められている。



(エバーランド奥大山 (鳥取県江府町) - JNTO のホームページ)

(注) 1 「Japan. Free Wi-Fi」(観光庁) (<http://japanfreewifi.jnto.go.jp/>) に基づき当局が作成した。
 2 「Japan. Free Wi-Fi」は JNTO のウェブサイト上に開設されている。

図表 2-(1)-イ-⑦ ビジターセンターの法令等における位置付け

関係法令等	規定内容
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）	<p>（目的） 第 1 条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>（中略）</p> <p>（公園事業の定義） 第 2 条第 5 号 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。</p>
自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）	<p>（「公園事業となる施設の種類の」の定義） 第 1 条第 9 号 自然公園法第 2 条第 6 号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 博物館、植物園、動物園、水族館、<u>博物展示施設</u>及び野外劇場</p>
国立公園の公園計画作成要領等（平成 16 年 9 月 14 日付け環自国発第 040914001 号）	<p>（「博物展示施設」の定義） 自然公園法施行令第 1 条に掲げる博物展示施設に該当し、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（<u>ビジターセンター</u>及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等。）をいう。</p>

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(1)-イ-⑧ 「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）

<p>第3部 施設別技術指針 第 4 章 博物展示施設（ビジターセンター等） I 博物展示施設の基本方針等 I-1 適用範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>博物展示施設（ビジターセンター等）とは、「<u>展示・解説・案内などにより、自然公園の利用者へ自然や景観及び利用のための必要な情報を提供し、適切な利用を促す公園の中心的な施設</u>」である。</p> <p>この指針は、自然公園等施設のうち公園計画に基づく博物展示施設及びそれに類する施設（園地付帯休憩所・インフォメーションセンター等）に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情により適用しがたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重するものとする。</p> </div> <p>（以下略）</p>
--

（注）下線は当局が付した。

図表 2-(1)-イ-⑨ ビジターセンターの機能

区分	機能	内容
基本機能	利用のための案内・情報提供機能	利用者の自然公園の適正な利用を助けるため、利用地点や興味地点などの案内、自然の状況や利用状況に関する情報、周辺地域で提供されているアクティビティ、宿泊施設、飲食店等の利用に関する情報、気象情報、自然災害に対する情報などの各種情報を提供する機能
	自然及び人文等の解説機能	利用者の自然公園等の理解を深めるため、自然公園制度の紹介の他、対象とする地域の地形・地質、動植物、自然現象、歴史、人文等に関する情報を利用者にわかりやすく解説する機能
	自然とのふれあい体験の支援・誘導機能	利用者が直接自然とのふれあい体験をするための支援や自然とふれあえる場に誘導する機能
	休憩場所提供機能	快適な休憩利用を提供する機能
	便益機能	トイレ、シャワー、着替えスペース、飲食場所、物品販売や飲食販売（飲み物、軽食、食事）等の施設及び公園利用のためのサービスを提供する機能
追加機能	避難場所提供機能	災害等における緊急時の一時的な避難場所としての利用にも対応できるようにし、より安全な場所への避難誘導を行う機能
	調査・研究機能	情報提供や解説の機能を充実するために、対象とする地域の自然環境や利用状況に関する調査、研究に係る情報や研究資料を収集・保管する機能
	周辺施設等の管理・運営機能	ビジターセンター周辺の利用施設の点検や維持管理、簡易な補修などの保守、美化清掃や自然環境保全など周辺施設を管理する機能。必要に応じて、これらの活動や情報提供、ふれあい体験指導などに要する人材育成などの運営に係る機能も含めるものとする。

(注)「自然公園等施設技術指針」(第3部施設別技術指針、第4章 博物展示施設(ビジターセンター等)、I 博物展示施設の基本方針等、I-3 ビジターセンターの機能)に基づき当局が作成した。

図表 2-(1)-イ-⑩ 無料Wi-Fi を整備している公園施設のホームページでの案内状況

No.	施設の整備主体	Wi-Fi を整備している公園施設	ホームページでの案内の有無			
			有	案内主体		無
				中国四国地方環境事務所	施設の整備主体	
1	中国四国地方環境事務所	大山ナショナルパークセンター	○	○		
2	鳥取県	大山自然歴史館	○	○	(○)	
		県立大山駐車場	○		○	
3	島根県	島根県立三瓶自然館サヒメル	○		○	
4	鳥取県 大山町	観光案内所	○	○		
5	鳥取県 江府町	エバーランド奥大山				○
6	島根県 西ノ島町	国賀浜園地（通天橋駐車場）	○		○	
		耳浦キャンプ場	○		○	
7	島根県 隠岐の島町	浄土ヶ浦				○
		都万園地				○
8	島根県 松江市	多古鼻野営場				○
9	島根県 大田市	北の原野営場管理棟	○		○	
		三瓶バーガー （三瓶こもれびの広場 管理棟）	○		○	
		山の駅さんべ （レストハウス西の原）	○		○	
		国民宿舎 さんべ荘	○		○	
		ミラドールさんべ	○		○	
計	9 機関	16 施設	12 施設	3 施設	10 施設	4 施設

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」は、各欄に該当することを示す。

3 「施設の整備主体」欄の「(○)」は、重複していることを示す。

4 色を付けた6機関は、中国四国地方環境事務所又は施設の整備主体のいずれかのホームページで無料Wi-Fiの整備施設を案内していることを示す。

図表 2-(1)-イ-⑪ Wi-Fi の案内の多言語化の状況

機関	使用言語				
	英語	中国語 (繁体語)	中国語 (簡体語)	韓国語	ロシア語
中国四国地方環境事務所	○				
鳥取県	○	○	○	○	○
島根県	(なし)				
島根県西ノ島町	(なし)				
島根県大田市	(なし)				

(注) 当局の調査結果による。

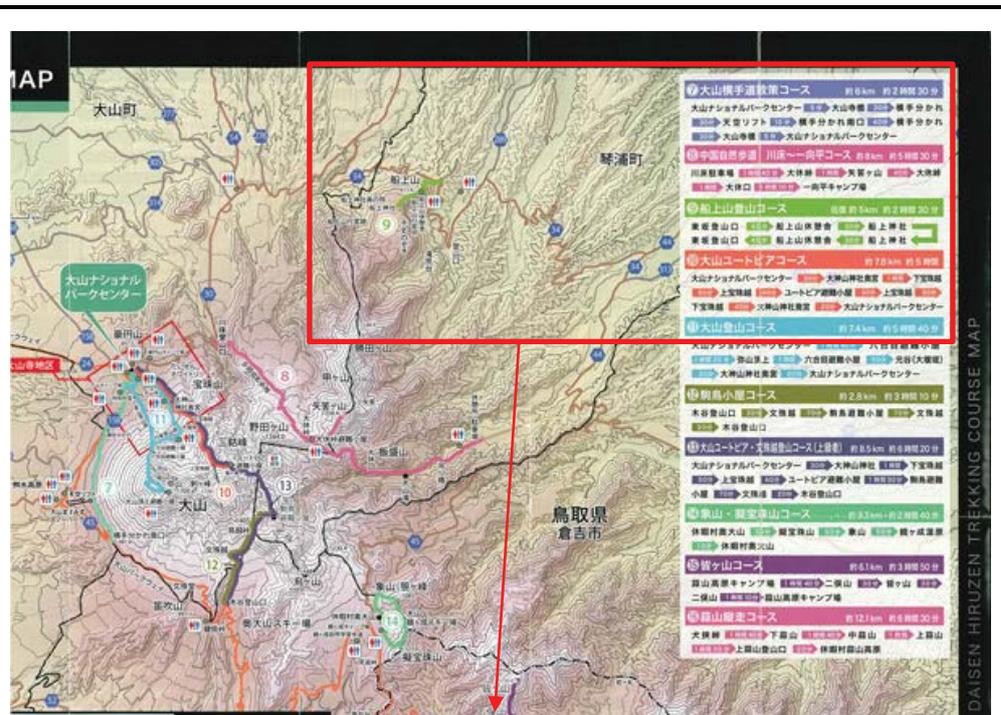
図表 2-(1)-イ-⑫ 「中国四国地方環境事務所防災業務計画」(平成 19 年 8 月中国四国地方環境事務所長決定)(抜粋)

<p>第2編 震災対策</p> <p>1. 災害予防</p> <p>(4) 所管施設等の耐震性その他の安全性の確保</p> <p>所管の施設・設備及び環境省が地方公共団体に補助した施設・設備の設置等に当たっては、災害時における当該施設・設備の機能の確保を図るため、その耐震性の強化、<u>非常電源の確保</u>、補完的機能の充実に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、<u>停電時対策</u>を講じておくよう努めるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-イ-⑬ 大山ナショナルパークセンターに置かれている地図
 (中国四国地方環境事務所ホームページには載っていない)

大山蒜山トレッキングコースマップ
 (登山ルート
 の選定に便利。カラ
 ー刷り)





大山散策コース
マップ
(登山時に利用。
モノクロ刷り)

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 いずれのマップも、5 か国語（日本語、英語、中国語（繁体語）、中国語（簡体語）及び韓国語）で案内されている。

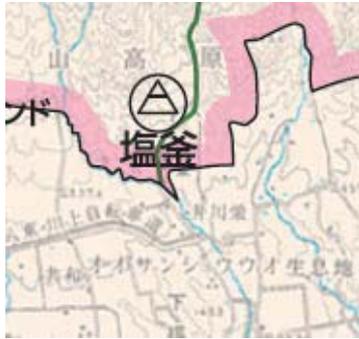
図表 2-(1)-イ-⑭ サヒメルの開館時間と休館日に関する情報の異同
 <パンフレット、ホームページ、玄関の表示別>

内容	サヒメル発行館内案内パンフレット	サヒメルHP	サヒメル玄関
① 開館時間	午前 9 時 30 分～午後 5 時 (4～10月の土曜日は午後 6 時まで)	午前 9 時 30 分～午後 5 時 (4 月～9 月の土曜日は午前 9 時 30 分～午後 6 時)	9:30～17:00 (4～9 月の土曜日は 18:00 まで)
② 休館日			
i) 夏季	夏の企画展終了翌日から 5 日間	(なし)	夏季企画展終了日の翌日から 5 日間
ii) 臨時	3 月、12 月の第 1 月曜日から 5 日間	6 月、12 月、3 月の第 1 月曜日から第 1 金曜日まで	3 月、6 月、12 月の第 1 月曜日から金曜日までの各 5 日間
iii) 年末年始	12 月 29 日～1 月 1 日	12 月 25 日～1 月 1 日	12 月 27 日～1 月 1 日

(注) 当局の調査結果による。

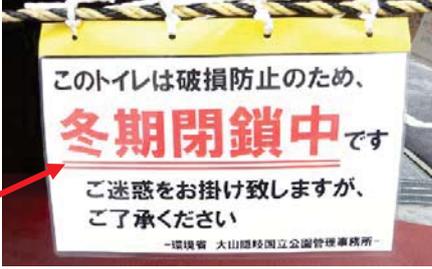
図表 2-(1)-イ-⑮ ポケットガイド上のマークと現地の状況とが異なっている例

No.	施設 (地域)	現況		中国四国地方環 境事務所見解
		現地	ポケットガイド	
1	北浦園地(島根半島)	<p>実際には、ポケットガイドに示された遊歩道はない。</p>  <p style="text-align: center;">観音崎</p>	<p>ポケットガイドには、北浦園地と観音崎が遊歩道(緑線)でつながっているように掲載されている。</p> 	公園計画だけを基にポケットガイドを作成したため、現況と異なってしまったと考えられる。ポケットガイド改訂時に現況に合わせる。
2	追石鼻園地(島根半島)	<p>実際には、ポケットガイドに示された遊歩道はない。</p>  <p style="text-align: center;">日御碕園地</p>	<p>ポケットガイドには、追石鼻と日御碕園地が遊歩道(緑線)でつながっているように掲載されている。</p> 	
3	鏡ヶ成園地(大山蒜山)	<p>現地の公共標識には「鏡ヶ成園地」と案内</p>	<p>ポケットガイドには、園地マーク(♀)を掲載していない。</p>	

				修正する。
4	塩釜園地(大山蒜山)	<p>現地の公共標識には「塩釜園地」と案内</p> 	<p>ポケットガイドには、園地マーク(♀)を掲載していない。</p> 	
5	霧の海展望所(三瓶山)	<p>現地の公共標識には、展望地(㊦)であることが案内</p> 	<p>ポケットガイドでは、三瓶温泉街にある霧の海展望所は駐車場として案内され、展望地であることが分からない。</p> 	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-イ-⑯ 大山地域の冬期期間のトイレ閉鎖案内

No.	施設	案内状況	中国四国地方環境事務所等見解
1	 <p>(桧水原園地・第1駐車場)</p>	 <p>このトイレは破損防止のため、 冬期閉鎖中です ご迷惑をお掛け致しますが、 ご了承ください —環境省 大山隠岐国立公園管理事務所—</p> <p>代わりに利用できるトイレが案内されていない。</p>	<p>中国四国地方環境事務所等見解</p> <p>近接したスキー場のトイレが代わりに利用できると案内するよう、検討する。</p>
2	 <p>(桧水原園地・第2駐車場)</p>	 <p>「このトイレは凍結防止のため、 来春4月末日まで閉鎖致します」</p>	
3	 <p>(蒜山園地)</p>	 <p>【使用不可】 休暇村蒜山高原 本館トイレを ご利用ください</p> <p>代わりに利用できるトイレが案内されている。</p>	

4	 <p>(大山ナショナルパークセンター)</p>	<p>大山ナショナルパークセンターの電子黒板では、桧水高原から奥大山スキー場間の道路閉鎖は案内されているものの、閉鎖区間外の桧水園地のトイレの閉鎖は案内しておらず、トイレは利用できるようにみえる。</p>	<p>館内での紙の掲示により案内しているが、より分かりやすくなるよう、電子黒板での案内も検討したい。</p>
5	 <p>(鍵掛峠園地)</p>	 <p>代わりに利用できるトイレが案内されている。</p>	<p>【鳥取県見解】 鍵掛峠園地への道路は冬期通行止となるが、展望が良く徒歩で訪れる人がいることから、利用者のためこのように掲示している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

(2) 安全確保に係る情報提供

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(危険箇所の周知)</p> <p>環境省は、「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号環境庁自然保護局長通知)により、自然公園における利用者の安全対策を進めるには、自然公園の利用上の危険箇所の早期発見と迅速な対応が必要であるとして、事故防止協力体制の整備や利用施設における事故防止の取組を地方環境事務所長及び都道府県知事に求めている。</p> <p>また、技術指針は、国立公園内の危険について以下のように注意喚起するよう、関係機関に求めている。</p> <p>① 落石の危険性や落枝・倒木の可能性が高い場所で注意喚起する。</p> <p>② 事故が発生したり転落や滑落などの危険性の高い箇所での注意喚起する。</p> <p>③ クマ、ハチ、ハブ等の危険な動物の危険性を、ビジターセンター、歩道入口、発生多発箇所などで注意喚起する。</p>	<p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 2-(2)-②</p>
<p>(緊急時の連絡)</p> <p>大山、蒜山、三瓶山一帯などを擁する大山隠岐国立公園は、多くの登山客が利用している。</p> <p>技術指針は、国立公園内の緊急時の連絡について、関係機関に次の措置を講ずるよう求めている。</p> <p>① あらかじめ利用者に緊急時の連絡先・連絡方法を周知しておく。ただし、山岳地等においては、事故に遭遇した場合の処理・解決が原則として自己責任であることの普及に努める。</p> <p>② 周知方法としては、利用拠点や登山口など利用者が事前に情報を得られる場所での標識類やリーフレットによる掲示、国立公園ホームページ等を活用する。</p> <p>③ 山岳地等においては、必要に応じて、携帯電話の通話可能な地域の情報を提供する。</p>	<p>図表 2-(2)-③</p>
<p>(登下山届提出の呼びかけ)</p> <p>登下山届の提出により、登山者が遭難した場合に、遭難場所が特定しやすくなって捜索活動や救助活動をスムーズに行い、早期の発見や救助につながることを期待できる。登山者にとっても、登山届を記載しながら登山計画を再確認することにより、遭難を未然に防ぐことが期待できる。</p> <p>このため、環境省の国立公園ホームページでは、大山隠岐国立公園の「利用にあたってのマナー」として、登山届と下山届の提出を呼びかけている。</p> <p>また、「大山蒜山地域ビジョン 新たな魅力の創生に向けて～つなぐ、つ</p>	<p>図表 2-(2)-④</p> <p>図表 2-(2)-⑤</p>

ながる～地域力を活かした多様性あふれる公園づくり」(平成 27 年大山隠岐国立公園大山蒜山地域連絡協議会)においては、登山届の提出率の向上を目指すとされている。

【調査結果】

(危険箇所の周知)

今回調査した 54 国立公園事業において、危険箇所が十分に注意喚起されていない例が次のとおりみられた。

- ① 登山道や遊歩道への進入口によっては、熊やまむし、崩落などの危険を注意喚起していないもの (2 事例) 図表 2-(2)-⑥
- ② イノシシの掘返し跡があるため張り紙などで出没を注意喚起している例 (2 事例) がみられる一方で、掘返し跡があるにもかかわらず、注意喚起していないもの (2 事例) 図表 2-(2)-⑦
- ③ 登山口の公共標識で、日本語・英語の 2 か国語とピクトグラム (注) により危険箇所を注意喚起している例 (3 事例) がみられる一方で、ステップアッププログラムで外国人利用者呼び込むビューポイントに位置付けられているにもかかわらず、外国語の注意喚起がないもの (3 事例) 図表 2-(2)-⑧

(注) 伝えたい情報を、視覚的な絵や図によって外国人や子どもでも分かりやすいように表現したもの。

- ④ 環境省ホームページで「おすすめコース」として紹介されている遊歩道が川の増水時には渡れないことがあるにもかかわらず、このことが現地やホームページで周知されていないもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑨
- ⑤ 登山道の危険情報が、市所有の施設では周知されているが、登山口や市のホームページでは提供されていないもの (1 事例) 図表 2-(2)-⑩

(緊急時の連絡)

① 連絡先

調査対象とした中国四国地方環境事務所、3 県、域内に登山道や登山口を設置又は管理している 6 市町村 (以下「山岳関係 10 機関」という。)のうち 8 機関は、登山口及び利用拠点で緊急時の連絡先を周知していない。

その理由としては「緊急時の連絡先は 110 番や 119 番であり、誰でも知っているため」が最も多く挙げられている (5 機関)。

一方で、周知している 2 機関のうち 1 機関は、「地元の警察署や消防署に連絡した方が、場所を早く特定して迅速な救助が期待できる」として、その電話番号を周知している。

また、山岳地等で事故に遭遇した場合の自己責任についてホームページで啓発している機関は、みられなかった。

図表 2-(2)-⑪

図表 2-(2)-⑫

<p>② 携帯電話の通話可能な地域</p> <p>山岳関係 10 機関のうち 7 機関は、携帯電話の通話可能な地域の情報を提供していない。</p> <p>その理由として、i) 通話可能範囲は各携帯電話会社で異なり、それぞれのホームページで公開されていること、ii) 携帯電話の通話できない地域はあまりないことを挙げている。</p> <p>一方、3 機関は、以下のとおり情報提供している。</p> <p>i) 江府町は、ホームページに「緊急時の連絡手段の確保（山の中では電波の届く範囲に限られるため、通信範囲に注意しましょう）」と掲載している。</p> <p>ii) 大田市（三瓶山広域ツーリズム振興協議会）は、リーフレットに「山中では携帯電話が繋がらない場所があります。」と掲載し、このリーフレットを登山口付近の市の施設を中心に置いている。</p> <p>iii) 岡山県は、蒜山地域の 3 登山口では「携帯電話が通じない箇所があります。」と日本語・英語の 2 か国語とピクトグラムで、1 登山口では「4 合目からは携帯電話が使用出来ます。」と日本語のみで、それぞれ情報提供している。</p> <p>情報提供している理由は、「携帯電話がどこでも通話できると認識している人が多い中で、国立公園内の一部の区域では使用できないため」などとしている。</p>	<p>図表 2-(2)-⑬</p> <p>図表 2-(2)-⑭</p> <p>図表 2-(2)-⑮</p> <p>図表 2-(2)-⑯ 及び⑰</p> <p>図表 2-(2)-⑱</p>
<p>(登下山届提出の呼びかけ)</p>	
<p>① 大山地域では、調査した 5 登山口のうち 3 登山口延べ 6 か所に登下山届ポストが設置されているが、蒜山地域では、5 登山口のうち 1 登山口（毛無山登山口）にしか設置されておらず、三瓶山地域（調査した 6 登山口）では設置されていない。</p>	<p>図表 2-(2)-⑲</p>
<p>② 山岳関係 10 機関のうち 4 機関は、登下山届の提出を呼びかけておらず、その理由を、「安全な山のため必要ない」、「登下山届は警察が所管しているため」としている。</p> <p>一方で、呼びかけている 6 機関は、登下山届の提出の呼びかけとともに、パソコンやスマートフォンから全国の山域での登山届が提出できるシステム「コンパス」の利用も周知している。</p> <p>周知している例をみると、</p>	<p>図表 2-(2)-⑳</p> <p>図表 2-(2)-㉑</p> <p>図表 2-(2)-㉒</p>
<p>i) 琴浦町は、ホームページで、登山届の提出を呼びかけているとともに、「オンラインで提出することができる『コンパス』が便利」として、登下山届を電子で提出できる利便性を呼びかけている。</p> <p>ii) 江府町・琴浦町(大山遭難防止協会)は、登山口の公共標識にスマートフォンから登山届を提出できるように、コンパスのホームページへアクセスできる「QR コード」を表示している。</p>	<p>図表 2-(2)-㉓</p>

<p>これらの機関が登下山届の提出を呼びかけている理由は、「登山届は、登山者が遭難した際に迅速な救出に役立つため」としている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、中国四国地方環境事務所は、利用者の安全確保について、県、市町村などの関係機関とともに地域の実情に応じて次の事項を推進する必要がある。</p> <p>① 国立公園の利用に当たって注意が必要な危険を十分に把握し、外国人利用者を含む多くの利用者に注意喚起すること。</p> <p>② 緊急時の連絡先の周知については、110番や119番に加え、より迅速な救助に資するよう工夫するとともに、登山の自己責任についても啓発すること。</p> <p>また、携帯電話が利用できない地域がある旨を周知すること。</p> <p>③ インターネットによる方法を含め登下山届の提出を呼びかけること。</p>	<p>図表 2-(2)-④</p>
--	-------------------

図表 2-(2)-① 「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号環境庁自然保護局長通知)(抜粋)

「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号各国立公園管理事務所宛 環境庁自然保護局長通知)

本年も、自然公園の本格的な利用シーズンを迎えたところであるが、本日、標記について、別添写しのとおり各都道府県知事に通知にしたので了知されたい。

貴職におかれても、この通知の趣旨に従い、環境庁所管地における事故及び災害の防止並びに環境庁直轄の公園事業の執行に伴う事故の防止に努められるとともに、貴管下の国立公園における公園事業執行者に対して指導監督に努められ、併せて地元関係諸機関と連絡を密にされ、これを通じて国立公園の安全利用の推進に努められたい。

なお、特に環境庁の直轄事業に係る自然公園施設については、安全性に係る点検を定期的に行うよう留意されたい。

[別添写]

「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号都道府県知事宛 環境庁自然保護局長通知)

自然公園の安全快適な利用の促進については、かねてより、種々の御配慮をお願いしているところであるが、近年、国民の自然に親しもうとする機運が高まる中で、自然公園の利用目的等の多様化が進む一方、しばしば、自然公園内において人身事故の発生がみられるのは憂慮に堪えないところである。

については、本年も自然公園における事故を未然に防止し、安全快適な利用を促進するため、下記の事項について、格別の御配慮をお願いしたい。

その際、貴職の執行に係る公園事業について配慮されることはもちろんであるが、特に貴管下の市町村及び公園事業者に対してもよろしく御指導願いたい。

また、下記の措置又は指導監督を行った後における状況を随時確認把握されたい。

1 事故防止協力体制の整備について

(1) 危険箇所等の情報の収集、把握

自然公園における利用者の安全対策を進めるに当たっては、自然公園の利用上の危険箇所の早期発見と迅速な対応が必要であるので、都道府県・市町村の担当職員による状況の把握に一層留意されるとともに、自然公園指導員等による情報提供等に協力体制の確立に努めること。

(2) 地元における事故防止協力体制の整備 (略)

2 公園事業に係る利用施設における事故防止について (略)

3 山岳地域等の地域における事故防止について (略)

(注) 1 下線は当局が付した。

2 「自然公園における利用者の安全対策について」(平成元年7月21日付け環自企第423号環境庁自然保護局長通知)の宛先は、各国立公園管理事務所長となっているが、組織再編により現在は、地方環境事務所長となっている。

図表 2-(2)-② 「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)(抜粋)

第 4 部 維持管理

Ⅲ 非常時における管理指針

Ⅲ-1 事故・急病等対策(事故、ケガ・急病)

Ⅲ-1-2 予防

登山技術や知識による予防策については様々であり、一般的に想定されるケガ・事故、急病に対する管理者として対応可能な予防策(例)については以下のとおりである。

(1) 失道

- ・ 歩道のレベルに応じた管理を行う(歩道沿いの草刈りによる道の明確化、マーキング、標識・補助誘導標識等)。

(2) 落石・落枝

- ・ 岩場やガレ場等、落石の危険性の高い箇所や、枯木等の下を通過する歩道等、落枝・倒木の可能性が高い場所において注意喚起を行う(標識類)。
- ・ 必要な場合は、迂回ルートを設定する。

(3) 転落・滑落

- ・ 事故発生箇所やその危険性の高い箇所において注意喚起を行う(標識類、ロープ柵)。
- ・ 必要な場合は、迂回ルートを設定する。
- ・ 休憩や写真撮影のポイント等、気を緩めている時や他に気を取られている時も事故発生頻度は高く、そのような箇所における危険性チェックや注意喚起等の管理も重要である。

[他関係機関と協議・協力により実施が望まれる事項]

①危険な動物(クマ、ハチ、ハブ等)

- ・ 地域の環境特性や過去の発生記録に応じ、特に対応が必要な危険動物の生態や行動特性、事故の多発地帯を把握する。
- ・ 情報の整理・分析を行い、危険性の注意喚起を VC 等、利用者への案内拠点や歩道入口、発生多発箇所等において行う。
- ・ 遭遇しない(被害にあわない)ための留意点、万一遭遇した際の留意点、応急処置方法等を周知する。
- ・ 危険な動物の目撃情報の収集については、利用者等から協力を得て、常に最新の情報を収集することが望ましい。

(注) 過度の情報提供は、地域において希少な鳥獣(ツキノワグマ等)の過度の捕獲による地域個体群の保護に影響を生じるおそれがあり、野生動物の生息地の確保等について普及啓発を図ることも重要である。

②天候の急変

- ・ 季節、歩道のレベル、行程等に応じた十分な装備の携行を周知する。
- ・ 天気予報、万一の際のエスケープルート・避難場所等の情報提供を行う。

③疲労

- ・ ルート情報（標高差・距離、難易度、休憩・宿泊拠点、水場情報等）を提供する。
- ・ 季節、歩道のレベル、行程等に応じた十分な装備の携行を周知する。

④火山性ガス

- ・ 火山性ガス情報の提供、発生区域の立入り制限措置を行う。

⑤雪崩

- ・ 雪崩多発箇所、気象情報（なだれ注意報等）の情報提供を行う。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-③ 「自然公園等施設技術指針」（平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課）（抜粋）

第 4 部 維持管理

Ⅲ 非常時における管理指針

Ⅲ-1 事故・急病等対策（事故、ケガ・急病）

Ⅲ-1-1 事前準備事項

[他関係機関と協議・協力により実施が望まれる事項]

○ 事故・急病等発生時の連絡先の周知

- ・ 国立公園内で事故が発生した場合、負傷者、急病人等の迅速な救護のために、あらかじめ利用者に緊急時の連絡先・連絡方法を周知しておくことが重要である。ただし、山岳地等においては、施設が未整備であるということを踏まえ、事故に遭遇した場合の処理・解決について、原則、自己責任であることの普及に努める。
- ・ 周知方法としては、利用拠点（VC、宿泊施設）や登山口等、利用者が事前に情報を得られる場所での標識類やリーフレット等による掲示、国立公園ホームページ等を活用する。
- ・ 緊急時の連絡手段として、携帯電話を使用するケースも比較的多くなっていることから、山岳地域においては、必要に応じて通話可能な地域の情報提供を行う。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-④ 「環境省 国立公園 ホームページ (大山隠岐国立公園 注意事項)」(抜粋)



国立公園へ出かけよう！

本文へ | 音声読み上げ
日本語 | English

大山・蒜山

大山隠岐国立公園

トップへ

ホーム | おすすめコース | 施設紹介 | マップ | アクセス | 注意事項

環境省 > 日本の国立公園 > 大山隠岐国立公園 > 大山・蒜山 > 注意事項

国立公園の利用にあたってのマナー

多くの方に楽しく利用していただくために、国立公園内では自然を大切にすることを心がけ、次のことを守ってください。

自然保護のために

-  ゴミを捨てないようにしましょう。
-  花などの植物を採らないでください。
-  野生動物に餌を与えないようにしましょう。
-  動物を捕らないでください。
-  喫煙は決められた場所で行いましょう。
-  たき火は指定の場所で行ってください。
-  キャンプ場以外での野営はしないでください。

- 無理のない計画を立て、登山届を必ず出しましょう。
必ず、詳細な地図やガイドブックにより十分な装備と無理のない計画を立てるとともに、登山をする際は登山届及び下山届の提出を行いましょう。
- トイレは登山前に済ませるとともにトイレ以外で用便をしないようにしましょう。

● 無理のない計画を立て、登山届を必ず出しましょう。
必ず、詳細な地図やガイドブックにより十分な装備と無理のない計画を立てるとともに、登山をする際は登山届及び下山届の提出を行いましょう。

(注) 1 赤囲線及び赤矢印は当局が付した。
2 当ページ掲載 URL は、(https://www.env.go.jp/park/guide/daisen/attention/index.html) である。

図表 2-(2)-⑤ 「大山蒜山地域ビジョン 新たな魅力の創生に向けて～つなぐ、つながる～地域力を活かした多様性あふれる公園づくり」(平成 27 年大山隠岐国立公園大山蒜山地域連絡協議会)(抜粋)

第 6 章 対策の方向性

3. もてなすー快適な利用環境の整備を推進する

②歩道

- 標識類の統一・多言語化を図るため、自然公園等施設技術指針を参考に統一したガイドライン作成の取組を進め、公園に訪れた利用者が統一感を持ち、快適に利用できることを目指します。
- 管理者が決まっていない登山道の保全作業を図るため、既存協議会の位置付け等も総合的に勘案し、公園利用者の視点に立った登山道保全の取組を進め、大山頂上碑の移設等、官民の関係者が協働で作業できる体制づくりを目指します。
- 公園利用者に対して登山道の情報やレベル等、適切な情報発信を図るため、受益者負担のあり方の検討及び利用ゾーニングを含む登山道のグレーディング等の検討の取組を進め、遭難事案の減少、登山届の提出率の向上を目指します。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-⑥ 登山口で必要な注意喚起が行われていない例

事例概要						
(地域・場所) 三瓶山地域・各登山口						
(設置者) 大田市						
(内容) 三瓶山の登山道は複数あるが、登山口によって「まむし、はちに注意」、「熊に注意」、「通行止め（崩落）」の注意喚起がある箇所とない箇所がみられる。						
図表 三瓶山の各登山口における注意喚起の状況						
表 三瓶山の各登山口における注意喚起の有無						
注意喚起の内容	姫逃池登山口	姫逃池中国自然歩道利用	名号登山口	東の原登山口	女夫松登山口	西の原登山口
まむし、はち	○	○			○	
熊					○	
通行止め（崩落）	○		○	○	○	○

姫逃池登山口
「まむし・はち」
「通行止め（崩落）」

名号登山口
「通行止め（崩落）」のみ

姫逃池中国自然歩道利用
「まむし・はち」のみ

東の原登山口
「通行止め（崩落）」のみ

西の原登山口
「通行止め（崩落）」のみ

女夫松登山口
「まむし・はち」 「熊」 「通行止め（崩落）」





(注) 1 当局の調査結果による
2 地図は、大田市（三瓶山広域ツーリズム振興協議会）作成の三瓶山登山マップを複写した。
3 枠内及び矢印は、当局が付した。

その他の類似事例（1事例）

地域	場所	設置者	事例概要
島根半島（東部）	五本松公園地蔵崎線（歩道）	松江市	2か所の歩道入口のうち、1か所のみ注意喚起があり、もう一方にはない。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑦ イノシシの掘り返し跡に注意喚起している例とこれをしていない例

事例概要											
<p>(地域・場所) 島根半島東部地域 地蔵崎園地</p> <p>(設置者) 松江市</p> <p>(内容) 歩道にイノシシの掘り返し跡がみられ、「イノシシ出没注意」の注意喚起をしている。</p> <p>(「イノシシ出没注意」の張り紙での注意喚起)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>その</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>イノシシは臆病な動物なので、刺激せず見つけても逃げるのを待ってください。 鈴の音や人の話し声が聞こえるとイノシシの方から逃げていくので、こちらの存在を知らせてあげてください。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(イノシシの掘り返し跡)</p>  </div> </div> <p>他の、類似事例 (1 事例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">設置者</th> <th style="width: 55%;">事例概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根半島東部</td> <td>五本松公園地蔵崎線道路</td> <td>松江市</td> <td>園地内にイノシシの掘り返し跡がみられ、「イノシシ出没注意」の注意喚起をしている。</td> </tr> </tbody> </table>				地域	場所	設置者	事例概要	島根半島東部	五本松公園地蔵崎線道路	松江市	園地内にイノシシの掘り返し跡がみられ、「イノシシ出没注意」の注意喚起をしている。
地域	場所	設置者	事例概要								
島根半島東部	五本松公園地蔵崎線道路	松江市	園地内にイノシシの掘り返し跡がみられ、「イノシシ出没注意」の注意喚起をしている。								
<p>(地域・場所) 大山・蒜山・三徳山地域 鏡ヶ成園地</p> <p>(設置者) 環境省</p> <p>(内容) 園地内にイノシシの掘り返し跡がみられたが、注意喚起していない。</p> <p>(イノシシの掘り返し跡)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>その他の、類似事例 (1 事例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域</th> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">設置者</th> <th style="width: 55%;">事例概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山・蒜山・三徳山</td> <td>鏡ヶ成野営場</td> <td>環境省</td> <td>野営場内にイノシシの掘り返し跡がみられたが、注意喚起していない。</td> </tr> </tbody> </table>				地域	場所	設置者	事例概要	大山・蒜山・三徳山	鏡ヶ成野営場	環境省	野営場内にイノシシの掘り返し跡がみられたが、注意喚起していない。
地域	場所	設置者	事例概要								
大山・蒜山・三徳山	鏡ヶ成野営場	環境省	野営場内にイノシシの掘り返し跡がみられたが、注意喚起していない。								

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑧ 登山道の危険箇所を日・英 2 か国語とピクトグラムで注意喚起している例
日本語のみで注意喚起している例

事例概要														
<p>(地域・場所) 大山・蒜山・三徳山地域 上蒜山登山口</p> <p>(設置者) 岡山県</p> <p>(内容) 登山口で、登山道の危険箇所を日・英語の 2 か国語とピクトグラムで注意喚起している。</p>														
<p>その他の類似事例 (2 事例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>場所</th> <th>設置者</th> <th>事例概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山・蒜山・三徳山</td> <td>中蒜山登山口</td> <td>岡山県</td> <td rowspan="2">上記写真と同様に注意喚起している。</td> </tr> <tr> <td>大山・蒜山・三徳山</td> <td>下蒜山登山口</td> <td>岡山県</td> </tr> </tbody> </table>				地域	場所	設置者	事例概要	大山・蒜山・三徳山	中蒜山登山口	岡山県	上記写真と同様に注意喚起している。	大山・蒜山・三徳山	下蒜山登山口	岡山県
地域	場所	設置者	事例概要											
大山・蒜山・三徳山	中蒜山登山口	岡山県	上記写真と同様に注意喚起している。											
大山・蒜山・三徳山	下蒜山登山口	岡山県												

<p>(地域・場所) 大山・蒜山・三徳山地域 中国自然歩道 大山滝</p> <p>(設置者) 琴浦町</p> <p>(内容) 大山滝は、ステップアッププログラムでビューポイントになっているが、外国語の注意喚起がない。</p>															
		<p>これより先は、ロープづたいで降りる急斜面になっています。 また、地盤がもろいため、落石などの注意が必要です。 琴浦町</p>													
<p>その他の類似事例 (2 事例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>場所</th> <th>設置者</th> <th>事例概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大山・蒜山・三徳山</td> <td>皆ヶ山登山口</td> <td>真庭市</td> <td>「熊」の注意喚起が日本語のみ</td> </tr> <tr> <td>三瓶山</td> <td>各登山口</td> <td>大田市</td> <td>「まむし・はち」「熊」「通行止め」「崩落」の注意喚起が日本語のみ</td> </tr> </tbody> </table>				地域	場所	設置者	事例概要	大山・蒜山・三徳山	皆ヶ山登山口	真庭市	「熊」の注意喚起が日本語のみ	三瓶山	各登山口	大田市	「まむし・はち」「熊」「通行止め」「崩落」の注意喚起が日本語のみ
地域	場所	設置者	事例概要												
大山・蒜山・三徳山	皆ヶ山登山口	真庭市	「熊」の注意喚起が日本語のみ												
三瓶山	各登山口	大田市	「まむし・はち」「熊」「通行止め」「崩落」の注意喚起が日本語のみ												

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑨ 歩道が川の増水時に渡れないことの注意喚起が現地とホームページで周知されていない例

事例概要

(地域・場所)
 大山・蒜山・三徳山地域 南光河原
 (コースを周知している者)
 環境省

コースマップ

環境省ホームページ「国立公園へ出かけよう！」でおすすめコースとして紹介されているが、ホームページに川の増水時に渡れない旨の表示がない。

(写真手前：大山寺阿弥陀堂側)

(写真手前：大山寺側)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ 登山道の危険箇所の周知が市所有の施設にとどまり、登山口や市のホームページで周知されていない例



(注) 1 当局の調査結果による。
2 枠囲み矢印は、当局が付した。

図表 2-(2)-⑪ 緊急時の連絡先の周知の有無と周知していない理由

(単位：機関)

地域	山岳関係機関		緊急時の連絡先の周知の有無						
			有	無	周知していない理由				
	区分	名称			①110 番や 119 番は誰でも知っているため	②施設管理者が駐在しているため	③事故がない又は少ないため	④その他	
一	国	中国四国地方環境事務所		○	○				○
大山	県	鳥取県		○	○				
	市町村	大山町		○		○			
		琴浦町		○	○				
		江府町		○					○
蒜山	県	岡山県		○			○	○	
	市町村	真庭市		○	○				
		新庄村	○						
三瓶山	県	島根県		○	○				
	市町村	大田市	○						
計		10	2	8	5	1	1	3	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「○」は、各欄に該当することを示す。
 3 「その他」欄には、「業務多忙により緊急時の環境整備まで行う余裕がない」「遊歩道や登山道を管理していないため、緊急時連絡先の表示をしていない。」としている。
 4 複数回答している機関があるため、調査対象機関数と回答数とは合致しない。

図表 2-(2)-⑫ 緊急時の連絡先の周知

岡山県新庄村 大山隠岐国立公園 毛無山～朝鍋鷲ヶ山登山マップ

コース	距離	かかる時間	備考
①→②	約2km	約90分	初心者向けの登山道です。
②→③	約1.9km	約60分	比較的平坦な道が続きます。
③→①	約2km	約70分	終始下り道です。
②→⑤	約7km	約5時間	アップダウンが続く道です。
⑥→⑤	約2.4km	約60分	ブナ林を抜けると展望台のある山頂に到着です。
⑧→④	約1.8km	約45分	ゆるやかなアップダウンの後、下りとなります。
④→⑦	約3.3km	約120分	800m下ると登山口に出ます。その後は、林道となります。
⑦→⑥	約3km	約90分	霧山に向けて歩いて、トンネル手前を左に曲がります。
①→②→①	約4km	約40分	レベル1：ゆるたりにコース（一般コース）
①→②→③→①	約6km	約1時間	レベル2：あじわいコース（毛無山周回コース）
⑦→⑥→⑤→④→⑦	約10km	約3時間	レベル3：体力自慢コース（朝鍋山周回コース）
①→②→⑤→⑥→⑦	約14km	約4時間	レベル4：体力自慢コース（縦走コース）

キレイな自然を残すために協力してな!

- ゴミはポイ捨てしないで持って帰ってな!
- たばこの吸い殻なんか言語道断!
- 自然に取付ける植物を勝手に持って帰らんてな!
- たき火はやめてな! 火事になったら大変じゃ!

以上のことに協力して、気持ちのよい登山を楽しみましょう!
自然を大切に!!
登山道の大部分は、国立公園法に基づき特別保護区に指定されており、動植物・遺跡などの採取は禁止されています。

緊急の連絡先 真庭警察署新庄駐在所 (0867)56-3043
真庭消防署美新分署 (0867)56-2119

緊急の連絡先として、110番や119番ではなく、
地元の「真庭警察署新庄駐在所」と「真庭消防署
美新分署」の電話番号を記載

(注) 1 当局の調査結果による。
2 当ページ掲載 URL は、
(http://www.vill.shinjo.okayama.jp/assets/files/iwasa/sangyou/h21_tozanmap.pdf) である。
3 枠囲み及び矢印は、当局が付した。

図表 2-(2)-⑬ 携帯電話の通話可能な地域の情報提供状況

(単位：機関)

地域	山岳関係機関		携帯電話の通話可能な地域の情報提供状況					
			有			無		
	区分	名称	方法					
ホームページ			リーフレット	登山口の公共標識				
一	国	中国四国地方環境事務所					○	
大山	県	鳥取県					○	
	市町村	大山町					○	
		琴浦町					○	
		江府町	○	○				
蒜山	県	岡山県	○			○		
	市町村	真庭市					○	
			新庄村				○	
三瓶山	県	島根県					○	
	市町村	大田市	○		○			
計			10	3	1	1	1	7

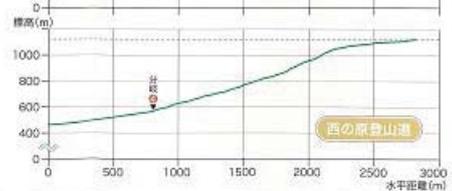
(注) 1 当局の調査結果による。
2 「○」は、各欄に該当することを示す。

図表 2-(2)-⑭ 携帯電話の通話可能な地域を情報提供していない理由（7機関）

区分	情報提供していない理由		
	①携帯電話会社が情報提供しているため	②携帯電話で通話できない地域が少ないため	③理由はない
中国四国地方環境事務所	○		
鳥取県		○	
大山町		○	
琴浦町		○	
真庭市		○	
新庄村			○
島根県	○		

(注) 1 当局の調査結果による。
2 「○」は、各欄に該当することを示す。

図表 2-(2)-⑮ 携帯電話の通話可能な地域を周知している例

周知機関	周知方法	周知状況
江府町	ホームページ	<p>◆奥大山エリアの山に登山するときは？</p> <p>奥大山の山は急峻な山が多く、登山をするときは次のことを心がけましょう！</p> <p>①登山届を提出すること</p> <p>登山届は、遭難時の場所の特定や救助活動を迅速に進める手がかりとなります。 提出先の確認や登山に関する情報などを収集することが安全な登山につながります。</p> <p>②十分な装備と準備を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山日当日の気象情報の確認 ・水分や食料、着替えなどの準備をしましょう ・緊急時の連絡手段の確保 <p>(山の中では電波の届く範囲が限られるため、通信範囲に注意しましょう)</p>
大田市（三瓶山広域ツーリズム振興協議会）	リーフレット	  <p>登山では、ちょっとしたことが重大な事故につながる場合があります。しっかりと準備をして登りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水を多めに用意して下さい。山中に沢、湧水はありません。 ・下山が遅くなった時のために、ライトを用意して下さい。 ・天気予報のチェックを忘れずに。10月～4月は降雪の可能性あります。 ○遺失品、万一の事故やスズメバチに刺された場合などは、119番へ。 ・山中では携帯電話がつかない場所があります。 <p>（緊急連絡が必要な事態にならないことが第一です、くれぐれもご注意ください。）</p> <p>山中では携帯電話がつかない場所があります。</p>

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 赤線の枠囲みは、当局が付した。
 3 江府町のホームページ掲載 URL は、(http://www.town-kofu.jp/2/1/6/14/w589/) である。
 4 大田市（三瓶山広域ツーリズム振興協議会）のリーフレットは、「国立公園三瓶山登山ガイドマップ」である。

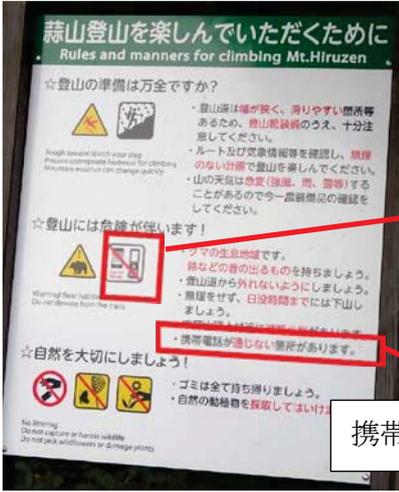
図表 2-(2)-⑯ 携帯電話の通話可能な地域についての登山口での情報提供状況

(単位：登山口)

地域名	登山口	携帯電話の通話可能な地域の情報提供			
		有	方法		無
			多言語・ピクトグラム	日本語のみ	
大山	夏山登山道				○
	ユートピアコース				○
	中国自然歩道 (川床)				○
	東坂登山口				○
	一向平野営場				○
蒜山	皆ヶ山登山口				○
	上蒜山登山口	○	○		
	中蒜山登山口	○	○		
	下蒜山登山口	○	○		
	毛無山登山口	○		○	
三瓶山	姫逃池登山口				○
	姫逃池中国自然歩道利用				○
	名合登山口				○
	東の原登山口				○
	女夫松登山口				○
	西の原登山口				○
計 16		4	3	1	12

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「○」は、各欄に該当することを示す。
 3 「有」欄に「○」がある蒜山地域の4登山口で情報提供しているのは、いずれも岡山県である。(図表2-(2)-⑰参照)

図表 2-(2)-⑰ 携帯電話の通話可能な地域についての登山口での周知内容

登山口	周知状況	周知機関
上蒜山 登山口	<p>「携帯電話が通じない箇所があります。」 ピクトグラム及び多言語による周知</p> 	
中蒜山 登山口		
下蒜山 登山口	<p>携帯電話が通じない箇所があります。</p>	
毛無山 登山口	<p>4合目から携帯電話が使用出来ます。</p>  <p>★4合目からは携帯電話が使用出来ます。</p>	岡山県

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑱ 携帯電話の通話可能な地域を情報提供している理由 (3 機関)

地域	調査対象機関	情報提供方法	情報提供している理由
大山	江府町	ホームページ	ホームページを作成した当時の担当者が、緊急時の対応に力を入れていたため
蒜山	岡山県	登山口での公共標識	携帯電話で通話できる地域が多くなり、どこでもつながると思っている人が多くなっている中で、本国立公園の一部の区域では携帯電話が通じないため
三瓶山	大田市	リーフレット	登山者から携帯電話の通話の可否を問われた場合を想定し、「山中では携帯電話が繋がらない場所がある」ことを意識して登山してほしいため

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑱ 大山隠岐国立公園の登下山届ポストの設置状況

(単位：登山口)

地域	登山口	設置場所	設置主体
大山	大山登山コース i) 夏山登山道 ii) ユートピアコース	①大山ナショナルパークセンター ②モンベル大山店 ③南光河原駐車場 ④大山寺駐在所 ⑤夏山登山道入口	大山遭難防止協会 (事務局：琴浦大山警察署)
	中国自然歩道(川床から一向平)		
	i) 中国自然歩道(川床)	なし	—
	ii) 一向平野営場	①一向平野営場	琴浦町
	船上山登山コース 東坂登山口	なし	—
蒜山	皆ヶ山登山 皆ヶ山登山口	なし	—
	蒜山三座登山口 i) 上蒜山登山口 ii) 中蒜山登山口 iii) 下蒜山登山口	なし	—
	毛無山登山 毛無山登山口	毛無山登山口	新庄村
三瓶山	i) 姫逃池登山口 ii) 姫逃池中国自然歩道利用 iii) 名合登山口 iv) 東の原登山口 v) 女夫松登山口 vi) 西の原登山口	なし	—
	計 16	計 7	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 網掛け箇所は登山口周辺に登下山ポストが設置されていない登山口であることを示す。

図表 2-(2)-㉔ 山岳関係 10 機関による登下山届の呼びかけの状況

(単位：機関)

地域	山岳関係機関		登下山届の呼びかけの状況					
			有					無
	区分	名称	呼びかけ方法					
			ホームページ		チラシ・標識			
		コンパス		コンパス				
一	国	中国四国地方 環境事務所	○	○		○	○	
大山	県	鳥取県	○			○	○	
	市町村	大山町	○	○	○			
		琴浦町	○	○	○			
蒜山	県	岡山県						○
	市町村	真庭市						○
		新庄村	○			○		
三瓶山	県	島根県						○
	市町村	大田市						○
計		10	6	4	2	4	3	4

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」は、各欄に該当することを示す。

3 「コンパス」欄の「○」は、山岳関係機関のホームページ又はチラシ・標識で、コンパスの利用を併せて呼びかけていることを示す。

図表 2-(2)-㉕ 登下山届の提出を呼びかけていない理由 (4 機関)

地域	調査対象 機関	理由
蒜山	岡山県	警察の所管でもあり、近年、県が事故報告を受けたこともないため
	真庭市	蒜山での遭難は5年に1、2度程度。危険性も低く、警察からの周知の要請もなく、必要性が低い
三瓶山	島根県	必要性が低く、警察からの要請もないため
	大田市	登下山届は警察に届け出るものであるため

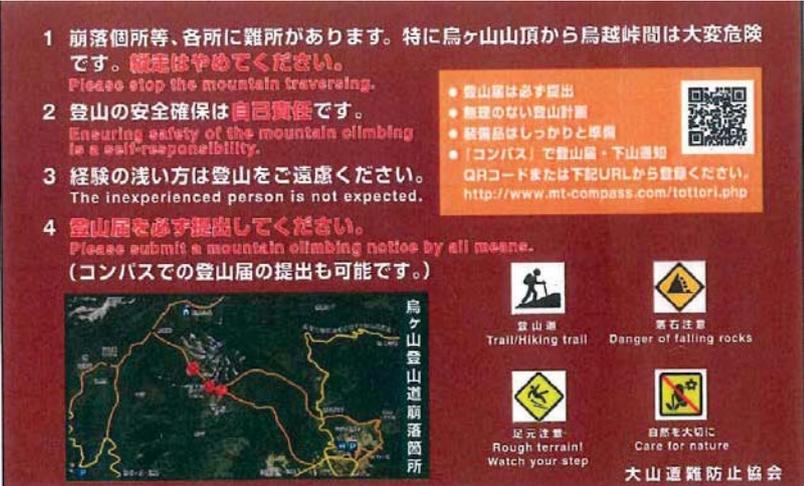
(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-㉓ コンパスのイメージ

イメージ	説明
	<p>コンパス登山届は、家族や友人との「共有」から始まり、「下山通知」を送ることで終了。</p> <p>自治体や警察とも連携しているため、緊急時の対応が迅速</p>

(注) 当ページ掲載 URL は、(<https://www.mt-compass.com/>) である。

図表 2-(2)-㉓ コンパスの周知例

周知機関	周知方法	周知例
琴浦町	ホームページ	<p style="text-align: center;">オンライン登山届のご案内 2018年6月3日</p>  <p>琴浦町内にも登山口や登山ルートがあり、登山を楽しまれる方が多数訪れるスポットがあります。</p> <p>登山には、まずは計画を立てて登山届を出しておくことが、もしものときの備えとなります。届出をすることにより、もしもあなたが遭難された場合、遭難場所が特定しやすく捜索活動や救助活動をスムーズに行い早期の発見、救助をすることができます。</p> <p>また、登山届を書きながら計画（日程、装備品等）の再確認を行うことにより、遭難を未然に防ぐことにもつながります。</p> <p>登山届は、オンラインで提出することができる『コンパス』が便利です。</p> <p>登山を計画されている方は、下記サイトからぜひご利用ください。</p>  <p style="text-align: center;">オンラインで登山届を出そう！山と自然ネットワーク コンパス</p>
江府町・琴浦町 (大山遭難防止協会)	登山口の公共標識	 <p>1 崩落箇所等、各所に難所があります。特に烏ヶ山山頂から烏越峠間は大変危険です。縦走はやめてください。 Please stop the mountain traversing.</p> <p>2 登山の安全確保は自己責任です。 Ensuring safety of the mountain climbing is a self-responsibility.</p> <p>3 経験の浅い方は登山をご遠慮ください。 The inexperienced person is not expected.</p> <p>4 登山届を必ず提出してください。 Please submit a mountain climbing notice by all means. (コンパスでの登山届の提出も可能です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 登山届は必ず提出 難所のない登山計画 装備品はしっかりと準備 「コンパス」で登山届・下山通知 <p>QRコードまたは下記URLから登録ください。 http://www.mt-compass.com/tottori.php</p> <p>烏ヶ山登山道崩落箇所</p> <p>登山道 Trail/Hiking trail</p> <p>落石注意 Danger of falling rocks</p> <p>足元注意 Rough terrain! Watch your step</p> <p>自然を大切に Care for nature</p> <p style="text-align: right;">大山遭難防止協会</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-㉔ 登下山届の提出を呼びかけている理由 (6 機関)

地域	調査対象 機関	理由
一	中国四国 地方環境 事務所	国立公園内で登山をする利用者に、広く登山届の提出の必要性を周知するため
大山	鳥取県	鳥取県は大山遭難防止協会の一員であり、呼びかけで登山届の提出率を上げることにつながるため
	大山町	登山者が遭難した際、迅速な救出に役立つため
	琴浦町	登山者の安全の確保に役立つため
	江府町	ホームページを作成した当時の担当が、緊急時の対応に力を入れていたため
蒜山	新庄村	遭難時の捜索活動に役立つため

(注) 当局の調査結果による。

(3) 外国人利用者への情報提供

通知	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(パンフレット・ホームページ・公共標識の多言語化)</p> <p>「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成25年6月11日観光立国推進閣僚会議決定)において、外国人目線に立った共通のガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとされたことを踏まえ、観光庁は、平成26年3月に「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定している。</p> <p>このガイドラインでは、名称・案内・誘導・位置を示す情報について、多言語表記の不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者が迷わないよう、各地域において共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが必要とされている。</p> <p>環境省は、自然公園における外国人旅行者の利用の促進を図ることを目的とした公園施設の多言語化を進めるため、技術指針に「多言語表記対訳語集」を掲載している。この対訳集には、多言語表記する706用語を英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語の4か国語で掲載している。</p> <p>(外国人利用者への緊急時の連絡先の周知)</p> <p>技術指針では、国立公園で事故が発生した場合、負傷者、急病人等の迅速な救護のため、外国人を含む利用者には、緊急時の連絡先・連絡方法をあらかじめ周知しておくことが重要とされている。</p> <p>また、ステップアッププログラムでは、外国人利用者を考慮したソフト、ハード両面からの安全安心対策を講ずることとされている。</p> <p>(コミュニケーション支援ボードの周知・活用)</p> <p>環境省は、聴覚障がいや言語の壁などで話し言葉でのコミュニケーションが困難な方々との円滑な意思疎通が図れるよう、「コミュニケーション支援ボード」を作成してビジターセンターに備え置いており、また、様々な公園施設で利用できるよう、ホームページからダウンロードできるようにしている。</p> <p>コミュニケーション支援ボードは、自分が伝えたいことをイラストと日本語、英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語、タイ語の6か国語で掲載し、これを指で指しながら意思疎通できるようにしたものであり、例えば、日本語の分からない外国人登山者が負傷したり急病になった場合に、簡単に自分の意思や状況を伝える手段としても有効である。</p>	<p>図表2-(3)-①</p> <p>図表2-(3)-②</p> <p>図表2-(3)-③</p> <p>図表2-(2)-③ 再掲</p> <p>図表2-(3)-④</p> <p>図表2-(3)-⑤</p>

<p>【調査結果】 (パンフレット・ホームページ・公共標識の多言語化)</p> <p>環境省は、満喫プロジェクトに選定された大山隠岐国立公園を含む8つの国立公園の魅力が、外国人利用者に伝わるよう、観光庁の「地域観光資源 多言語解説整備支援事業」の支援を受け、解説標識の多言語化を進めている。</p> <p>中国四国地方環境事務所は「大山隠岐国立公園でも、地方公共団体による解説標識の多言語表記にこの事業を活用している。」としている。</p> <p>また、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会は「隠岐地域で新たに設置する案内標識を英語で併記する際は、外国語専門員を雇用している本協議会が、英語表記を事前に確認している。また、平成31年1月に隠岐地域で活用する英語表記の一覧表を作成し、表記の統一をするよう関係機関に働きかける。」としている。</p> <p>今回当局が、中国四国地方環境事務所を含む、大山隠岐国立公園満喫プロジェクトの各種協議会の構成員が作成したパンフレットやリーフレット、ホームページ、設置した公共標識に記載されている94の地名・名称の英語表記を比較したところ、次のとおり、19の地名・名称が統一されていない状況がみられた。</p> <p>① 中国四国地方環境事務所が作成したものの中でも、媒体によって英訳が不統一（18事例）</p> <p>例) 地名：榊水高原</p> <p>6媒体では Masumizu <u>Highland</u></p> <p>1媒体では Masumizu <u>Plateau</u></p> <p>② 中国四国地方環境事務所を含む、大山隠岐国立公園満喫プロジェクトの各種協議会の構成員が用いている地名・施設名の英訳が不統一</p> <p>i) どのような場所かを表す部分の英訳が不統一（10事例）</p> <p>例) 明屋海岸</p> <p>Akiya <u>Coast</u></p> <p>Akiya <u>Coast Beach</u></p> <p>Akiya <u>Beach</u></p> <p>ii) どのような場所かを表す英訳を付記しているものと、名称のローマ字表記のみのものが混在（10事例）</p> <p>例) 関の五本松</p> <p>Gohonmatsu <u>Park</u></p> <p>Seki no Gohon Matsu</p>	<p>図表 2-(3)-⑥</p> <p>図表 2-(1)-ア-④ (再掲)</p> <p>図表 2-(3)-⑦</p> <p>図表 2-(3)-⑧</p> <p>図表 2-(3)-⑨</p> <p>図表 2-(3)-⑩</p> <p>図表 2-(3)-⑪</p> <p>図表 2-(3)-⑫</p>
--	--

<p>iii) 複数の読み方のローマ字表記が混在 (2 事例)</p> <p>例) 美保関灯台</p> <p>Mihonoseki Lighthouse</p> <p>Mihoseki Lighthouse</p>	<p>図表 2-(3)-⑬</p>
<p>iv) 施設の旧名称の英訳が混在 (1 事例)</p> <p>例) 大山ナショナルパークセンター (旧名称: 大山情報館)</p> <p>Daisen <u>National</u> Park Centre</p> <p>Daisen <u>Information</u> Center</p>	<p>図表 2-(3)-⑭</p>
<p>これらの不統一の原因として、中国四国地方環境事務所は、</p> <p>① 同事務所が作成したものの中でも媒体によって英訳が不統一の理由は、「作成する都度、どのような表記が適切か考えながら、英語表記しているが、他の媒体での表記の確認までしていないため」、</p> <p>② 大山隠岐国立公園満喫プロジェクトの各種協議会の構成員が用いている英訳が不統一の理由は、「多言語表記対訳語集の周知不足のため」としている。</p>	
<p>(外国人利用者への緊急時の連絡先の周知)</p>	
<p>調査対象とした山岳関係 10 機関のうち 8 機関が、「緊急時の連絡先として 110 番や 119 番は誰でも知っている」などとして、日本人向けを含め、緊急時の連絡先を登山口や利用拠点で周知しておらず、外国人利用者にこれを周知している機関はみられなかった。</p>	<p>図表 2-(2)-⑪ 再掲</p>
<p>(コミュニケーション支援ボードの周知・活用)</p>	
<p>コミュニケーション支援ボードは、登山の基地機能を持つものとして中国四国地方環境事務所が設置した大山ナショナルパークセンターのほか、登山道上の 7 避難小屋・休憩小屋のうち同事務所が設置した船上山休憩小屋に備え置かれている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑮</p>
<p>環境省はこのボードについて、国立公園のビジターセンターに設置したこと、ホームページからダウンロードできることを周知しているが、調査対象 15 機関のうち、同事務所、鳥取県、大山町、西ノ島町を除く 11 機関が、このボードのことを知らないとしている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑯</p>
<p>なお、調査対象機関からは、「設置している施設での活用を検討したい。」や「災害対応や観光の視点から内容を改善してはどうか。」とする意見が聴かれた。</p>	<p>図表 2-(3)-⑯</p>

【所見】

したがって、中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園における外国人利用者への情報提供について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 同事務所が、今後、新たに外国語表記の媒体を作成する場合は、既存の表記を確認の上、多言語表記対訳語集や地域の共通理解に沿った表記に統一を図ること。

また、県、市町村などの関係機関による公共標識やパンフレット類などに用いられる外国語表記について、協議会の場も活用して、多言語表記対訳語集も参考に統一が図られるよう、関係機関に呼びかけること。

- ② 外国人利用者にも分かりやすい緊急時の連絡先の周知方法を検討し、その周知を図ること。
- ③ 国立公園内の利用拠点でコミュニケーション支援ボードを設置・活用するよう、関係機関に呼びかけること。

図表 2-(3)-① 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定)(抜粋)

3. 外国人旅行者の受入の改善
- <移動しやすい環境の整備>
- (2) 多言語対応の改善・強化
- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。
- (略)
- <滞在しやすい環境の整備>
- (1) 多言語対応の改善・強化
- 美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。(再掲)
- (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-② 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26 年 3 月国土交通省観光庁)(抜粋)

はじめに

(略)

このような中、標識やサインのあり方に関しては、既に、各分野におけるガイドラインや各自治体が策定したガイドラインの中で一定の指針が示されているところであり、今後とも、各地域等において、地域特性や施設特性を踏まえつつ、積極的に取組を推進していただくよう期待しているが、その際、各地域等による多言語対応の取組がバラバラに行われるのではなく、共通の基本的指針の下に、全体的な統一感を持って進められるよう、本ガイドラインにおいては、特に多言語対応に焦点を当てて、既存のガイドラインの内容を踏まえて深掘りし、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関など各分野に共通する指針を盛り込むこととした。これにより、我が国の多言語対応のレベルが、統一感を持って、着実に向上していくよう期待するものである。

(略)

第2 編：多言語対応の実現に向けて

6. 多言語表記の統一性・連続性の確保

地域等における多言語表記の統一性・連続性の確保

多言語対応については、可能な限り地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

(名称・案内・誘導・位置を示す情報について)

名称・案内・誘導・位置を示すもの(タイプB)については、多言語表記の不統一や非連続性が原因で、訪日外国人旅行者が迷うことがないように、地域単位でその統一性・連続性を確保することが必要である。

(略)

7. 多言語対応推進のあり方

(略)

(地域における対応)

また、前述のとおり、訪日外国人旅行者が迷うことなく目的地に辿り着くためには、地域における多言語表記の統一性・連続性の確保が必要であることから、各地域において共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが必要である。その際、自治体が主体となって、地域のボランティアや在日外国人、観光関係者、訪日外国人旅行者等、多様な主体を巻き込みながら、これらの取組を推進することが期待される。

なお、複数の自治体間等において表記の統一が求められる場合など、より広域的な取組が必要な場合は、地方運輸局や都道府県とも連携しながら取組を推進することが望ましい。――

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-③ 「多言語表記対訳語集」(「自然公園等施設技術指針」(平成 25 年 7 月環境省自然環境局自然環境整備課)掲載)(概略)

区分		概略						
掲載	外国語	4 か国語 (英語 中国語 (繁体字) 中国語 (簡体字) 韓国語)						
	用語数	706 語						
分類	A : 自然公園法関係等全般 B : 禁止・注意・警告等 B1 : 公共標識 B2 : 外国人対応 (参考例) C : フィールドマナー等の啓発 D : ユニバーサルデザイン E : 安全 F : 施設表示等 G : 記名・案内・解説等 H : 自然公園名				1 地勢 2 道路 3 交通機関 4 公共施設 5 自然資源 6 人文資源 7 危険動物 8 その他			
	掲載例	分類	細分類	No.	多言語表記する用語	英語	中国語 (繁体字)	中国語 (簡体字)
	A		1	自然公園	Natural Park	自然公園	自然公园	자연공원
	A		2	国立公園	National Park	國家公園	国立公园	국립공원
	A		3	国定公園	Quasi-National Park	準國家公園	准国家公园	국립공원

(注) 環境省資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(3)-④ 「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム 2020」(平成 28 年 12 月大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会)(抜粋)

2 コンセプトと取組の方向性

2.1 コンセプト(略)

2.2 目指すべき姿

コンセプトにある、大山隠岐国立公園にまたがる魅力を最大限に引き出すために、『目指すべき姿』を以下のように設定する。

本来の魅力である自然や景観が守られ活かされる国立公園

大山隠岐国立公園は先進的なオーバーユース対策の取組が評価されており、本プロジェクトの実施に際しても、本来の魅力である自然や景観を損なわないことを第一に、今ある自然や景観の魅力を最大限に引き出すことを目指します。

安全安心が確保され、ルールやマナーも徹底した国立公園

コンセプトにある魅力を満喫する大前提として、外国人利用を考慮したソフト、ハード両面からの安全安心対策を行うとともに、それぞれの利用の場面で必要となるルールやマナーの周知徹底を目指します。

(以下、略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-⑤ コミュニケーション支援ボード

聞きたい言葉に指をさしてください
Please point to what you want to say.
특별히 생각되는 단어를 請願板에 指하는 漢字
특별히 생각되는 단어를 가리키는 손가락을 가리키세요

A. ①を利用して②に行きたい
I want to go to ② by ① ~.

B. 教えてください・探している
Please tell me ~ / I'm looking for ~.

C. 落とし物 Lost property

D. 助けてください Help me!

E. 注意してください! Caution!

F. 筆談したい
I want to communicate in writing.

① 移動: Transportation 交通工具 交通工구 이동

② 案内: Guide 指南 指南 안내

③ 時間・お金: Time / Money 時間 / 費用 時間 / 費用

④ 天気: Weather 天氣 天气 기후

聞きたい言葉に指をさしてください
Please point to what you want to say.
특별히 생각되는 단어를 請願板에 指하는 漢字
특별히 생각되는 단어를 가리키는 손가락을 가리키세요

A. ①を利用して②に行きたい
I want to go to ② by ① ~.

B. 教えてください・探している
Please tell me ~ / I'm looking for ~.

C. 落とし物 Lost property

D. 助けてください Help me!

E. 注意してください! Caution!

F. 筆談したい
I want to communicate in writing.

⑤ 注意: Caution 注意 注意 주의

⑥ 落とし物: Lost property 遺失物 遺失物 迷物

⑦ 人物: Person 人人 사람

⑧ 体調: Health 健康狀況 健康狀況 건강

(注) 環境省ホームページに基づき当局が作成した。

図表 2-(3)-⑥ 地域観光資源の多言語解説整備事業（文化庁・環境省連携）

(概要)

観光庁は、①文化庁・環境省と連携し、魅力的な多言語解説文を作成できるネイティブ専門人材をリスト化するとともに、②解説文の作成を支援。

そのうえで、文化庁は文化財中核観光拠点で、環境省は国立公園満喫プロジェクト選定公園で、最先端技術も駆使しながら、外国人に魅力ある観光ストーリーを多言語発信。

(イメージ)

環境省・文化庁と連携した地域観光資源の多言語解説整備について



観光庁は、①文化庁・環境省と連携して魅力的な多言語解説文を作成できるネイティブ専門人材をリスト化するとともに、②解説文の作成を支援。

そのうえで、文化庁においては文化財中核観光拠点において、環境省においては国立公園満喫プロジェクト選定公園において、最先端技術も駆使しながら外国人に魅力ある観光ストーリーを多言語発信。

観光庁：地域観光資源の多言語解説整備支援事業

※Writer/Editorを派遣し、文化財の魅力ある多言語解説文の作成支援



※タッチパネル式解説板による案内（日本語音声・多言語字幕）。



※Writer/Editorを派遣し、国立公園の魅力ある多言語解説文の作成支援



※国立公園セルフガイドアプリの開発・発信。

文化庁：文化財中核観光拠点200カ所

- ・ 地域の文化財を一体的に整備・支援
- ・ 観光資源としての価値を高める美観化への支援
- ・ 文化財の魅力伝える案内板・解説板の設置



環境省：国立公園満喫プロジェクト8公園

- ・ 自然や温泉を活かした野外アクティビティの充実
- ・ ビンターセンター等におけるカフェや案内板・解説板の設置
- ・ 質の高い魅力的な宿泊施設の誘致



(中国四国地方環境事務所の取組)

平成30年度～	英語での解説標識を整備 (整備予定箇所) 地蔵崎園地（島根県）、日御碕園地（島根県）、夏山登山道（鳥取県）、大山寺周辺（大山町）
---------	--

(注) 当局の調査結果による。

(注) 1 観光庁のホームページ資料に基づき当局が作成した。
2 下線は当局が付した。

図表 2-(3)-⑦ 英語表記の一覧表の概略（隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会作成）

区分	掲載内容		
語数	532 語		
部類	9 分類 （観光地、文化・行事・伝統、歴史、食事、体験・ツアー等、企業、地質用語、隠岐ジオパーク用語、GGN（世界ジオパークネットワーク）・ユネスコ用語）		
例	日本語	ひらがな	英語
	摩天崖	まてんがい	Matengai Cliff
	通天橋	つうてんきょう	Tsūtenkyō Arch
	明屋海岸	あきやかいがん	Akiya Coast
	赤壁	せきへき	Sekiheki (Red Cliff)

（注）隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会資料に基づき当局が作成した。

図表 2-(3)-⑧ 調査対象とした英語版の各媒体一覧 (53 種類)

地域	パンフレット、リーフレット、ホームページ、公共標識の名称	種別	作成者等
大山・蒜山・三徳山地域 (17)	Daisen-OkI National Park Brochure (2018 年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Leaflet (2018 年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Pocket Guide Mt. Daisen & Hiruzen Region (2018 年)	紙	国
	Daisen Hiruzen Trekking Course Map	紙	国
	Daisen Walking Course Map	紙	国
	Daisen-OkI National Park Map	紙	国
	Mt.Daisen 1300 Years of History festival pamphlet	紙	その他
	Maniwa Climbing Guide Map	紙	市町村
	Guide Map for Route Romantique San`in	紙	その他
	Daisen-OkI National park	電子	国
	Let` s visit the National Parks of Japan!	電子	国
	Tourist information for Tottori, Japan	電子	県
	DAISEN GUIDE	電子	市町村
	現地公共標識 (2)	標識	国
	現地公共標識 (1)	標識	県
	現地公共標識 (1)	標識	市町村
	隠岐島地域 (14)	Daisen-OkI National Park Brochure (2018 年)	紙
Daisen-OkI National Park Leaflet (2018 年)		紙	国
Daisen-OkI National Park Pocket Guide OkI Islands Region		紙	国
Daisen-OkI National Park Map		紙	国
OKI ISLANDS Guide Book (2018 年度)		紙	その他
OkI Islands Global Geopark manga		紙	その他
OKI ISLANDS UNESCO GLOBAL GEOPARK Introduction (2018 年)		紙	その他
Guide Map		紙	その他
OkI Islands UNESCO Global Geopark Guide Map (2017 年)		紙	その他
OkI Islands Geopark Pamphlet (2016 年)		紙	その他
Daisen-OkI National park		電子	国
SHIMANE Explore Unfamiliar Japan Islands Area		電子	その他
隠岐の島旅【英語版】		電子	その他
Islands Connecting People and Land OkI Islands UNESCO Global Geopark		電子	その他
島根半島東部地域 (6)	Daisen-OkI National Park Brochure (2018 年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Leaflet (2018 年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Map	紙	国
	Guide Map for Route Romantique San`in	紙	その他
	Daisen-OkI National park	電子	国
	現地公共標識 (1)	標識	県

島根半島西部地域(8)	Daisen-OkI National Park Brochure (2018年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Leaflet (2018年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Map	紙	国
	Izumo Taisha town map	紙	その他
	Guide Map for Route Romantique San`in	紙	その他
	Daisen-OkI National park	電子	国
	現地公共標識 (1)	標識	県
	現地公共標識 (1)	標識	市町村
三瓶山地域(8)	Daisen-OkI National Park Pocket Guide Mt. Sanbe Region	紙	国
	Daisen-OkI National Park Brochure (2018年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Leaflet (2018年)	紙	国
	Daisen-OkI National Park Map	紙	国
	Guide Map for Route Romantique San`in	紙	その他
	Daisen-OkI National park	電子	国
	石見銀山ウォーキングミュージアム	電子	その他
	現地公共標識 (1)	標識	県

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「種別」欄は、調査対象とした英語版の各媒体の形態（紙、電子及び標識）を記載している。

3 「作成者等」欄は、パンフレットやリーフレットの作成者、ホームページの管理者、公共標識の設置者を記載しており、

①「国」は中国四国地方環境事務所を示す。

②「県」は、i) 大山・蒜山・三徳山地域では鳥取県及び岡山県を示す。

なお、鳥取県及び岡山県が作成管理しているパンフレット、ホームページ、公共標識には、英語表記が不統一な例はみられなかった。

ii) 隠岐島地域、島根半島東部地域、島根半島西部地域、三瓶山地域では島根県を示す。

③「市町村」は、各地域内の市町村を示す。

④「その他」は、満喫プロジェクトに参画している観光協会などの観光関係団体を示す。

4 ホームページ上にPDFとして掲載されていたものは「紙」媒体として整理した。

5 地域欄（ ）は、確認したパンフレット、リーフレット、ホームページ、公共標識の数を示す。

6 現地公共標識の（ ）は、確認した現地の公共標識の数を示す。

7 他の地域で同じリーフレット類を確認している場合、それぞれ計上しており、合計53種類は延べ数である。

図表 2-(3)-⑨ 同一地名・施設の名称に用いる英語表記が異なっている状況

No.	地域	地名・名称	英語表記	国	県	市町村	その他
1		i) 榊水高原	Masumizu Highland	○			
			Masumizu Plateau	○			
			Daisen Masumizu Kougen			○	
			【参考】技術指針(高原) : Highland	-	-	-	-
2	大山・蒜山・三徳山 (24 地名・施設のうち、3 地名・施設)	ii) 大山ナショナルパークセンター	Daisen National Park Centre	○			
			Daisen Information Center	○		○	○
3		iii) 休暇村奥大山	National Park Resort-Kyukamura Oku-Daisen	○			
			Kyukamura Oku-Daisen	○			
			National Park Resort Village Okudaisen	○			
			【参考】技術指針(休暇村) : Kyukamura Hotels	-	-	-	-
4		i) 赤壁	Chibu Sekiheki	○			
			Sekiheki	○			
			Sekiheki Cliff	○			
			Sekiheki (Red Cliff)				○
5	隠岐島 (36 地名・施設のうち、4 地名・施設)	ii) 摩天崖	Matengai Cliff	○			○
			Matengai	○			
6		iii) 通天橋	Tsutenkyo	○			○
			Tsutenkyo Arch	○	○		○
			Tsutenkyo (Heavenly Arch)				○
			Tsutenkyo Arch (Bridge to Heaven)				○
7		iv) 明屋海岸	Akiya Coast	○			
			Akiya Coast Beach	○			○
			Akiya Beach	○			
8		i) 桂島	Katsurashima Island	○			
			Katsurajima Island	○	○		
9	島根半島 東部	ii) 美保関灯台	Mihoseki Lighthouse	○			
			Mihonoseki Lighthouse	○	○		○
10	(10 地名・名称のうち 4 地名・施設)	iii) 関の五本松	Gohonmatsu Park	○			
			Seki no Gohon Matsu	○			
			Seki-no-Gohon Matsu(Cape of Five Pines)			○	
11		iv) 多古の七穴	Seven Caves of Tako	○			
			Takono-nanatsuana	○			
			Tako no Nanatsu Ana	○			

12	島根半島 西部 (6地名・ 名称のうち 4地名・施 設)	i) 日御碕神 社	Hinomisaki Shrine	○	○	○	
			Hinomisaki jinja Shrine	○			
			【参考】技術指針(神社): Shrine	—	—	—	—
13		ii) 経島	Fumishima Island	○		○	
			Fumijima	○			
			【参考】技術指針(島): Island	—	—	—	—
14		iii) ウミネコ 繁殖地	Rookery of the black-tailed gulls	○			
			Breeding Site Black Tailed Gull	○			
			the breeding ground of the Black- tailed gull	○			
			The place where sea gulls breed			○	
15		iv) 出雲大社	Izumo Grand Shrine	○			
			Izumo Taisha Shrine	○	○		
			Izumo Taisha Grand Shrine			○	
			【参考】技術指針(神社): Shrine	—	—	—	—
16		i) 浮布池	Ukinuno Pond	○			
	Ukinunoike Pond		○	○			
	Ukinunoike		○				
	Ukinuno Lake					○	
	【参考】技術指針(池): Pond		—	—	—	—	
17	ii) 姫逃池	Himenogaike Pond	○	○			
		Himenogaike	○				
		Himenoga Pond	○			○	
		【参考】技術指針(池): Pond	—	—	—	—	
18	iii) 室の内池	Muronouchiike Pond	○				
		Muronouchi Pond	○				
		Muronouchiike	○				
		【参考】技術指針(池): Pond	—	—	—	—	
19	iv) 三瓶温泉 街	Sanebe onsen	○				
		Sanbe hot spring	○	○		○	
		【参考】技術指針(温泉): Hot spring	—	—	—	—	
—	確認した94地名・名称のうち19地名・名称の英語表記が異なっている。						

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」は、各英語表記を用いている機関を示す。

①「国」は中国四国地方環境事務所を示す。

②「県」は、i) 大山・蒜山・三徳山地域では「鳥取県」を示す。

なお、岡山県が作成管理しているパンフレット、ホームページ、公共標識には、英語表記が不統一な例はみられなかった。

ii) 隠岐島地域、島根半島東部地域、島根半島西部地域、三瓶山地域では「島根県」を示す。

③「市町村」は、各地域内の市町村を示す。

④「その他」は、満喫プロジェクトに参画している観光協会などの観光関係団体を示す。

図表 2-(3)-⑩ 中国四国地方環境事務所の英訳が不統一な例 (18 事例)

No.	地域	地名・名称	英語表記	
1	大山 ・ 蒜山 ・ 三徳山	榊水高原	Masumizu Highland	
			Masumizu Plateau	
2		大山ナショナルパークセンター	Daisen National Park Centre	
			Daisen Information Center	
3		休暇村奥大山	National Park Resort-Kyukamura Oku-Daisen	
			Kyukamura Oku-Daisen	
			National Park Resort Village Okudaisen	
4		隠岐島	赤壁	Chibu Sekiheki
				Sekiheki
				Sekiheki Cliff
5			摩天崖	Matengai Cliff
				Matengai
6			通天橋	Tsutenkyo
				Tsutenkyo Arch
7			明屋海岸	Akiya Coast
				Akiya Coast Beach
		Akiya Beach		
8		島根半島 東部	桂島	Katsurashima Island
	Katsurajima Island			
9	美保関灯台		Mihoseki Lighthouse	
			Mihonoseki Lighthouse	
10	関の五本松		Gohonmatsu Park	
			Seki no Gohon Matsu	
11	多古の七つ穴		Seven Caves of Tako	
			Takono-nanatsuana	
12	島根半島 西部		日御碕神社	Hinomisaki Shrine
				Hinomisaki jinja Shrine
13			経島	Fumishima Island
		Fumishima		
14		ウミネコ繁殖地	Rookery of the black-tailed gulls	
			Breeding Site Black Tailed Gull	
			the breeding ground of the Black-tailed gull	
15		出雲大社	Izumo Grand Shrine	
			Izumo Taisha Shrine	
16		浮布池	Ukinuno Pond	
			Ukinunoike Pond	
			Ukinunoike	
17		姫逃池	Himenogaike Pond	
			Himenogaike	
	Himenoga Pond			
18	室の内池	Muronouchiike Pond		
		Muronouchi Pond		
		Muronouchiike		

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑪ どのような場所かを表す部分の英訳が不統一な例 (10 事例)

No.	地域	地名・名称	英語表記
1	大山・ 蒜山・ 三徳山	榊水高原	Masumizu Highland
			Masumizu Plateau
			Daisen Masumizu Kougen
2	隠岐島	明屋海岸	Akiya Coast
			Akiya Coast Beach
			Akiya Beach
3		日御碕神社	Hinomisaki Shrine
			Hinomisaki jinja Shrine
4		経島	Fumishima Island
			Fumijima
5	島根半島 西部	ウミネコ繁殖地	Rookery of the black-tailed gulls
			Breeding Site Black Tailed Gull
			the breeding ground of the Black-tailed gull
			The place where sea gulls breed
6		出雲大社	Izumo Grand Shrine
			Izumo Taisha Shrine
			Izumo Taisha Grand Shrine
7		浮布池	Ukinuno Pond
			Ukinunoike Pond
			Ukinunoike
			Ukinuno Lake
8	三瓶山	姫逃池	Himenogaike Pond
			Himenogaike
			Himenoga Pond
9		室の内池	Muronouchiike Pond
			Muronouchi Pond
			Muronouchiike
10		三瓶温泉街	Sanbe onsen
			Sanbe hot spring

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑫ どのような場所かを表す英訳を付記しているものと、名称のローマ字表記のみ
のものが混在している例 (10 事例)

No.	地域	地名・名称	英語表記
1	大山・ 蒜山・ 三徳山	休暇村奥大山	National Park Resort-Kyukamura Oku-Daisen
			Kyukamura Oku-Daisen
			National Park Resort Village Okudaisen
			National Park Resort OkuDaisen
2	隠岐島	赤壁	Chibu Sekiheki
			Sekiheki
			Sekiheki Cliff
			Sekiheki (Red Cliff)
			Red Cliff (Sekiheki)
3	隠岐島	摩天崖	Matengai Cliff
			Matengai
4	隠岐島	通天橋	Tsutenkyo
			Tsutenkyo Arch
			Tsutenkyo (Heavenly Arch)
			Tsutenkyo Arch (Bridge to Heaven)
5	島根半島 東部	関の五本松	Gohonmatsu Park
			Seki no Gohon Matsu
			Seki-no-Gohon Matsu (Cape of Five Pines)
6	島根半島 東部	多古の七穴	Seven Caves of Tako
			Takono-nanatsuana
			Tako no Nanatsu Ana
7	三瓶山	浮布池	Ukinuno Pond
			Ukinunoike Pond
			Ukinunoike
			Ukinuno Lake
8	三瓶山	姫逃池	Himenogaike Pond
			Himenogaike
			Himenoga Pond
9	三瓶山	室の内池	Muronouchiike Pond
			Muronouchi Pond
			Muronouchiike
10	三瓶山	三瓶温泉街	Sanebe onsen
			Sanbe hot spring

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑬ 複数の読み方のローマ字表記が混在 (2 事例)

No.	地域	地名・名称	英語表記
1	島根半島	桂島	Katsurashima Island
			Katsurajima Island
2	東部	美保関灯台	Mihoseki Lighthouse
			Mihonoseki Lighthouse

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑭ 施設の旧名称の英訳が混在 (1 事例)

No.	地域	地名・名称	英語表記
1	大山・蒜山・三徳山地域	大山ナショナル パークセンター	Daisen National Park Centre
			Daisen Information Center

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(3)-⑮ コミュニケーション支援ボードが設置されている施設

No.	施設名	種類	施設の設置主体	設置の有無
1	大山ナショナルパークセンター	ビジターセンター	中国四国地方環境事務所	○
2	船上山休憩小屋	避難小屋・休憩小屋	中国四国地方環境事務所	○
3	大山頂上避難小屋	避難小屋・休憩小屋	鳥取県	
4	大山六合目避難小屋	避難小屋・休憩小屋	鳥取県	
5	三鈷峰避難小屋	避難小屋・休憩小屋	鳥取県	
6	元谷避難小屋	避難小屋・休憩小屋	鳥取県	
7	男三瓶山避難小屋	避難小屋・休憩小屋	島根県	
8	中蒜山避難小屋	避難小屋・休憩小屋	岡山県	
計				2 施設

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」は、コミュニケーション支援ボードが設置されていることを示す。

図表 2-(3)-⑯ コミュニケーション支援ボードへの意見

調査対象機関	意見
鳥取県	ビジターセンターである鳥取県立大山自然歴史館や登山道にある避難小屋などでの活用を検討したい。
大山町	災害時対応の点を充実してほしい。
出雲市	外国人利用者にとって有益と考えられることから、飲食店の案内など観光振興に関する情報を追加して活用したい。ボードの設置者が内容を加工できるようにしてほしい。
大田市	現場で外国人と接する人にとって有益だ。

(注) 当局の調査結果による。